



総社市 環境基本計画



豊かな自然とたしかな歴史 いつまでも伝え育むまち

平成21年3月

岡山県総社市

ごあいさつ



このたび、総社市にとって初めての環境基本計画を策定いたしました。

本市は、私たちが考え、私たちが実行する、自立した総社市をめざしてまちづくりを推進しています。

しかしながら、私たちを取り巻く生活環境は、地球温暖化やごみ問題をはじめとしたいへん厳しい状況に陥っています。

そうした中、将来にわたっての持続可能な社会づくり・循環型社会の形成が求められており、地球規模での取り組みと併せて、地域社会が一体となって環境への負荷を低減していくことが必要とされています。

このような状況をふまえ、本市では平成17年11月に環境基本条例を制定し、これまで環境の保全やごみの減量化をはじめとした4Rの推進に努めてまいりました。

本計画では、総社市の目指す環境像として「豊かな自然とたしかな歴史 いっまでも伝え育むまち」を掲げ、現在の良好な環境を未来の子どもたちが受け継ぐことができるよう、市民の皆様とともに考え、ともに行動して各種施策に取り組んでまいります。

そのため、それぞれの行動に対して、行政はもちろんのこと市民、事業者の皆様にも多くの協働を求めていますので御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画の策定に貴重な御意見、御提言をいただいた青山会長をはじめとする総社市環境審議会の皆様、アンケート調査やパブリックコメントで御意見をいただいた多くの市民、事業者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、計画の実現に向け、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

平成21年3月

総社市長 片岡 聡 一

目 次

第1章 総社市環境基本計画の基本的事項	
第1節 環境基本計画とは	1
第2節 環境基本計画策定の背景と目的	2
第3節 環境基本計画の位置づけ	2
第4節 環境基本計画の期間	3
第5節 環境基本計画で対象とする範囲	3
第2章 総社市の地域概況	
第1節 自然的条件	4
第2節 社会的条件	10
第3章 総社市の環境の現状と課題	
第1節 生活環境	25
第2節 自然環境	38
第3節 社会環境	45
第4節 地球環境	47
第5節 環境意識に関するアンケート調査	51
第6節 環境課題の抽出	57
第4章 目指す環境像と基本目標等	
第1節 目指す環境像	61
第2節 計画の基本目標	62
第3節 計画の体系	63
第5章 環境施策の展開	
第1節 自然から学び、人を豊かに育む水と緑のまちを築きます	65
第2節 緑とふれあい、歴史と文化を大切にするまちを築きます	69
第3節 人にやさしくモノにもやさしい、健康と安全・安心なまちを築きます	72
第4節 地球のことを考え、持続可能な社会づくりに向けて行動します	85
第5節 ふるさとから環境を守り行動する人を育てます	89

第6章	リーディングプロジェクト	
第1節	リーディングプロジェクトの選定	91
第2節	リーディングプロジェクトの内容	92
第7章	計画の推進と進行管理	
第1節	計画の推進体制	95
第2節	計画の進行管理	96
資料編		
資料1	計画策定体制と策定経過	97
資料2	総社市環境基本条例	100
資料3	総社市環境保全条例	104
資料4	環境基準	111
資料5	環境用語の説明	118

第1章 総社市環境基本計画の基本的事項

第1節 環境基本計画とは

環境基本計画とは、「環境基本法」第15条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。この計画では、環境の保全に関する長期的な目標として

- ◆環境負荷の少ない、循環を基調とする経済社会システムの実現（循環）
- ◆自然と人間との共生の確保（共生）
- ◆公平な役割分担の下でのすべての主体の参加の実現
- ◆国際的取り組みの推進

の4項目が掲げられ、実現に向けた施策の基本的な方向、各主体の役割等を定めています。

国の環境基本計画は、第一次計画が平成6年12月に策定されました。その後、社会情勢の変化に対応するために5年程度をめぐりに見直しが行われ、平成12年12月に第二次計画、平成18年4月に第三次計画が閣議決定されています。

第三次計画では、今後の環境政策の展開の方向として、

- ◆環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上
- ◆環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成
- ◆国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進

などが提示されています。

ここで、同じく環境基本法第7条では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策の策定及び実施をあげています。

環境基本法 第7条

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

環境基本法 第15条

第15条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

「総社市環境基本計画」は、「総社市環境基本条例」第9条の規定に基づいて策定する地域版の環境基本計画であり、計画の役割は次のとおりです。

- ◆市の環境行政の基本的な指針となる。
- ◆市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むための体制を構築し、計画の推進過程でそれを機能させることにより、市民参加に資する。
- ◆計画内容を進めていくことで、市民の環境意識を高める。

第2節 環境基本計画策定の背景と目的

かつての高度成長時代には、規模が大きい比較的小数の事業者を対象とした規制措置（大気汚染防止法、水質汚濁防止法等）により、公害問題が改善されました。それから四半世紀後、現代における大量生産・大量消費・大量廃棄を基本とした社会経済システムは、多くの人々の日常生活の利便性を高めた結果、地球環境から地域環境まで広範囲に影響を及ぼすことになりました。

これら現代の環境問題については、かつての産業公害とは逆に、「一人ひとりの影響は小さいが多数の市民」の影響が大きくなっていて、環境改善のために規制措置で対応することが困難となっています。そのため、市民一人ひとりの意識を高め、市民一人ひとりが幅広く環境への取り組みを実践することで環境改善に結びつけることが求められています。

環境問題の解決を目指し、その取り組みを推進するためには、さまざまな立場の人々が自主的かつ積極的に参加する必要があります。このため総社市環境基本計画を策定し、具体的に示された施策や取り組みを推進することで、環境に対して先進的な都市となることを目指します。

第3節 環境基本計画の位置づけ

総社市環境基本計画は、市の上位計画である「総社市総合計画」（以下「総合計画」と略す。）を、環境面から総合的に推進するための計画です。市内各部局が環境を重視した共通の認識を持ち、この計画を指針として、あらゆる施策・事業・取り組みに対して、環境配慮を織り込んでいくことにより、徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくことを目指します。

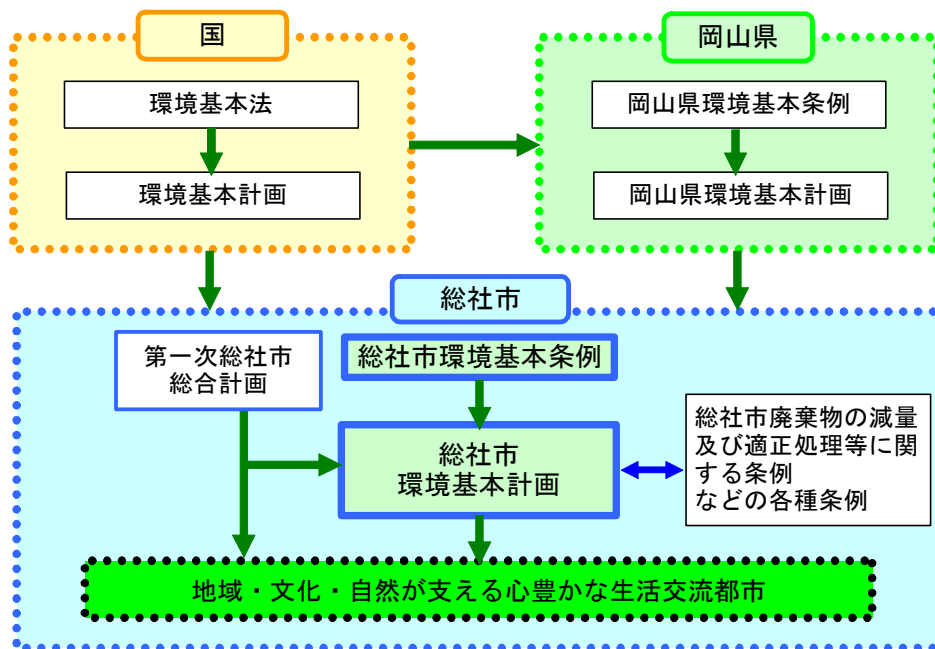


図1-3-1 総社市環境基本計画の位置づけ

第4節 環境基本計画の期間

総社市環境基本計画は、市の上位計画である総合計画を、環境面から推進するための計画に位置づけられます。このため、総社市環境基本計画の計画期間は、総合計画に準じて10年間とします。

また、今後の社会情勢の変化に対応するため、数年ごとに計画の見直しを行うこととします。

計画の期間	
平成21年度 (2009年度)	⇒ 平成30年度 (2018年度)

第5節 環境基本計画で対象とする範囲

環境基本計画で対象とする環境の範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境などの各分野及び環境教育など横断的な分野に区分されます。

総社市環境基本計画では、表1-5-1の環境要素を対象とします。なお、地球環境問題には地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨のほか、熱帯林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の国境を越える移動及び開発途上国の公害問題等がありますが、ここでは身近なところから取り組んでいける3要素を対象とします。

表1-5-1 計画で対象とする環境要素

環境要素	
生活環境	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、化学物質、廃棄物
自然環境	地形・地質、動植物・生態系、自然とのふれあい
社会環境	公園・緑地、景観・まちの美観、歴史的・文化的遺産
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨
環境教育及び環境保全活動	学校、社会、事業所における環境教育、環境保全活動、環境情報の整備及び提供

第2章 総社市の地域概況

第1節 自然的条件

1 位置・面積

総社市は、岡山県南西部の内陸部に位置しています。東部は十二ヶ郷用水のある田園地域や鬼城山等の丘陵地で岡山市と接し、南部は福山山系等の丘陵地や高梁川で倉敷市と接しています。西部は丘陵地により矢掛町及び井原市と、北部は吉備高原を介して高梁市及び吉備中央町に接しています。総面積は **212.00 km²** です。

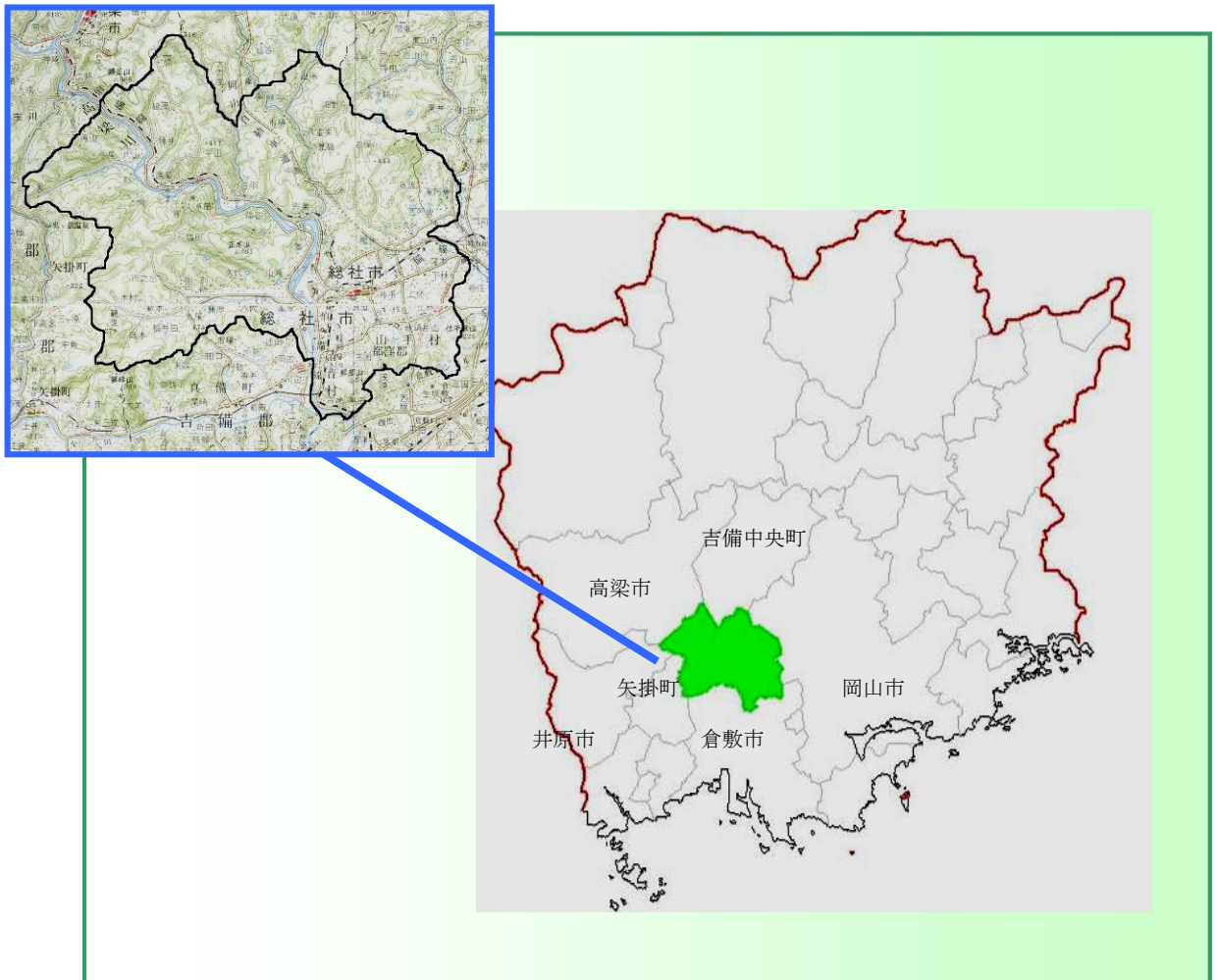
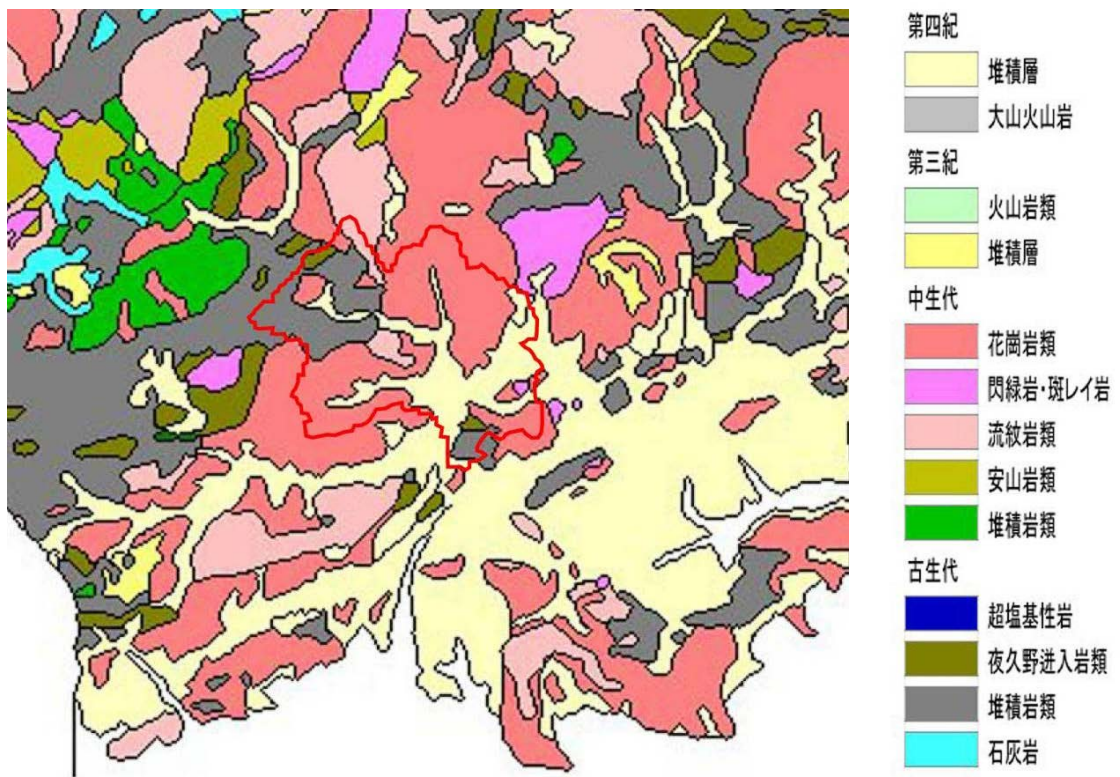


図2-1-1 総社市の位置

2 地形・地質

総社市の南北を一級河川の高梁川が流れています。市北部は海拔 200～400mからなる平坦な隆起準平原と呼ばれる吉備高原の一部を形成し、南部の清音地区及び山手地区の南側にも丘陵地が広がります。市南部地域は扇状地勢の沖積平野が東西に広がっています。なだらかな高原状の広がりをみせる吉備高原は対照的に深い谷を形成し、槇谷川では岩谷壁が見事な渓谷である豪溪があります。

総社市の地質として大きな面積を占めているものは花崗岩であり主に新本、秦、槇谷、日羽、奥坂、山手地区などに分布しています。流紋岩は延原地区北東部、福谷地区に分布し、宇山地区には塩基性火山岩が分布しています。高梁川の新旧流路の周辺では堆積層が広がります。また面積的にはわずかですが日羽地区に石灰岩が分布しています。



資料：おかやまの自然第2版 岡山県 1993 「岡山県地質図」

図2-1-2 総社市周辺の地質図

3 河川・山地

総社市の北から南に岡山県三大河川の一つであり、一級河川の高梁川が貫流しています。また吉備高原や各丘陵地の谷筋からは日羽谷川、横谷川、新本川などの支流が流れ、市内で高梁川に合流します。また高梁川の湛井堰（井尻野）から取水される用水路をはじめ、南部の田園地域には用水路網が発達しています。

総社市に顕著な山岳地形はありませんが、中北部は吉備高原の一部を形成する森林地帯であり、標高 200～400mの山が連なります。また倉敷市と隣接する南東部には福山山系が東西に連なる丘陵地になっています。また吉備高原地域や南部の田園地域には多くのため池が点在します。

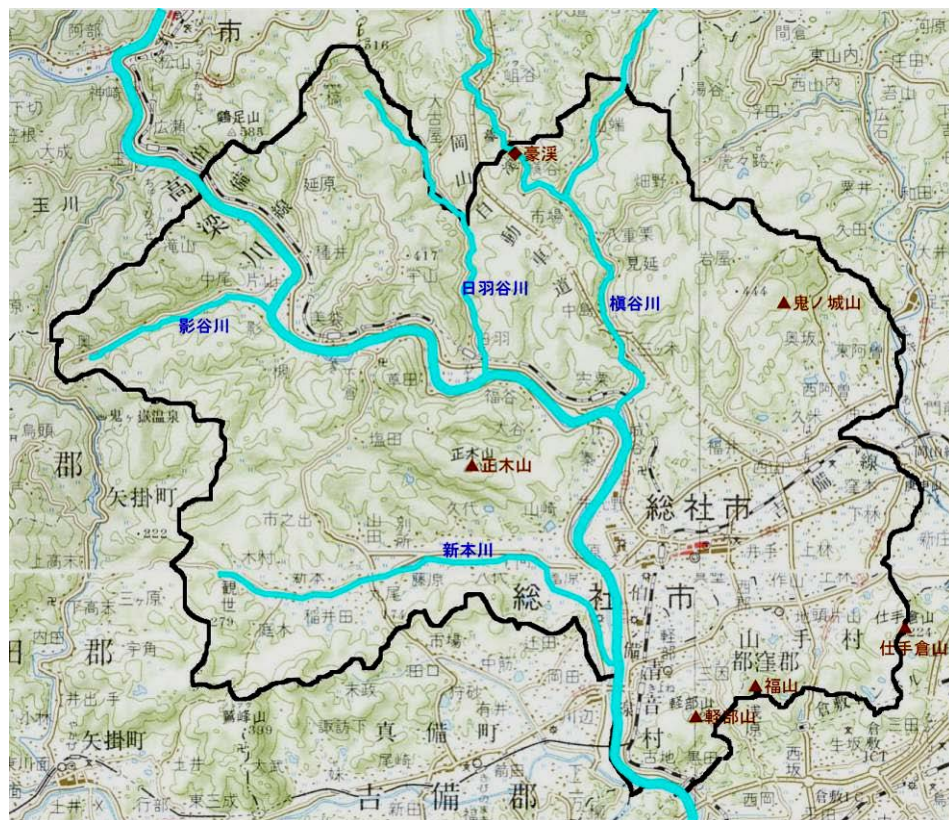


図 2 - 1 - 3 総社市の河川・山地

表 2 - 1 - 1 総社市の水面等の面積（2006 年度）

ため池	河川	水路	合計
167 ha	953 ha	223 ha	1,343 ha

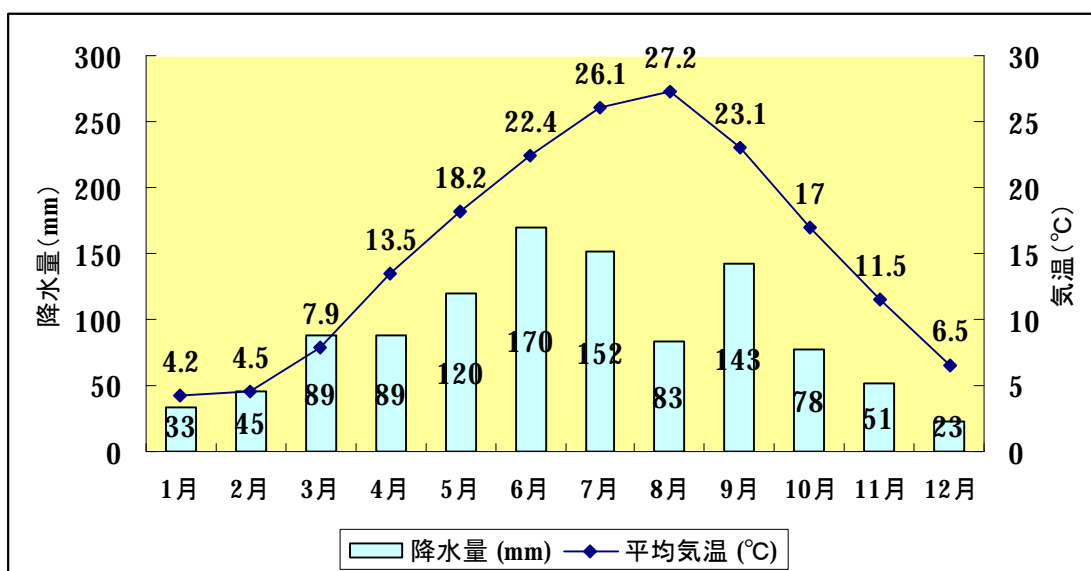
資料：国土利用計画

4 気象

総社市周辺の気象観測所としては、総社市の南にある倉敷地域気象観測所と、総社市の北にある高梁地域気象観測所があります。両観測所の平年値をみると、年平均気温は概ね 14℃～15℃、降水量は概ね 1,100mm～1,200 mmで、いずれも温暖少雨で晴天に恵まれた瀬戸内式気候に属します。日照時間は、倉敷と高梁では年間 500 時間程度の差があり、総社市中央部から南部の平野では倉敷に近く、北部の昭和地区などは高梁に近いと考えられます。平均風速では、全体的に風速が弱く、月別の変動も少ない傾向にあります。

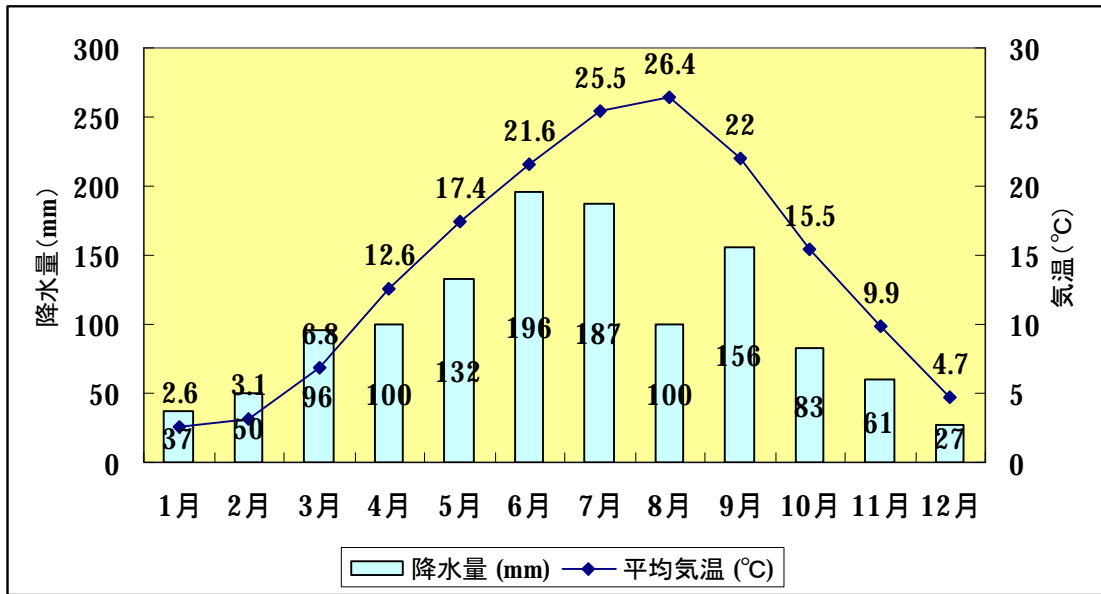
表 2-1-2 総社市周辺の地域気象観測所における観測値（平年値）

地域気象観測所	平均気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降水量 (mm)	統計期間
倉敷	15.2	1.6	1,908.7	1,074.2	日照時間 1988～2000 それ以外 1979～2000
高梁	14.0	1.1	1,439.2	1,223.9	日照時間 1987～2000 それ以外 1979～2000



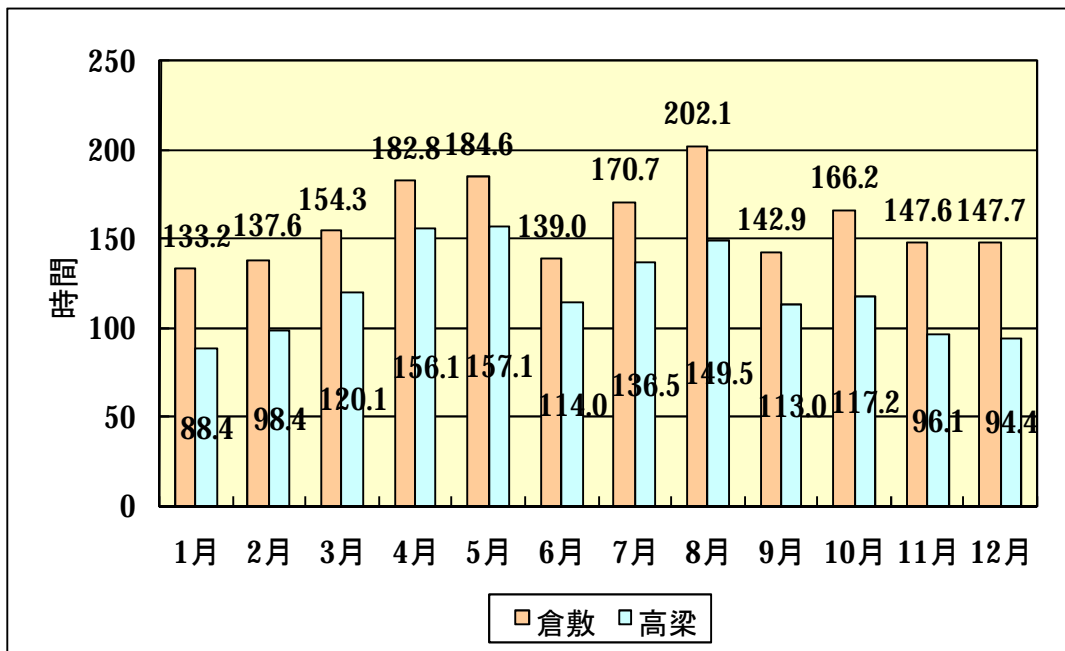
資料：気象庁（気温・降水量 1979～2000 年の平均値）

図 2-1-4 倉敷地域気象観測所の降水量と気温



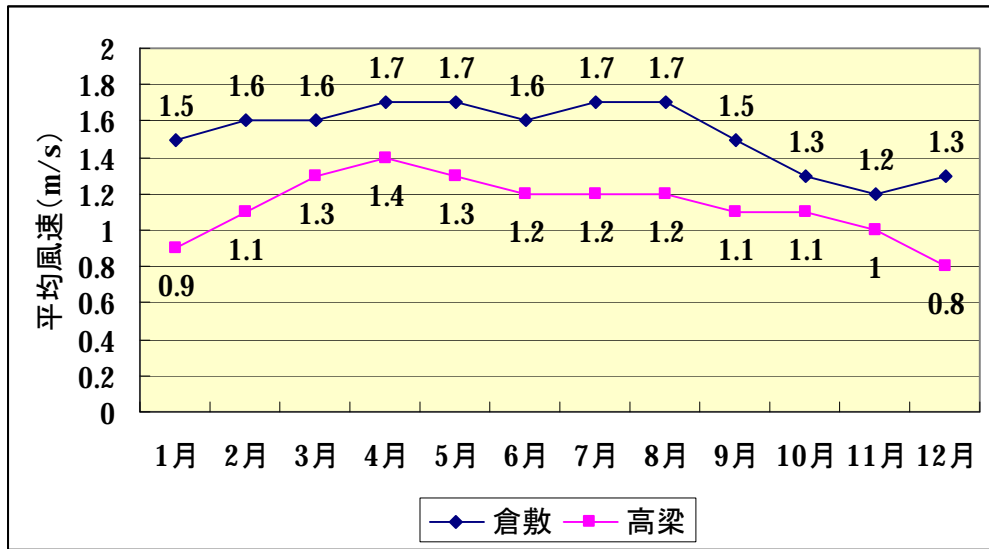
資料：気象庁（気温・降水量 1979～2000 年の平均値）

図 2 - 1 - 5 高梁地域気象観測所の降水量と気温



資料：気象庁（倉敷 1988～2000 年、高梁 1987～2000 年の平均値）

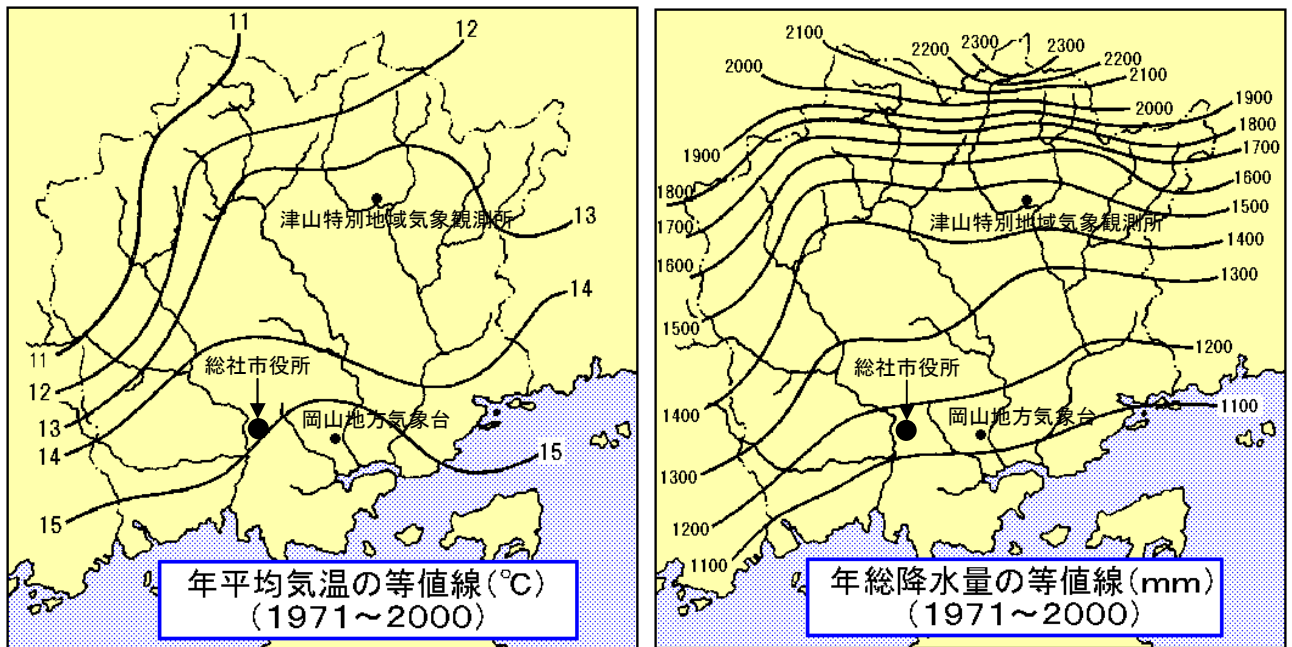
図 2 - 1 - 6 総社市近郊の日照時間



資料：気象庁（1979～2000年の平均値）

図 2-1-7 総社市近郊の平均風速

なお、図 2-1-8 は、岡山地方気象台による年平均気温と年総降水量の等値線であり、総社市の年平均気温は市の南部で 15℃程度、市の北部で 14℃～15℃となっています。年総降水量は、市の南部で 1,100mm～1,200mm、市の北部で 1,200mm～1,300mmとなっています。



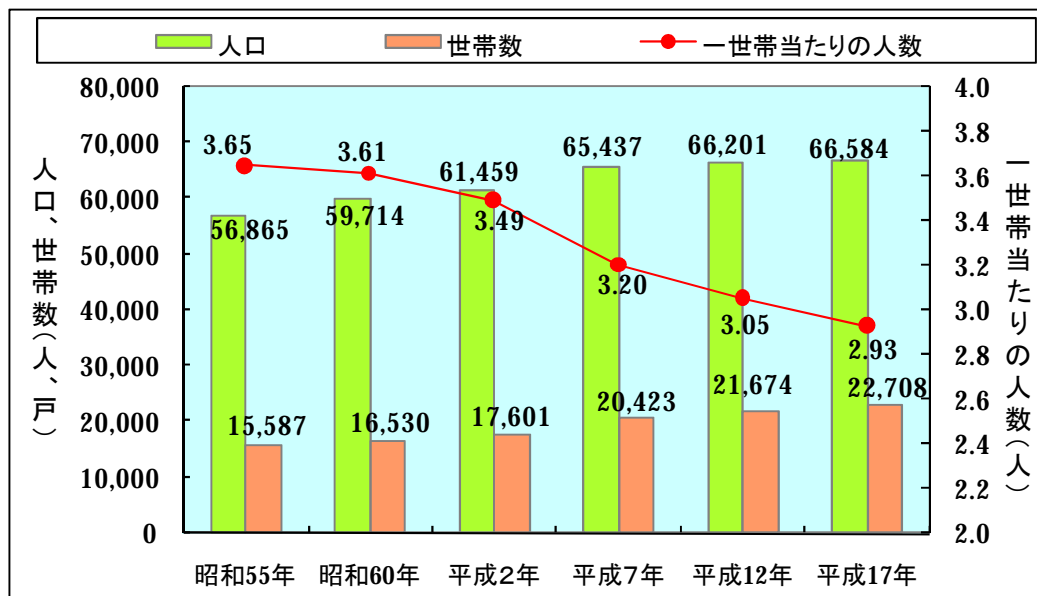
資料：気象庁（1971～2000年の平均値）

図 2-1-8 年平均気温と年総降水量の等値線（岡山県）

第2節 社会的条件

1 人口・世帯数

平成17年の国勢調査によると、総社市の人口は66,584人で、岡山県の3.5%を占めています。人口及び世帯数は岡山市と倉敷市が近隣にあり、ベッドタウンとしての性格がみられるので、わずかながら増加傾向にあります。昭和55～60年頃に比べると1世帯あたりの人員は減少しています。



資料：国勢調査報告（各年10月1日現在）

図2-2-1 人口・世帯数及び一世帯当たり人数の推移

2 産業別就業人口

(1) 就業人口

総社市の産業別就業人口（15歳以上就業者数）は、平成2年から平成17年まで、ほぼ横ばいで推移しています。産業別にみると、第1次産業が大きく減少し、第3次産業が増加傾向にあります。

表2-2-1 就業構造の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総数（人）	31,169	33,722	33,252	32,671
第1次	3,104	2,763	2,251	2,089
第2次	13,011	13,645	12,417	11,187
第3次	15,050	17,284	18,561	18,965
分類不能	4	30	23	430

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

表2-2-2 産業大分類別就業者数

単位：人

産業大分類	旧総社市	旧山手村	旧清音村	合計
農・林・漁業	1,739	188	162	2,089
建設業	2,113	162	206	2,481
製造業	7,523	462	712	8,697
運輸業	1,250	99	127	1,476
卸売・小売業	4,029	309	369	4,707
飲食店、宿泊業	859	73	70	1,002
医療、福祉	2,649	199	276	3,124
教育、学習支援業	1,686	100	155	1,941
サービス業	3,045	251	324	3,620
その他	3,019	209	306	3,534
全産業	27,912	2,052	2,707	32,671

資料：国勢調査 平成17年10月1日現在

(2) 農林水産業

① 農家及び耕地面積

総社市の農家の 61.7%が販売農家ですが、そのうち専業農家は 19.8%であり、また経営規模も 81.2%が 1 ha 未満の小規模農家となっています。耕地面積 2,620ha のうち作付延べ面積による耕地利用率は、88.2%となっています。農業産出額は 35 億 8,000 万円であり、米作によるものが多いですが、野菜及び果実も多くなっています。

表 2-2-3 総社市の農家数（平成 17 年 2 月 1 日現在）

項目	戸数	割合
農家数	3,727	
自給的農家	1,429	38.3%
販売農家	2,298	61.7%
専兼業分類		
専業農家	454	19.8%
第 1 種兼業農家	226	9.8%
第 2 種兼業農家	1,618	70.4%
経営耕地規模別農家数(販売農家)		
0.5ha 未満	782	34.0%
0.5～1.0ha	1,086	47.2%
1.0～2.0ha	353	15.4%
2.0～3.0ha	38	1.7%
3.0ha 以上	39	1.7%

資料：2005 年農林業センサス

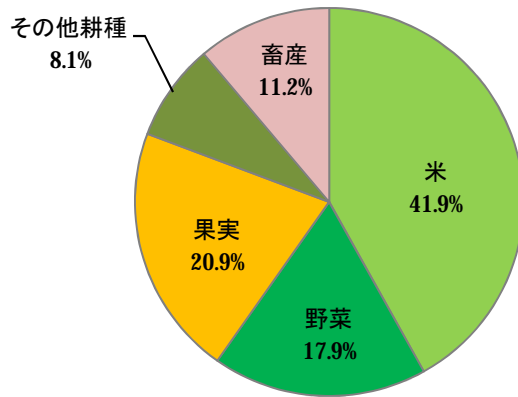
表 2-2-4 総社市の耕地面積（平成 18 年 7 月 1 日現在）

面積 (ha)	合計	田	畑	作付延べ面積		
				普通畑	樹園地	
	2,620	2,293	327	226	101	2,310

資料：農林水産省「平成 18 年(産)作物統計調査」

表 2-2-5 総社市の農業産出額（平成 18 年）

品目	金額 (千万円)
耕種計	318
米	150
麦類	5
雑穀	0
豆類	11
いも類	3
野菜	64
果実	75
花き	8
工芸農作物	0
種苗・苗木類・その他	3
畜産計	40
合計	358



資料：農林水産省「平成 18 年生産農業所得統計」

② 林業・水産業

総社市の森林は人工林率が低く、林家数は 1,115 戸ほどありますが、その 85%程度は保有山林面積が 5ha 未満となっています。水産業については、高梁川やため池を利用した内水面漁業が行われています。

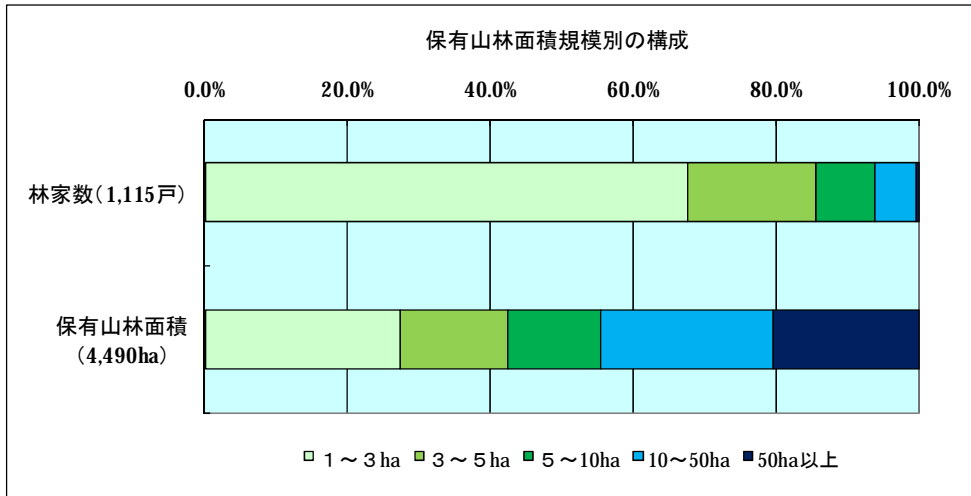
表 2-2-6 総社市の森林面積（平成 19 年 3 月 31 日現在）

単位：ha

区分	総数	人工林	天然林	その他	人工林率
国有林	42		41	0	
民有林	13,356	2,237	10,725	395	16.7
合計	13,397	2,237	10,766	395	16.7

〔注〕 国有林の地域別の森林計画対象森林及び地域森林計画対象森林のみ

資料：岡山県の森林資源（岡山県）

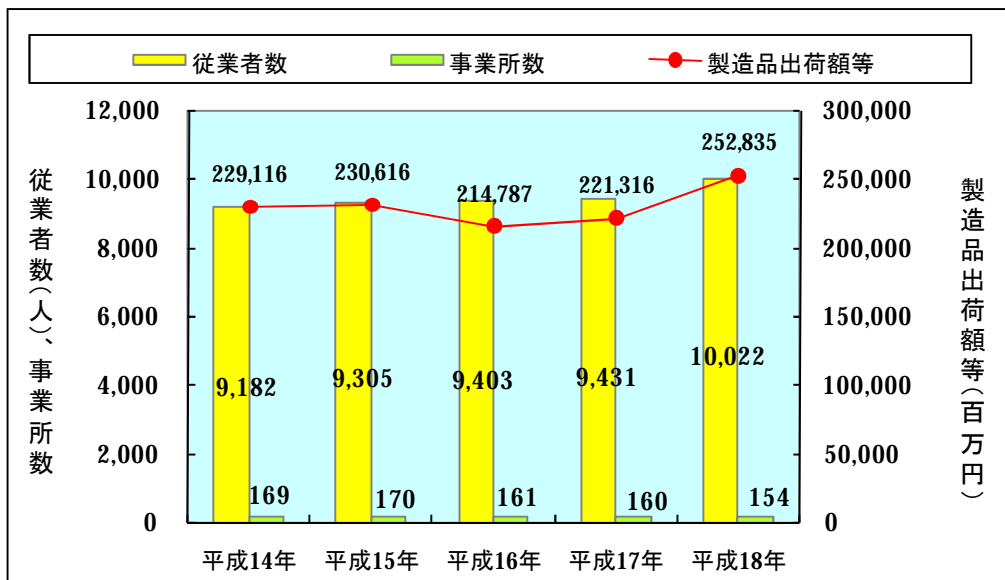


資料：2005年農林業センサス

図 2-2-2 保有山林規模別にみた林家数と保有山林面積の構成

(3) 工業

総社市の製造業（従業員4人以上の事業所）における過去5年間の推移をみると、従業者数、事業所数、製造品出荷額等とともに平成17年度までは、ほぼ横ばいの状態を示していましたが、平成17年度から18年度にかけて、従業者数と製造品出荷額等がやや増加しています。

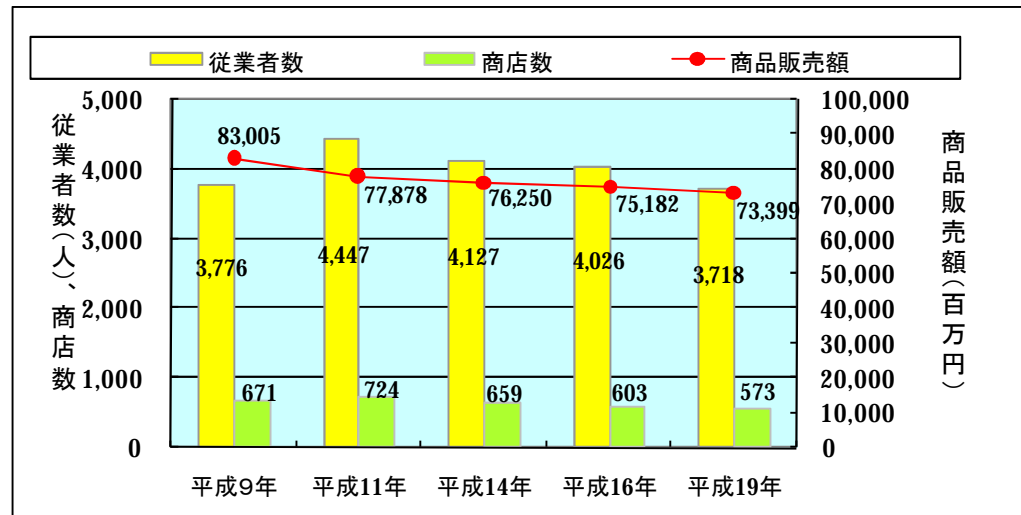


資料：工業統計調査

図 2-2-3 製造品出荷額等と事業所数の推移

(4) 商業

総社市の商店数、従業者数及び商品販売額をみると、商店数と従業者数は平成9年から平成11年にかけて増加傾向がみられましたが、平成11年以降は減少傾向にあります。商品販売額は、平成9年から平成19年を通じて減少傾向にあります。



資料：商業統計調査

図 2 - 2 - 4 年間商品販売額と商店数等の推移

3 土地利用

総社市の土地利用では、63.4%を山林が占め、次いで農地が12.4%となっています。平成7年から平成16年における土地利用の推移では、農地が大きく減少し、宅地が増加しているものの全体的には横ばいの傾向にあります。

表 2-2-7 総社市の土地利用の推移

単位：ha

区分	平成7年	平成10年	平成13年	平成16年
農地	3,107	2,794	2,693	2,630
森林	13,468	13,416	13,438	13,435
水面・河川・水路	1,343	1,349	1,352	1,343
道路	964	1,034	1,061	1,040
宅地	1,153	1,190	1,306	1,325
住宅地	729	756	763	778
工業用地	131	149	126	134
その他の宅地	293	285	417	413
その他	1,173	1,417	1,350	1,427
合計	21,208	21,200	21,200	21,200

資料：国土利用計画（総社市計画） 総社市 2006年

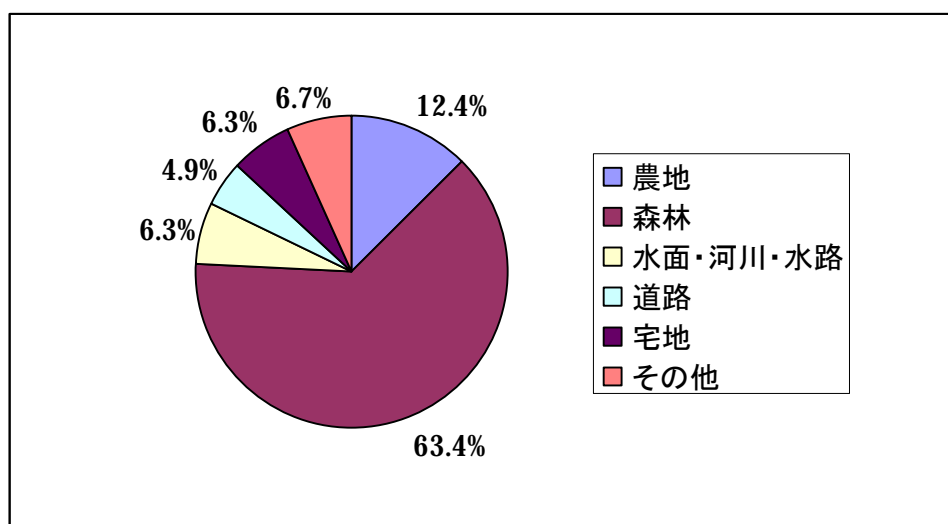


図 2-2-5 総社市の土地利用（平成16年）

4 運輸交通

(1) 公共交通機関

総社市には、北東部に岡山自動車道があり、岡山市の市境に岡山総社インターチェンジが設けられています。岡山から高梁・新見、米子方面の基幹道路である国道180号が市の東西を走るほか、倉敷方面への国道429号、旧山陽道となる井原方面の国道486号が走り、基幹交通軸を形成しています。またJR総社駅は、JR吉備線、JR伯備線、井原鉄道など、公共交通の結節点となっています。

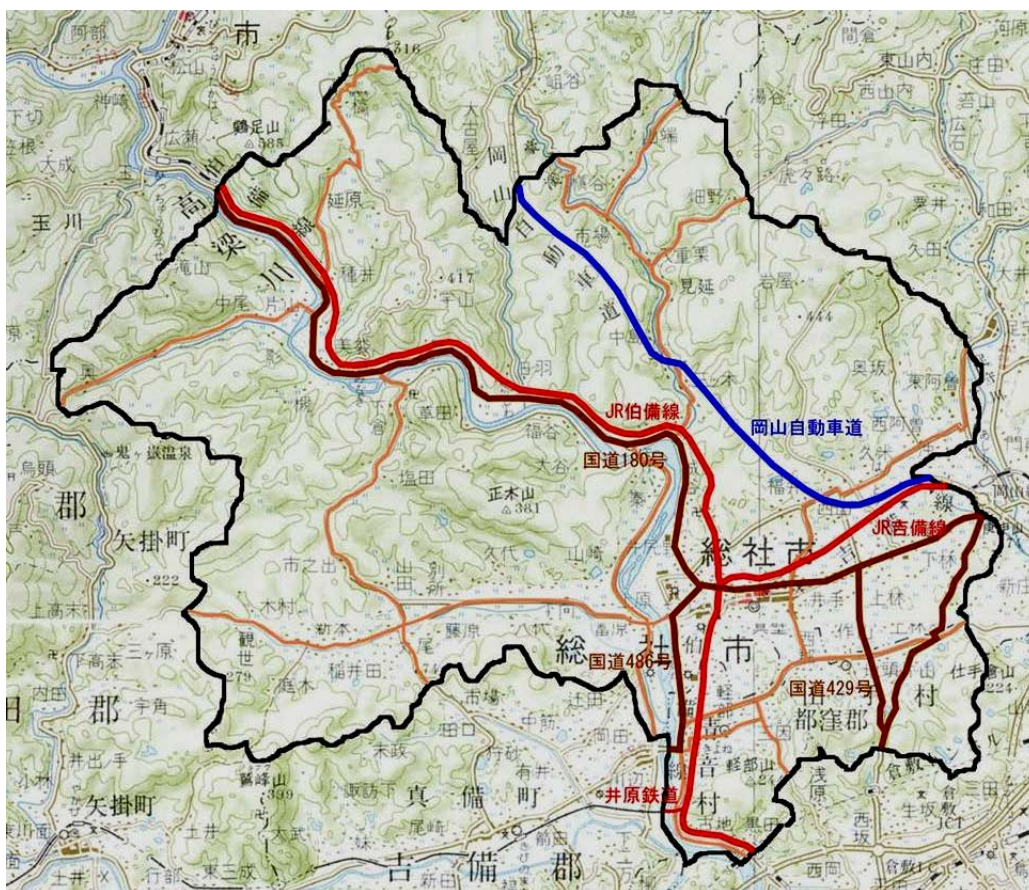
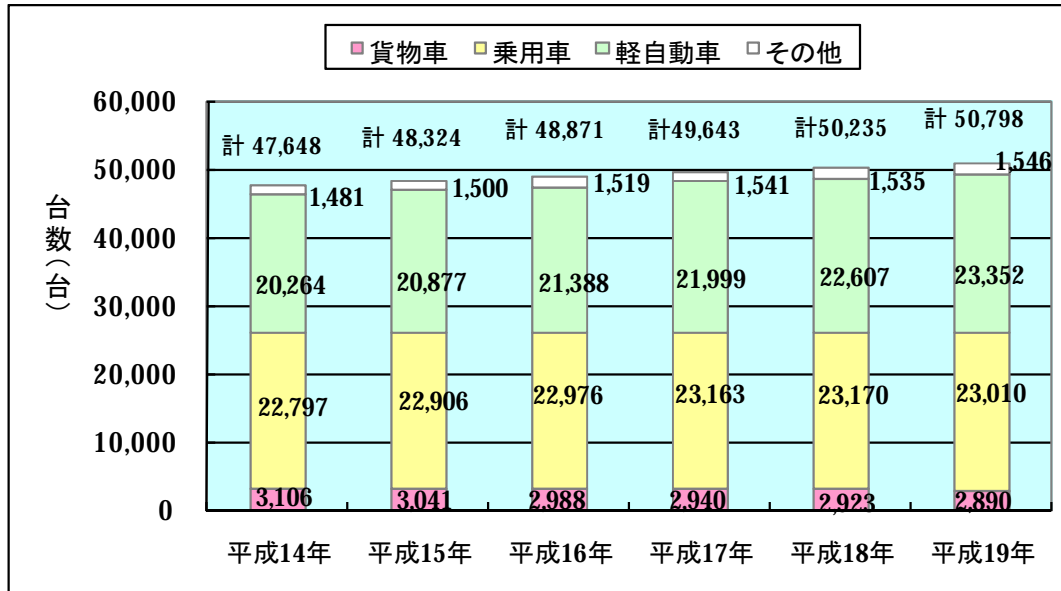


図2-2-6 総社市の交通網

(2) 車種別自動車保有台数

平成14年から19年までの車種別自動車保有台数の推移をみると、軽自動車は増加傾向にあり、乗用車はおおむね横ばいです。一方、貨物車は若干減少傾向がみられます。

保有台数全体では増加傾向にあります。



資料：中国運輸局岡山運輸支局 各年3月31日現在

図2-2-7 総社市の車種別自動車保有台数の推移

5 公共施設

総社市内の主な公共施設は、表 2-2-8 のとおりで、行政機関、福祉施設、文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、観光施設、学校等の各施設が市内に広く分布しています。

なお、表中の「吉備路クリーンセンター」は総社広域環境施設組合の施設で、所在地は倉敷市になります。

表 2-2-8 総社市内の主な公共施設

区分	主な施設
市役所等	総社市役所、北出張所、西出張所、昭和出張所、山手支所、清音支所
福祉施設	総合福祉センター、福祉作業所、昭和福祉センター、 養護老人ホーム清梁園、知的障害児通園施設・総社はばたき園、 シルバーワークプラザ、総社ふれあいセンター、山手ふれあいセンター、 介護予防拠点施設さんあいの家、介護予防拠点施設ひだまりの家、 介護予防拠点施設やすらぎの家、山手福祉センター、清音福祉センター
文化施設	図書館、まちかど郷土館、埋蔵文化財学習の館、総合文化センター、 きよね夢てらす、青少年育成センター、各公民館、その他
勤労者施設	勤労青少年ホーム、働く婦人の家、労働福祉会館、 勤労者総合福祉センター（サンワーク総社）、その他
消防	消防本部、消防署、消防署昭和出張所、消防署西出張所
保健センター	総社市保健センター、山手保健センター
スポーツ施設	スポーツセンター、武道館、総社北公園陸上競技場、山手スポーツ広場、 清音ふるさとふれあい広場、その他
レクリエーション施設、公園	吉備路もてなしの館、高間キャンプ場、砂川公園、水辺の楽校、 総社北公園、その他
宿泊施設	国民宿舎サンロード吉備路、ウェルサンピア岡山、その他
暮らしの施設	吉備路クリーンセンター、下水処理場、アクアセンター吉備路、 一般廃棄物最終処分場、市営斎場、その他
農業関連施設	総社市農産物加工センター、市民農園、その他
保育所など	総社保育所ほか 11 園
幼稚園	総社幼稚園ほか 17 園
小学校	総社小学校ほか 14 校
中学校	総社東中学校、総社西中学校、総社中学校、昭和中学校
高校・大学	県立総社高等学校、県立総社南高等学校、岡山県立大学

6 文化財

総社市は古代吉備国の中心地のひとつであり、多くの史跡や文化財があります。国指定 13 件、県指定 16 件、市指定 41 件、登録有形文化財が 12 件となっています。

表 2-2-9 総社市の国指定文化財

種別	件名	所在地	管理者	指定年月日
建造物	宝福寺三重塔 附 銘札(宝暦三年)	井尻野	宝福寺	昭和 2 年 4 月 25 日 追加昭和 45 年 6 月 17 日
	備中国分寺五重塔	上林	備中国分寺	昭和 55 年 12 月 18 日
絵画	絹本著色地藏菩薩像	井尻野	宝福寺	明治 34 年 8 月 2 日
	絹本著色十王像[十幅]	井尻野	宝福寺	明治 34 年 8 月 2 日
工芸・考古	直刀	総社	個人	昭和 48 年 3 月 21 日
無形民俗文化財	備中神楽			昭和 54 年 2 月 3 日
史跡	作山古墳	三須	総社市	大正 10 年 3 月 3 日
	備中国分尼寺跡	上林・宿	岡山県	大正 11 年 10 月 12 日
	こうもり塚古墳	上林	岡山県	昭和 43 年 2 月 15 日
	備中国分寺跡	上林	岡山県 国分寺・個人	昭和 43 年 2 月 15 日
	鬼城山	黒尾・奥坂	総社市	昭和 61 年 3 月 25 日
	福山城跡	西郡	共有	昭和 11 年 12 月 16 日
名勝	豪溪	楨谷 吉備中央町岨谷	総社市 吉備中央町	大正 12 年 3 月 7 日

表 2-2-10 総社市の登録有形文化財(1)

種別	件名	数	所在地	指定年月日
建造物	井風呂谷川砂防三号堰堤	1基	見延地内	平成 14 年 2 月 14 日
	天仲院本堂	1棟	井尻野	平成 16 年 6 月 9 日
	総社市まちかど郷土館 (旧総社警察署)	1棟	総社	平成 18 年 3 月 2 日
	旧松井家住宅母屋	1棟	上林	平成 19 年 10 月 2 日
	旧山手村役場	1棟、袖塀・中門付	上林	平成 19 年 10 月 2 日
	JR伯備線美袋駅駅舎	1棟	美袋	平成 20 年 3 月 7 日
	宝福寺方丈	1棟	井尻野	平成 21 年 1 月 8 日
	宝福寺玄関及び食堂	1棟	井尻野	平成 21 年 1 月 8 日
	宝福寺庫裏	1棟	井尻野	平成 21 年 1 月 8 日

表 2-2-1 1 総社市の登録有形文化財（2）

種別	件名	数	所在地	指定年月日
建造物	宝福寺宝蔵	1棟	井尻野	平成 21 年 1 月 8 日
	宝福寺中井戸	1棟	井尻野	平成 21 年 1 月 8 日
	宝福寺典座井戸	1棟	井尻野	平成 21 年 1 月 8 日

表 2-2-1 2 総社市の県指定文化財

種別	件名	所在地	管理者	指定年月日
建造物	備中国分寺跡建物群 [庫裏、裏書院、経蔵]	上林	備中国分寺	昭和 49 年 5 月 31 日
石造美術	岩屋の皇の墓	奥坂	観音院	昭和 30 年 7 月 19 日
	大覚大僧正題目石	清音軽部	大覚寺	昭和 34 年 1 月 13 日
	磨崖仏 [七軀]	下原	総社市	昭和 34 年 3 月 27 日
彫刻	木造薬師如来坐像	三須	明光寺	昭和 30 年 7 月 19 日
	木造地蔵菩薩立像	上林	備中国分寺	昭和 30 年 7 月 19 日
工芸・考古	梵鐘	井尻野	宝福寺	昭和 34 年 3 月 27 日
	「矢田部首人足」銘埴	新本	宅源寺	平成 3 年 4 月 5 日
無形民俗文化財	新本両国司神社の 赤米の神饌	新本	本庄国司神社 新庄国司神社	昭和 60 年 4 月 2 日
史跡	秦廃寺	秦	個人	昭和 34 年 3 月 27 日
	宮山墳墓群	三輪	百射山神社	昭和 39 年 5 月 6 日
	宮山天望古墳	三輪	百射山神社	昭和 39 年 12 月 2 日
	江崎古墳	上林	総社市	昭和 61 年 4 月 4 日
	栢寺廃寺跡	南溝手	総社市	昭和 62 年 4 月 3 日
	宝福寺	井尻野	宝福寺	平成 12 年 3 月 28 日
天然記念物	角力取山の太松	岡谷	総社市	昭和 47 年 12 月 9 日

表 2-2-1 3 総社市の市指定文化財（1）

種別	件名	所在地	管理者	指定年月日
絵画	絹本著色仏涅槃図	井尻野	宝福寺	平成 6 年 10 月 24 日
彫刻	木造聖観音菩薩立像	山田	善福寺	昭和 34 年 7 月 3 日
	木造不動明王立像	山田	善福寺	昭和 34 年 7 月 3 日
	木造毘沙門天立像	山田	善福寺	昭和 34 年 7 月 3 日
	木造薬師如来坐像	種井	東光寺	昭和 46 年 5 月 25 日
	木造毘沙門天立像	種井	東光寺	昭和 46 年 5 月 25 日

表 2-2-14 総社市の市指定文化財(2)

種別	件名	所在地	管理者	指定年月日
石造美術	四世高先和尚の墓石	影	華蔵院	昭和 46 年 5 月 25 日
	藤原為貞宝篋印塔	清音柿木	総社市	平成 7 年 12 月 13 日
	種子十三仏(穴観音)	奥坂	保存会	平成 11 年 4 月 28 日
工芸・考古	鬼の釜	黒尾	個人	昭和 39 年 5 月 27 日
	厨子	種井	東光寺	昭和 46 年 5 月 25 日
	扁額	清音軽部	大覚寺	平成 9 年 9 月 17 日
史跡	佐野山古墳	井尻野	個人	昭和 34 年 7 月 3 日
	古川古松軒の墓	新本	宅源寺	昭和 40 年 1 月 20 日
	増弁入定地	上林	金龍寺	昭和 40 年 1 月 20 日
	義民埋葬地	新本	西明寺ほか	昭和 40 年 7 月 2 日
	若水山古墳群	原	個人	昭和 41 年 4 月 14 日
	日羽大塚古墳	日羽	個人	昭和 41 年 4 月 14 日
	下村経塚	下倉	個人	昭和 41 年 4 月 14 日
	美袋本陣跡	美袋	岡山西農業協同組合ほか	昭和 41 年 4 月 14 日
	角力取山古墳	岡谷	総社市	昭和 46 年 3 月 20 日
	宿寺山古墳	宿	個人	昭和 46 年 3 月 20 日
	赤坂龍塚古墳	岡谷	個人	昭和 46 年 3 月 20 日
	道満塚古墳	地頭片山	個人	昭和 46 年 3 月 20 日
	一里塚跡	西郡	共有	昭和 46 年 3 月 20 日
	ケンギョウ田遺跡	日羽	個人	昭和 46 年 4 月 1 日
	幸山城跡	西郡	共有	昭和 50 年 2 月 3 日
	鬼ノ身城跡	山田	個人	昭和 55 年 1 月 14 日
	伝備中国府跡	金井戸	総社市	昭和 58 年 3 月 10 日
	総社跡	総社	総社宮	平成 6 年 10 月 24 日
	峠1・2・3号墳(歴史広場)	清音三因	総社市	平成 7 年 12 月 13 日
	経山城跡	黒尾	総社市	平成 11 年 4 月 28 日
三因古墳群	清音三因	個人	平成 16 年 10 月 13 日	

表 2-2-15 総社市の市指定文化財（3）

種別	件名	所在地	管理者	指定年月日
天然記念物	いぶき(正眼寺)	東阿曾	正眼寺	昭和 40 年 7 月 2 日
	作原の椋の古木	日羽	総社市	昭和 41 年 4 月 14 日
	草田八幡宮の社叢	下倉	草田八幡宮	昭和 46 年 4 月 1 日
	滝山のカゴノキ	中尾	個人	昭和 55 年 1 月 14 日
	いぶき(八幡神社)	清音軽部	八幡神社	平成 7 年 12 月 13 日
	むくろじ(2本)	清音軽部	軽部神社	平成 7 年 12 月 13 日
	なぎ	清音柿木	八柱神社	平成 7 年 12 月 13 日
	ラカンマキ	美袋	美袋八幡神社	平成 20 年 6 月 23 日

7 観光地・レクリエーション

総社市は古い歴史による豊かな歴史遺産、また田園地域や高梁川などの自然に恵まれ、広範囲に観光・レクリエーション地が点在しています。

表 2-2-16 総社市内の主な観光地（1）

名称	概要
鬼ノ城	白村江の戦い(663年)の後に築かれた国土防衛施設の一つとする考えが有力です。晴天時には瀬戸内海や四国の山並みが望めます。現在、発掘調査が行われており、西門が復元されています。また、吉備津彦と温羅の戦いの伝説地でもあります。
備中国分寺	奈良時代に創建された国分寺の一つです。現在の建物は江戸時代中期以降に再建されたものです。境内にそびえる五重塔は、県内唯一のもので吉備路の代表的な景観となっています。近くには同じく聖武天皇の発願である備中国分尼寺跡もあります。
作山古墳	全長 286m の前方後円墳です。全国9番目、県下では造山古墳について2番目の大きさを持つ古墳です。造山古墳よりやや遅く、5世紀中頃につくられたようです。詳細な発掘調査はされておらず、被葬者などは不明です。
こうもり塚古墳	6世紀後半につくられた全長 100m の前方後円墳です。横穴式の石室は全長 19.4m で、奈良県の石舞台古墳の石室に匹敵する大きさです。石室内では浪形石(なみがたいし)製の家型石棺を見ることができます。
角力取山古墳	5世紀前半につくられた方墳。36×38m、高さ 4.5m の大きさは、吉備地方の方墳としては最大級のもので、頂上には樹齢推定 400 年のクロマツが生えています。
宝福寺	水墨画で有名な雪舟が、総社市赤浜に生まれたのち修行したとされる寺院で、涙でネズミを描いたという逸話を残しています。また、紅葉の名所でもあります。

表 2-2-17 総社市内の主な観光地（2）

名称	概要
福山城跡	『太平記』に記された「福山合戦」の地です。また、古代より山岳仏教の寺院・福山寺があったところで、山頂部には平坦化された寺域と礎石がみられます。
総社宮	総社市の地名由来となった社です。前庭の三島式庭園は、古代様式を今に伝え、長い回廊が美しい影を水面に映しています。
軽部神社	かつて「垂乳根の桜」と呼ばれる桜があり、乳神様として庶民の信仰を集めました。安産や母乳の出を願うため乳房を型取った手作りの絵馬が数多く奉納されています。
豪溪	槇谷川の上流にあり、花崗岩による奇岩絶壁の岩石美と、清流と紅葉の調和した溪谷が壮大な自然美をくりひろげる岡山県を代表する名勝地です。

表 2-2-18 総社市内の主な観光施設等

名称	概要
まちかど郷土館	明治43年に建築された旧総社警察署の建物です。備中売薬や阿曾の鋳物、い草関係など、明治を中心とした伝統産業の資料を展示しています。
きびじつるの里	タンチョウの保護と繁殖を目的とした施設です。「国民宿舎サンロード吉備路」が隣接し、管理棟ではツルの監視設備のほかに、人工ふ化の設備も整っています。園内には散策道や芝生広場を設け、気軽に自然を感じられるように配慮しています。
水辺の楽校	子供たちの水辺での遊びや自然体験を実施するための場所で、ワンドや水路、芝生広場などが整備されています。市内には、「そうじゃ水辺の楽校」と「きよね水辺の楽校」の2ヶ所が高梁川河川敷に整備されています。
砂川公園	鬼城山の山裾を流れる砂川で水や森に親しめる施設です。炊事棟、トイレが完備されたキャンプ場、ウォータースライダーなどの親水施設もあります。
ふるさとふれあい広場	水と緑に囲まれた総合運動公園です。グランドゴルフ場やテニスコート、子どもたちが遊べる遊具や水辺の空間があります。
高間キャンプ場	吉備高原の一端にあり、アカマツ林に囲まれ、晴天時には瀬戸内海や大山が見える展望の良いキャンプ場です。
総社ふるさと自然のみち	鬼城山ビジターセンターを起終点として複数の歩道が整備されています。動植物の生態や自然のしくみなどを観察するための観察施設や休憩施設、案内施設等があります。
吉備路自転車道	総社市スポーツセンターから岡山市の岡山県総合グラウンドまでの約21キロメートルの自転車や歩行者の専用道路です。「日本の道100選」にも選ばれています。
幸福の小径	ふるさとふれあい広場を起点に幸山城跡、福山城跡、三因千塚古墳群などを巡る1周約4kmの自然散策コースです。

第3章 総社市の環境の現状と課題

第1節 生活環境

1 大気質

岡山県内では、平成20年4月1日現在、一般環境大気測定局（一般局）57局及び自動車排出ガス測定局（自排局）11局などで、県内各地の大気質が24時間監視されています。総社市内には一般局の「総社測定局」と「久代測定局」の2局が設置されています（図3-1-1）。

また、総社測定局では大気中のダイオキシン類が、岡山県により春期・夏期・秋期・冬期の4回、平成14年度以降、毎年測定されています。

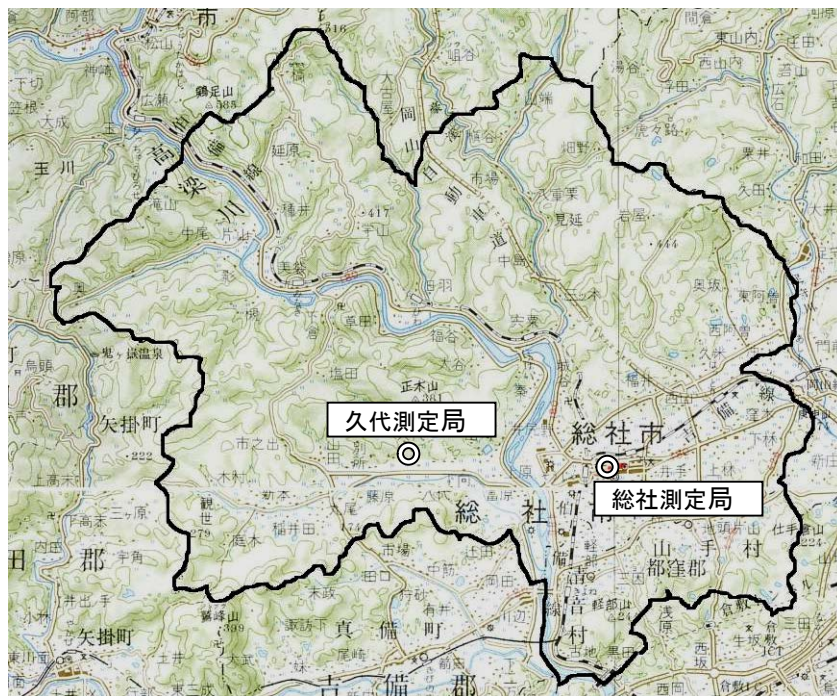


図3-1-1 総社市内の大気測定局の位置

以下、図3-1-2、図3-1-3及び表3-1-1に、両測定局の測定結果を、平成15年度から19年度までの5年間について示します。

この中で浮遊粒子状物質については、各年度とも「日平均値の2%除外値」が環境基準値（ 0.10 mg/m^3 以下）を下回っていますが、平成18年度は、両測定局ともに日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が2日連続したために、環境基準非達成となっています。非達成の原因は、両測定局ともに黄砂の飛来によるものとされています。

光化学オキシダントは、両測定局ともに基準値を超過する年度が続いていますが、全国的にみても光化学オキシダントが基準値以下の測定局は極めて少なく、平成18年度と19年度の総

社測定局を除いて、測定値は光化学オキシダント注意報の発令基準値を下回っています。

全国の大気測定局における光化学オキシダントの濃度レベル（平成19年度）

- 光化学オキシダントの測定局数：1,173局（一般局 1,143局、自排局 30局）
- 濃度レベル別の測定局数（1時間値の年間最高値）
 - ・ 0.06ppm以下（環境基準値）を満足した測定局数：2局（0.2%）
 - ・ 0.06ppm～0.12ppm（注意報発令基準値）未満の測定局数：619局（52.7%）
 - ・ 0.12ppm（注意報発令基準値）以上の測定局数：552局（47.1%）

これら以外の項目は環境基準値以下であり、各項目の経年変化をみても濃度が増加する傾向にはなく、総社市の大気質は概ね良好な状態に維持されていると考えられます。

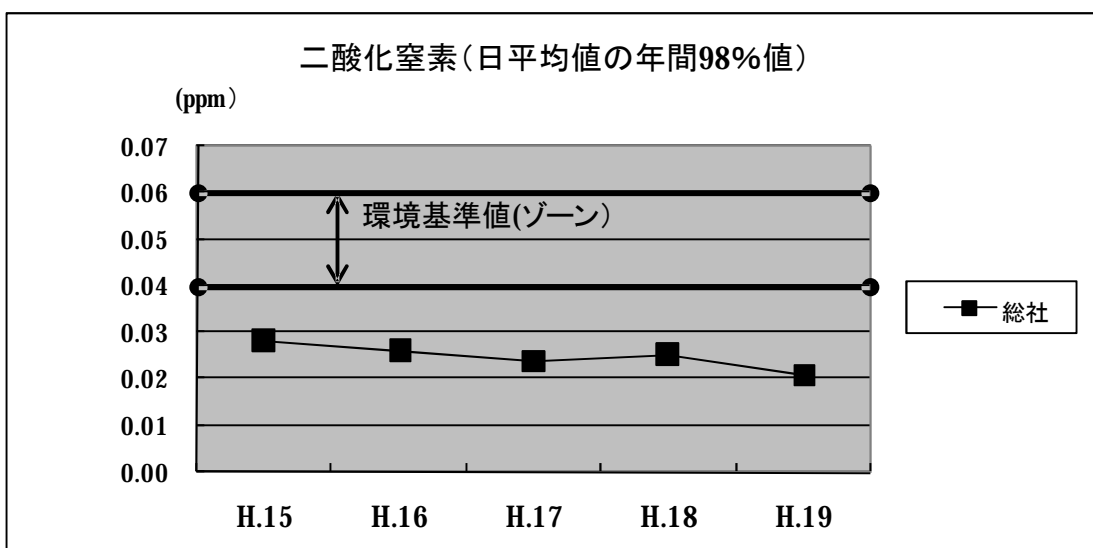
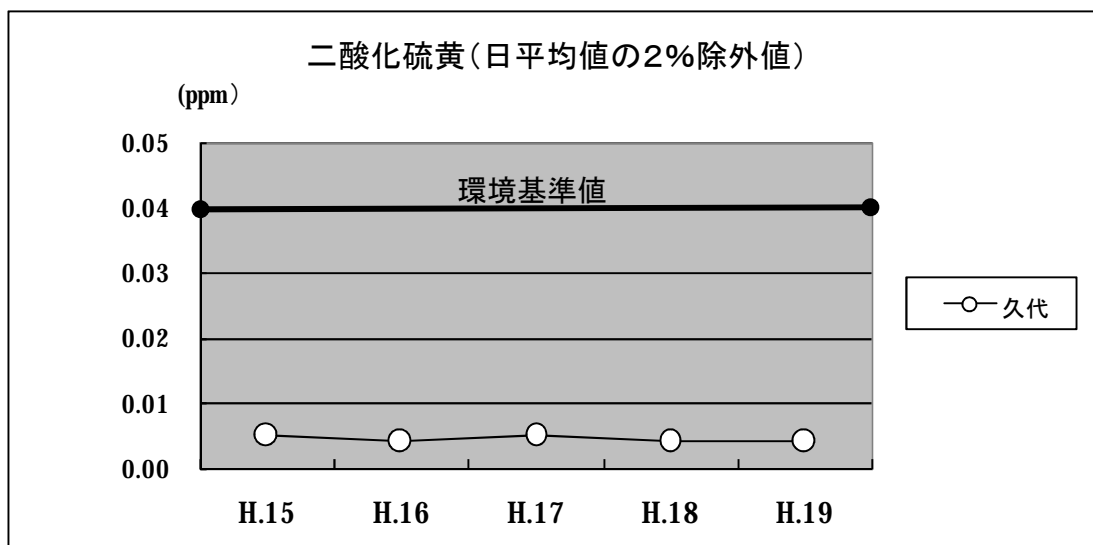


図3-1-2 大気質の経年変化(1)

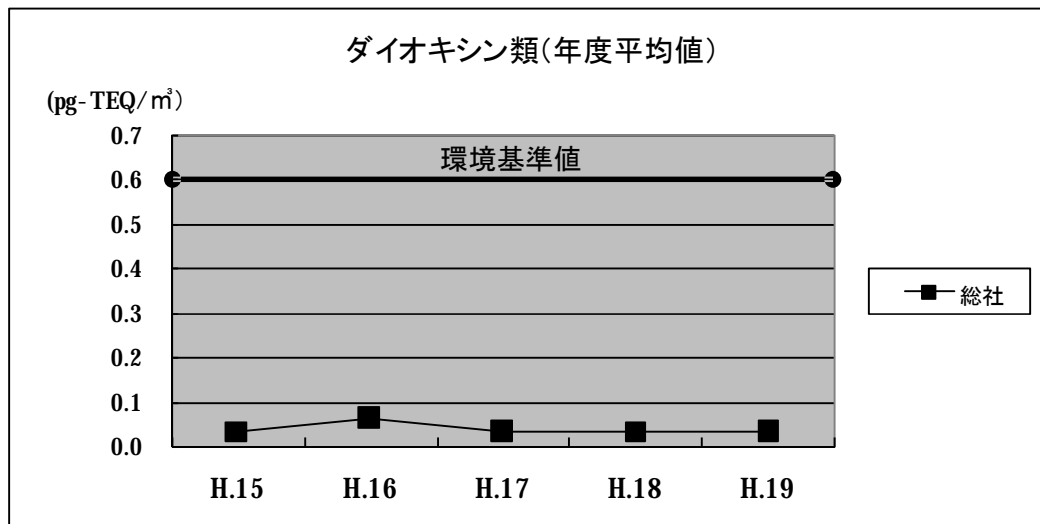
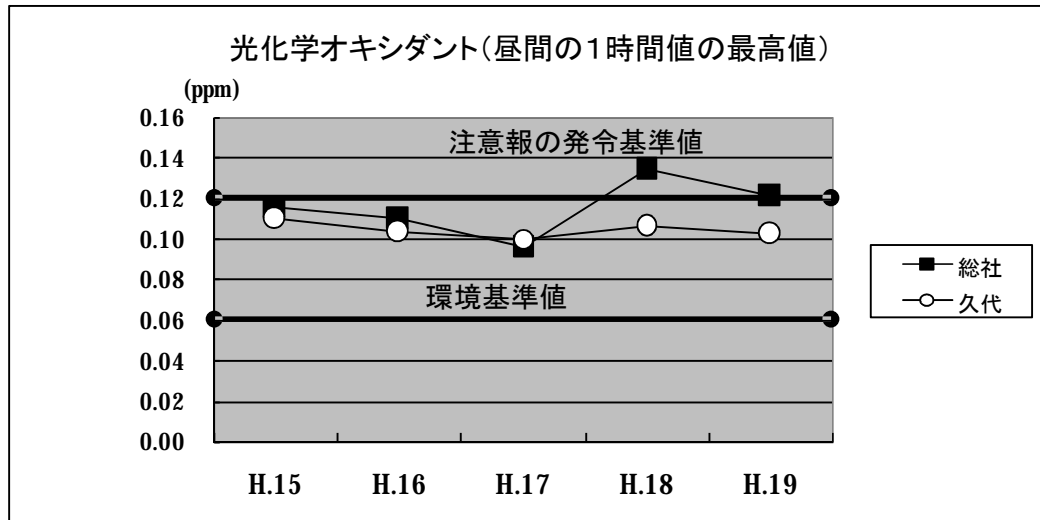
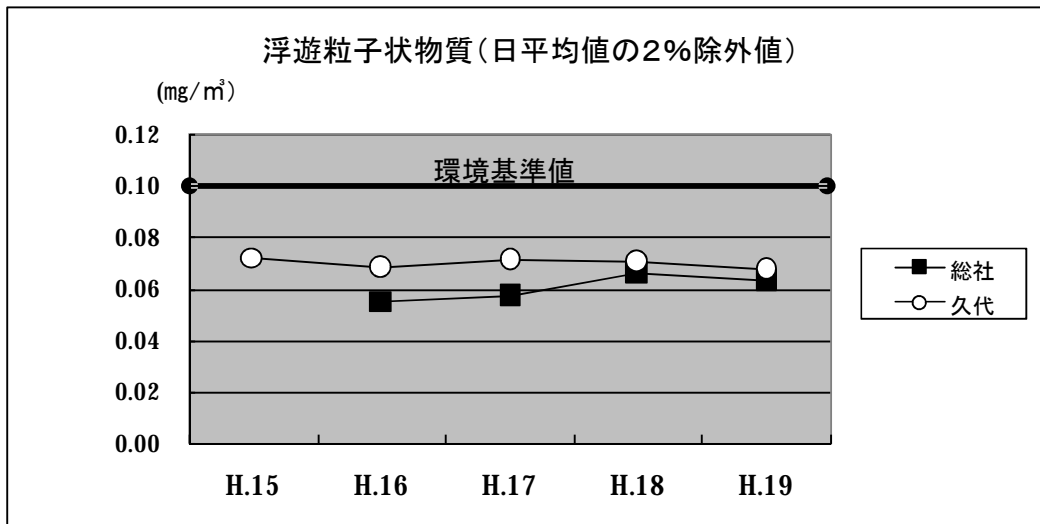


図3-1-3 大気質の経年変化(2)

表 3 - 1 - 1 大気質の経年変化

二酸化硫黄

測定局	区分	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	環境基準値
久代	年平均値(ppm)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	—
	日平均値の2%除外値(ppm)	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.04以下
	1時間値の最高値(ppm)	0.062	0.017	0.022	0.022	0.019	0.1以下

浮遊粒子状物質

測定局	区分	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	環境基準値
総社	年平均値(mg/m ³)		0.024	0.025	0.025	0.022	—
	日平均値の2%除外値(mg/m ³)		0.055	0.057	0.066	0.063	0.10以下
	1時間値の最高値(mg/m ³)		0.169	0.200	0.376	0.221	0.20以下
久代	年平均値(mg/m ³)	0.035	0.032	0.034	0.032	0.029	—
	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	0.072	0.068	0.071	0.070	0.067	0.10以下
	1時間値の最高値(mg/m ³)	0.188	0.238	0.251	0.361	0.261	0.20以下

二酸化窒素

測定局	区分	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	環境基準値
総社	年平均値(ppm)	0.015	0.013	0.012	0.012	0.011	—
	日平均値の年間98%値(ppm)	0.028	0.026	0.024	0.025	0.021	0.04~0.06以下

光化学オキシダント

測定局	区分	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	環境基準値
総社	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.116	0.110	0.096	0.134	0.121	0.06以下
久代	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.110	0.103	0.100	0.106	0.102	0.06以下

ダイオキシン類

場所	区分	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	環境基準値
総社	年平均値(pg-TEQ/m ³)	0.034	0.060	0.032	0.034	0.031	0.6以下

[注]網掛け部は、環境基準値を超過していることを示す。

2 騒音・振動

総社市では、道路に面する地域の騒音が測定されており、平成14年度から平成18年度の測定結果を表3-1-2に示します。測定地点はいずれも「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準値が適用され、各地点ともに環境基準値以下となっています。しかし、国道180号や県道清音真金線の沿道では過去に基準値を超過した年度があり、県道清音真金線では平成17年度に基準値にかろうじて適合する騒音レベルが測定されるなど、今後も自動車騒音対策が環境の課題の一つになると考えられます。

なお、測定地点は、今後の都市化及び道路の新設・改良等に伴う自動車交通量の変化をみながら、適宜見直していくこととします。

表 3-1-2 総社市内（道路に面する地域）の騒音測定結果

対象道路名	測定地点	地域区分と類型	時間区分	騒音レベル (dB) と適合状況					環境基準値 (dB)
				H14	H15	H16	H17	H18	
岡山自動車道	北溝手	道路に面する地域 ～H15：B類型 H16～：幹線交通を担う 道路に近接する空間	昼間	53 ○	53 ○	53 ○	56 ○	53 ○	～H15：65以下 H16～：70以下
			夜間	47 ○	47 ○	39 ○	46 ○	43 ○	
国道180号	総社2丁目	道路に面する地域 幹線交通を担う道路に 近接する空間	昼間	／	67 ○	69 ○	67 ○	67 ○	70以下
			夜間	／	66 ×	66 ×	65 ○	65 ○	
国道180号	美袋	道路に面する地域 幹線交通を担う道路に 近接する空間	昼間	63 ○	64 ○	／	63 ○	／	70以下
			夜間	60 ○	61 ○	／	60 ○	／	
県道倉敷総社線	三輪	道路に面する地域 幹線交通を担う道路に 近接する空間	昼間	／	62 ○	60 ○	59 ○	60 ○	70以下
			夜間	／	55 ○	53 ○	53 ○	52 ○	
県道清音真金線	清音柿木	道路に面する地域 幹線交通を担う道路に 近接する空間	昼間	70 ○	71 ×	69 ○	70 ○	68 ○	70以下
			夜間	67 ×	67 ×	64 ○	64 ○	63 ○	

〔注〕 1. ○は測定値が環境基準に適合していることを、×は不適合であることを示す。
 2. 北溝手（岡山自動車道）で平成16年度から基準値が変更されているが、車線数の増加によるものである。

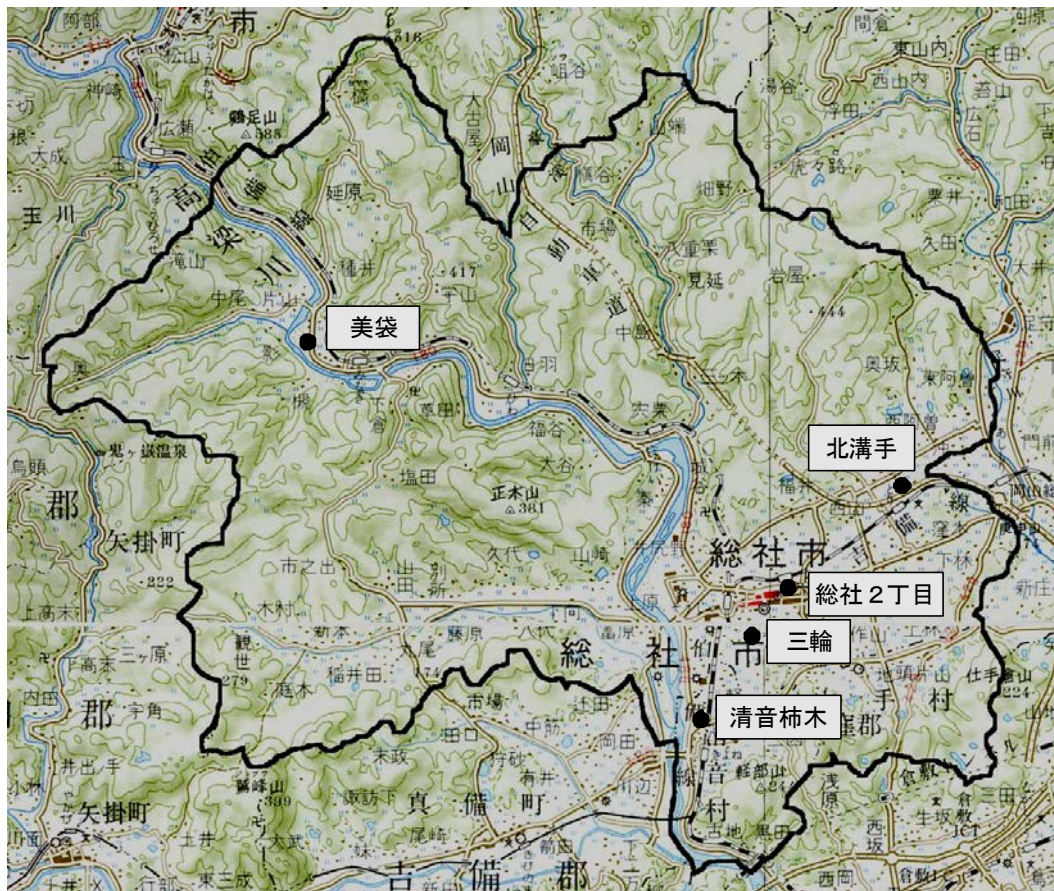


図 3-1-4 総社市内（道路に面する地域）の騒音測定位置

3 悪臭

工場・事業場から発生する悪臭は、悪臭防止法に基づき、知事が指定する地域（指定地域）において悪臭原因物（悪臭の原因となる物質を含む気体又は水）の排出が規制されています。規制地域については、「特定悪臭物質」の濃度規制を行う地域と「臭気指数」による規制を行う地域があり、岡山県内の市町村をみると、平成19年2月28日の時点で濃度規制を実施しているのが21市町、臭気指数による規制を実施しているのが4市町となっています。

総社市は、特定悪臭物質の濃度規制を行っており、全用途地域が第1種区域、第1種区域以外の地域が第2種区域に指定されています。

悪臭は「感覚公害」といわれ、多くの場合は心理的・精神的な影響が主体となっていて、その発生源は工場・事業場から家庭生活まで多種多様となっています。平成14年度～19年度の公害苦情処理件数をみると、悪臭は不法投棄、水質汚濁、大気汚染に次いで多く、個人が原因である場合と事業所が原因である場合の件数に著しい差がありません。このことから、悪臭については、一人ひとりの身近な環境への配慮が、他の公害以上に重要といえます。

表3-1-3 公害苦情処理件数（平成14年度～19年度の合計）

公害の種類	個人が原因	事業所が原因	原因者が不明	合計
大気汚染	14	33	1	48
水質汚濁	18	51	54	123
土壌汚染	0	3	1	4
騒音	6	20	1	27
振動	1	3	1	5
地盤沈下	0	0	1	1
悪臭	14	21	2	37
不法投棄	2	0	248	250
その他	29	11	1	41
合計	84	142	310	536

4 水質・土壌

(1) 公共用水域の水質

総社市は、一級河川高梁川及び児島湖に流入する二級河川笹ヶ瀬川の水系に属しています。高梁川の本社市沿岸域は環境基準河川A類型（水域名：高梁川中流②）に指定されており、環境基準点である「湛井堰」のほか、「下倉橋」で岡山県による公共用水域水質測定が毎月行われています。また、総社市でも前川や十二ヶ郷用水など 11 地点で、年 2 回又は 4 回の水質測定を行っています。

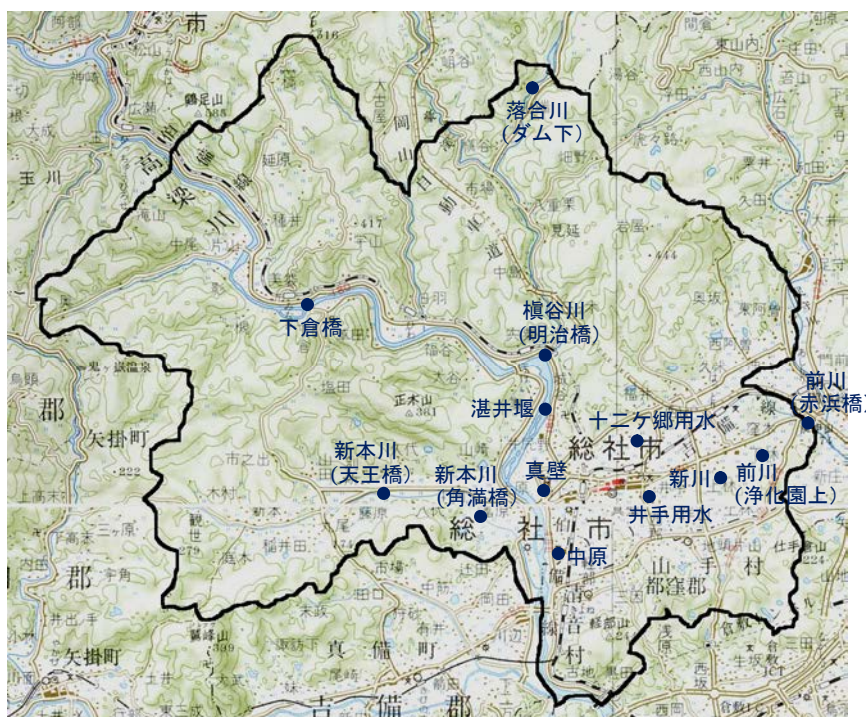


図 3-1-5 総社市内の公共用水域水質測定地点

以下、これらの地点における水質を、平成 15 年度から 19 年度まで、図 3-1-6 及び表 3-1-4、表 3-1-5 に示します。図 3-1-6 は、河川水質の代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の経年変化です。BOD の環境基準への適合状況は、75% 値（年間の日間平均値を小さいものから並べた場合の「 $0.75 \times \text{データ数}$ 」番目の値）で評価することになっており、「湛井堰」「下倉橋」「中原」「真壁」「新本川（天王橋）」「新本川（角満橋）」等は環境基準値以下となっています。一方、年 2 回測定している「前川（アクアセンター上）」「前川（赤浜橋）」等の 7 地点は 75% 値の算出が困難ですが、参考として 2 回の平均値を環境基準値と比較すると、井手川や前川（赤浜橋）で基準値を超過する値がみられています。

また、表 3-1-5 の SS（浮遊物質）をみると、年 2 回の平均値では環境基準値（河川 A 類型、B 類型ともに 25 mg/L 以下）を下回っていますが、前川や新川の値が比較的高い傾向にあります。

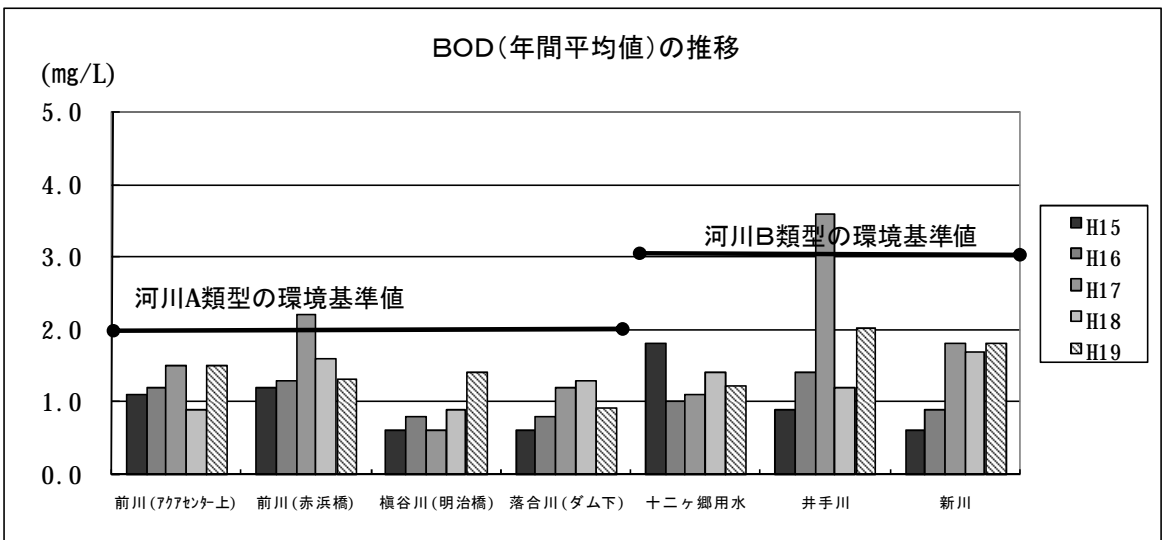
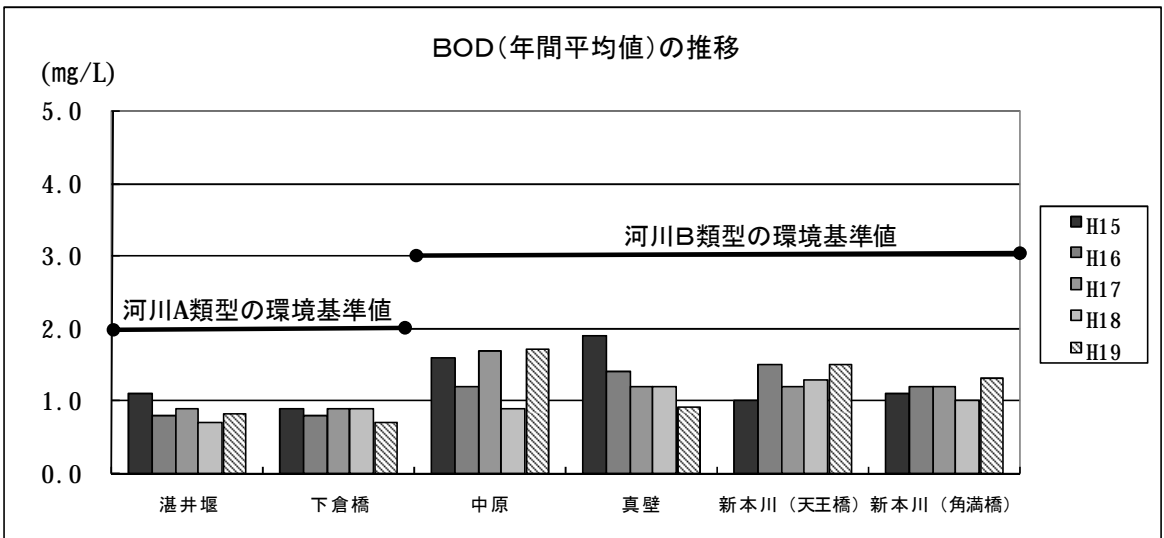
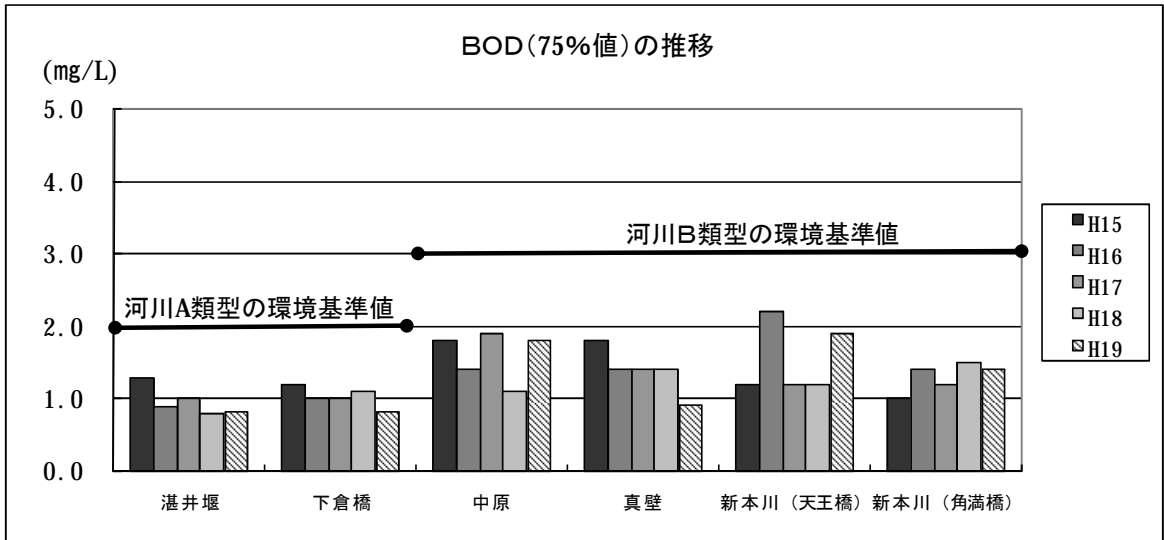


図3-1-6 各地点のBODの経年変化

表3-1-4 水質の経年変化(1)

pH (年間平均値)								
地点名	年間測定回数	類型	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準値(河川)
湛井堰	12回	A	7.6	7.8	8.0	8.0	8.0	6.5以上 8.5以下
下倉橋			7.8	7.8	7.9	8.0	8.0	
前川(アケセンター上)	2回		7.6	7.4	7.7	7.4	7.6	
前川(赤浜橋)			7.6	7.4	7.7	7.4	7.8	
榎谷川(明治橋)			7.3	7.3	7.1	7.5	7.4	
落合川(ダム下)			7.3	7.1	7.4	7.6	7.5	
十二ヶ郷用水	2回	8.0	7.8	8.0	7.9	7.9	6.5以上 8.5以下	
井手川		7.6	7.3	7.7	7.6	7.5		
中原	4回	7.7	7.8	7.8	7.8	8.0		
真壁		7.4	7.6	7.5	7.6	7.7		
新本川(天王橋)		7.5	7.4	7.9	7.4	7.4		
新本川(角満橋)		7.4	7.5	7.4	7.5	7.3		
新川	2回	7.7	7.6	7.8	7.5	7.6		

DO(mg/L) (年間平均値)								
地点名	年間測定回数	類型	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準値(河川)
湛井堰	12回	A	9.6	9.6	9.8	9.7	9.6	7.5以上
下倉橋			10	9.8	9.8	10	9.8	
前川(アケセンター上)	2回		11	10	10	8.7	8.7	
前川(赤浜橋)			9.1	9.1	11	8.3	10	
榎谷川(明治橋)			11	11	8.3	10	10	
落合川(ダム下)			8.7	9.6	10	10	8.4	
十二ヶ郷用水	2回	10	11	10	11	10	5以上	
井手川		7.7	7.3	11	10	6.8		
中原	4回	9.5	9.2	9.6	9.3	9.8		
真壁		9.5	9.2	9.6	9.6	9.7		
新本川(天王橋)		10	9.8	14	9.5	9.8		
新本川(角満橋)		9.4	9.4	10	8.8	8.2		
新川	2回	10	10	10	8.8	9.2		

BOD(mg/L) (年間平均値・75%値)								
地点名	年間測定回数	類型	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準値(河川)
湛井堰	12回(平均値)	A	1.1	0.8	0.9	0.7	0.8	2以下
	同上(75%値)		1.3	0.9	1.0	0.8	0.8	
下倉橋	12回(平均値)		0.9	0.8	0.9	0.9	0.7	
	同上(75%値)		1.2	1.0	1.0	1.1	0.8	
前川(アケセンター上)	2回		1.1	1.2	1.5	0.9	1.5	
前川(赤浜橋)			1.2	1.3	2.2	1.6	1.3	
榎谷川(明治橋)		0.6	0.8	0.6	0.9	1.4		
落合川(ダム下)		0.6	0.8	1.2	1.3	0.9		
十二ヶ郷用水	2回	1.8	1.0	1.1	1.4	1.2	3以下	
井手川		0.9	1.4	3.6	1.2	2.0		
中原	4回(平均値)	1.6	1.2	1.7	0.9	1.7		
	同上(75%値)	1.8	1.4	1.9	1.1	1.8		
真壁	4回(平均値)	1.9	1.4	1.2	1.2	0.9		
	同上(75%値)	1.8	1.4	1.4	1.4	0.9		
新本川(天王橋)	4回(平均値)	1.0	1.5	1.2	1.3	1.5		
	同上(75%値)	1.2	2.2	1.2	1.2	1.9		
新本川(角満橋)	4回(平均値)	1.1	1.2	1.2	1.0	1.3		
	同上(75%値)	1.0	1.4	1.2	1.5	1.4		
新川	2回	0.6	0.9	1.8	1.7	1.8		

COD(mg/L) (年間平均値)								
地点名	年間測定回数	類型	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準値(河川)
湛井堰	12回	-	2.9	2.7	2.9	2.4	2.6	河川環境基準値は 設定されていない
下倉橋								
前川(アケセンター上)	2回		3.4	4.2	4.5	3.5	1.5	
前川(赤浜橋)			4.6	4.7	5.1	3.8	4.0	
榎谷川(明治橋)			3.2	2.6	2.0	3.1	3.4	
落合川(ダム下)			3.9	4.2	3.8	3.7	3.4	
十二ヶ郷用水	2回		3.6	3.2	2.6	2.7	2.8	
井手川			2.7	3.8	4.9	2.8	5.2	
中原								
真壁								
新本川(天王橋)								
新本川(角満橋)								
新川	2回		5.0	5.8	5.8	5.0	5.5	

表3-1-5 水質の経年変化(2)

SS(mg/L) (年間平均値)								
地点名	年間測定回数	類型	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準値(河川)
湛井堰	12回	A	4	3	3	3	3	25以下
下倉橋			2	2	2	2	2	
前川(アクアセンター上)	2回		5	6	6	6	6	
前川(赤浜橋)			23	12	18	7	12	
榎谷川(明治橋)			1	1	< 1	4	3	
落合川(ダム下)			2	2	2	4	2	
十二ヶ郷用水	2回	1	2	2	4	4	25以下	
井手川		4	< 1	5	2	6		
中原	4回	4	4	2	4	5		
真壁		4	3	3	3	3		
新本川(天王橋)		4	9	1	3	11		
新本川(角満橋)		3	4	2	6	5		
新川	2回	12	14	16	14	18		

T-N(mg/L) (年間平均値)								
地点名	年間測定回数	類型	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準値(河川)
湛井堰	12回	-	0.88	0.87	0.86	0.82	0.85	河川環境基準値は設定されていない
下倉橋	4回		0.82	0.89	0.79	0.74		
前川(アクアセンター上)	2回		1.2	1.3	1.1	1.3	1.4	
前川(赤浜橋)			1.3	1.4	1.1	1.2	1.2	
榎谷川(明治橋)			1.2	0.92	1.1	1.0	1.3	
落合川(ダム下)			1.2	1.1	0.64	1.0	1.1	
十二ヶ郷用水	2回	0.87	0.80	0.59	0.88	0.76		
井手川		1.1	1.2	1.6	1.1	1.4		
中原								
真壁								
新本川(天王橋)								
新本川(角満橋)								
新川	2回	1.4	1.4	1.2	1.5	1.4		

T-P(mg/L) (年間平均値)								
地点名	年間測定回数	類型	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準値(河川)
湛井堰	12回	-	0.022	0.026	0.020	0.024	0.025	河川環境基準値は設定されていない
下倉橋	4回		0.025	0.036	0.023	0.020		
前川(アクアセンター上)	2回		0.12	0.12	0.11	0.12	0.10	
前川(赤浜橋)			0.18	0.13	0.12	0.11	0.08	
榎谷川(明治橋)			0.04	0.04	0.06	0.04	0.06	
落合川(ダム下)			0.05	0.06	0.03	0.04	0.04	
十二ヶ郷用水	2回	0.06	0.04	0.02	0.03	0.03		
井手川		0.08	0.09	0.16	0.07	0.08		
中原								
真壁								
新本川(天王橋)								
新本川(角満橋)								
新川	2回	0.20	0.22	0.19	0.24	0.18		

油分(mg/L)								
地点名	年間測定回数	類型	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準値
湛井堰		-						<海域環境基準> 検出されないこと
下倉橋			< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	
前川(アクアセンター上)	2回		< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	
前川(赤浜橋)			< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	
榎谷川(明治橋)			< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	
落合川(ダム下)			< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	
十二ヶ郷用水	2回	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1		
井手川		< 1	< 1	< 1	< 1	< 1		
中原		< 1	< 1	< 1	< 1	< 1		
真壁	4回	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1		
新本川(天王橋)		< 1	< 1	< 1	< 1	< 1		
新本川(角満橋)		< 1	< 1	< 1	< 1	< 1		
新川		2回	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	

全亜鉛(mg/L) (年間平均値)								
地点名	年間測定回数	類型	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準値
湛井堰	4回	-	< 0.01	0.003	0.003	0.014	0.028	生物A 生物特A 生物B 生物特B ともに0.03以下
下倉橋								
前川(アクアセンター上)								
前川(赤浜橋)								
榎谷川(明治橋)								
落合川(ダム下)								
十二ヶ郷用水								
井手川								
中原	4回	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01		
真壁		0.02	0.02	0.01	0.02	0.01		
新本川(天王橋)		0.01	0.02	0.01	0.02	0.01		
新本川(角満橋)		0.01	0.02	0.01	0.02	0.01		
新川								

また、上記地点のうち高梁川の「下倉橋」では、PCB、トリブチルスズ、ビスフェノールA、フタル酸ジ-n-ブチルなど 20 種類以上の環境ホルモンが毎年調査されていて、過去 5 年間（平成 15 年度以降）の測定値をみると、全項目が不検出となっています。

（2）地下水の水質

総社市内では、過去 5 年間では、下倉・見延（平成 15 年度）、中尾・日羽（平成 16 年度）、美袋・小寺・清音上中島（平成 17 年度）、西郡・山田（平成 18 年度）、奥坂（平成 19 年度）など、年当たり 1～3ヶ所で地下水水質調査が行われています。

調査項目は「地下水の水質汚濁に係る環境基準」項目のうち揮発性有機化合物（VOC）を中心とし、年度によってはカドミウムや鉛などの重金属を加えて選定されていて、上記の各地点では「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」とふっ素を除く項目が「不検出」となっています。検出された「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」については、小寺が 1.6 mg/L、奥坂が 1.4 mg/L、日羽が 0.04 mg/L で、いずれも基準値（10 mg/L 以下）を大きく下回っています。ふっ素については奥坂で検出されていますが、測定値は 0.2 mg/L で、基準値（0.8 mg/L 以下）を大きく下回っています。

また、ダイオキシン類が上記の各地点で測定されています。これらの測定値は、0.019pg-TEQ/L～0.071pg-TEQ/L の範囲にあり、ダイオキシン類の水質環境基準値（1 pg-TEQ/L 以下）を大きく下回っています。

（3）土壌ダイオキシン類

総社市内では、過去 5 年間では、昭和小学校・池田小学校（平成 15 年度）、日羽地内公園（平成 16 年度）、維新小学校・秦小学校・山手小学校（平成 17 年度）、総社北小学校・西公民館山田分館駐車場（平成 18 年度）、阿曾小学校（平成 19 年度）など、年当たり 1～3ヶ所の土壌のダイオキシン類調査が行われています。

これらの測定値は、0pg-TEQ/g～0.30pg-TEQ/g の範囲にあり、ダイオキシン類の土壌環境基準値（1,000pg-TEQ/g 以下）を大きく下回っています。

5 日照

日照とは、太陽が、雲や霧等の気象現象や建造物によって遮られずに照ることをいいます。

太陽光線による効果としては、(1) 光源としての明るさの効果、(2) 冬季には採暖として有効である熱効果、(3) ビタミンD生成や殺菌作用等の保健効果をあげることができ、日光が差し込むことによる満足感等の精神的な効果もあります。

都市部において、家屋が密集して隣家と十分に間隔が有していない場合や低層住宅地の中に高層建造物が建設された場合等に、日照が問題としてとりあげられることがあります。平成14年度から17年度において、日照に係る公害苦情はありません。なお、日照とは逆のタイプの公害になりますが、平成16年度に「光害(夜間照明)」による苦情が1件あげられています。

6 化学物質

多くの化学物質のうち、環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を有害化学物質といますが、人や動植物・生態系への影響が未解明な物質を含めて、化学物質による環境汚染を防止するために、大気、水、土壌など環境中のダイオキシン類、有害大気汚染物質、環境ホルモン等の調査が行われています。

ダイオキシン類については、前述のとおり、総社市内では、大気、水質、土壌ともにダイオキシン類の環境基準値以下となっています。

アクリロニトリル、ベンゼン等の有害大気汚染物質は総社市内では測定されていませんが、平成16年度以降は、倉敷市水島の松江大気測定局でベンゼンが環境基準値(3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)を超過している以外は、岡山県内の全測定地点が環境基準値以下となっていて、総社市でも環境基準値以下の濃度と推察されます。

環境ホルモンについても前述のとおり、過去5年間の測定値をみると、全項目が不検出となっています。

7 廃棄物等

総社市のごみ収集量は、平成19年度が23,846 tで、内訳は可燃ごみが19,958 t、不燃ごみが552 t、資源ごみが2,068 t、粗大ごみが1,268 tです。平成15年度の総排出量は25,258 tであり、19年度までの4年間で0.94倍に減少しています。特に可燃ごみが平成15年度から19年度にかけて0.91倍に減少し、一方、資源ごみが1.35倍に増加しています。

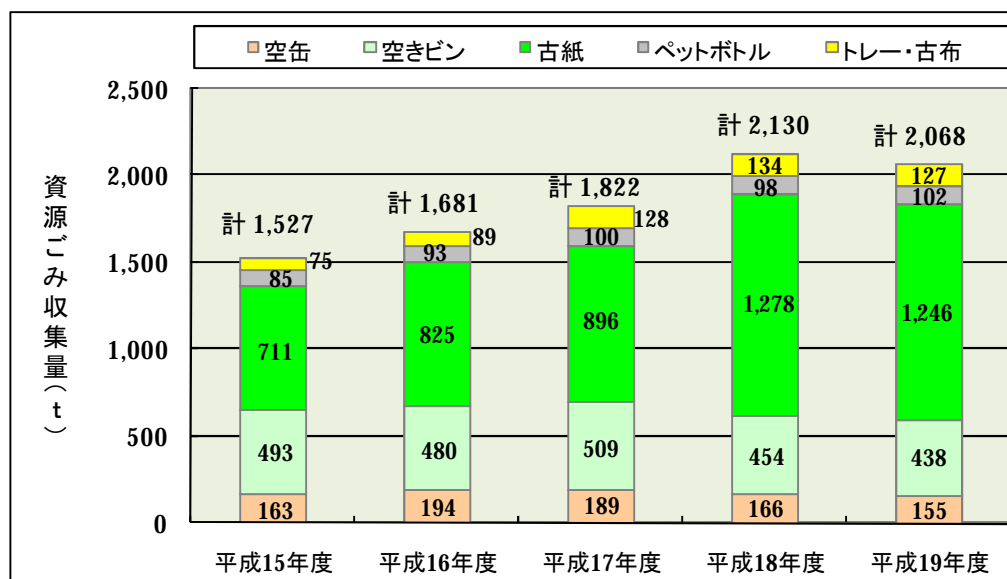
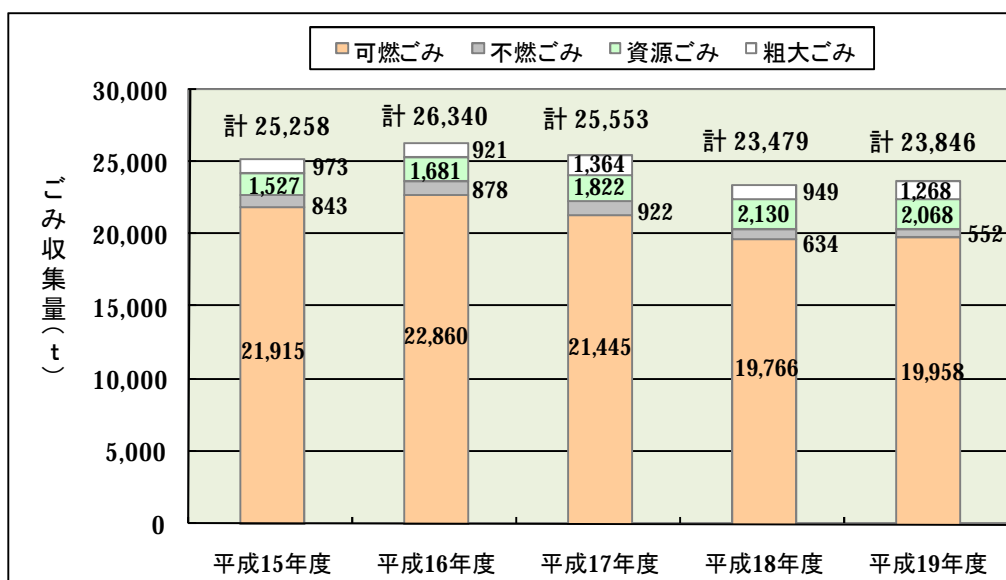


図 3 - 1 - 7 ごみの収集量と資源ごみの内訳

資源ごみを種類別にみた場合、空きビンがやや減少傾向にあります。平成 19 年度の古紙は、平成 15 年度の 1.75 倍に増加しています。一方、ごみ減量化推進団体資源回収実績によると、平成 19 年度の廃品回収量は 1,776 t で、平成 15 年度 (1,777 t) と同じ程度です。

第2節 自然環境

1 自然環境関係の地域指定状況

総社市内における自然環境関連の地域指定状況としては、県立自然公園が2地域含まれ、県郷土記念物が3ヶ所あります。また、おかやま自然百選には、5ヶ所が選定されています。

表3-2-1 自然環境関連の地域指定状況

指定区分	名称	概要
県立自然公園	吉備史跡県立自然公園	吉備高原の南端部に位置し、埋蔵文化財や史跡などの歴史的な優れた郷土景観が特徴です。平成18年3月には、鬼ノ城一帯が特別地域に指定されています。
	吉備路風土記の丘 県立自然公園	吉備文化発祥の地として日本の歴史を探る上で重要な地域です。造山古墳などが代表的なもので、備中国分寺が五重塔とともに、吉備路のシンボルとなっています。
おかやま自然百選	ヒイゴ池湿地	0.9haの湿地内には、環境省レッドリスト掲載種のトキソウやサギソウなど多くの湿性植物と、ハッチョウトンボやベニシジミなど希少な昆虫が生息しています。
	吉備路風土記の丘	田園風景にアカマツ林を借景にしてたたずむ備中国分寺五重塔に象徴されるように、史跡と田園風景が調和した地域で、他の県立自然公園とは趣を異にしています。
	豪溪	総社市と吉備中央町にまたがる槇谷川の上流にあり、330mの天柱山や剣峰など花崗岩の岩石美と、清流と桜・新緑・紅葉の調和した溪谷が自然美をくりひろげる景勝の地です。
	鬼ノ城	山頂付近を取り囲むように城壁が2.8kmも築かれた、古代の朝鮮式山城です。伝説の、吉備津彦命の温羅退治に登場する鬼はここを根城にしていたと言われています。
	角力取山の 大松	高さ約20m、目通り周囲約5m、樹齢およそ400年、県下で最も大きいクロマツです。昭和5～6年頃までは、4本の巨木がありましたが、現在は1本だけが残っています。
県郷土記念物	御崎神社の樹林	総社市延原
	水内八幡の森	総社市原
	高間熊野神社の森	総社市種井

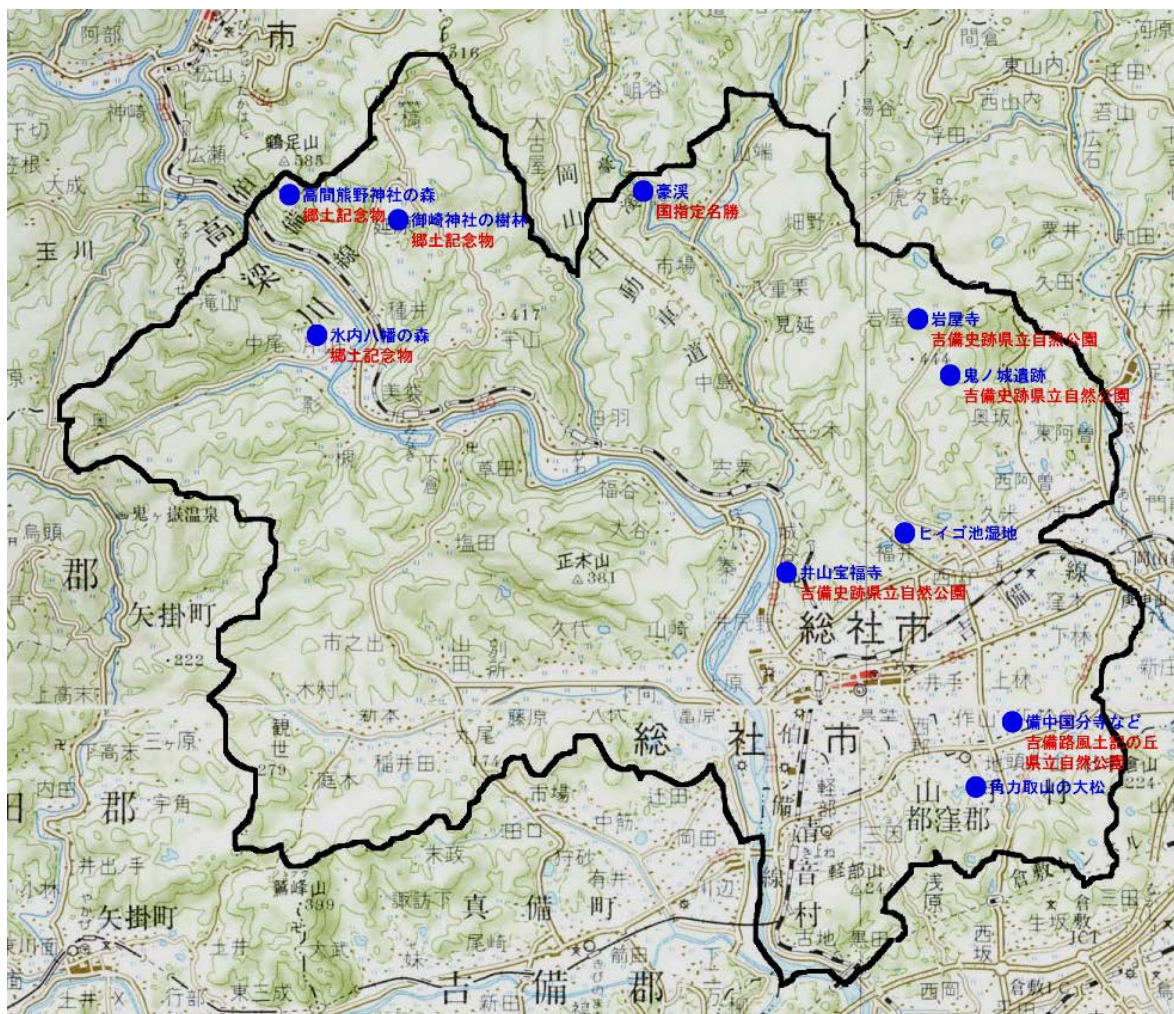


図 3 - 2 - 1 自然環境関連の主な地域指定地

2 動植物及び生態系

総社市の自然環境の特徴は、吉備高原や田園地域など人々の生活とともに成立してきた里地里山によるもので、多様で豊かな生物相を形成しています。

(1) 現存植生

総社市の現存植生は、環境省の自然環境保全基礎調査によれば、以下の 16 区分で構成され、丘陵地などの林野部ではコバノミツバツツジアカマツ群集、またコナラ群落が広範囲に広がっていますが、アカマツ林などでは松枯れの現象もみられます。

◎総社市の現存植生区分

1 開放水域	2 自然裸地
3 ヨシクラス	4 コバノミツバツツジーアカマツ群集
5 コナラ群落	6 スギ・ヒノキ・サワラ植林
7 ススキ群団	8 伐跡群落
9 落葉果樹園	10 ゴルフ場 牧草地
11 水田雑草群落	12 緑の多い住宅地
13 畑地雑草群落	14 工場地帯
15 造成地	16 市街地

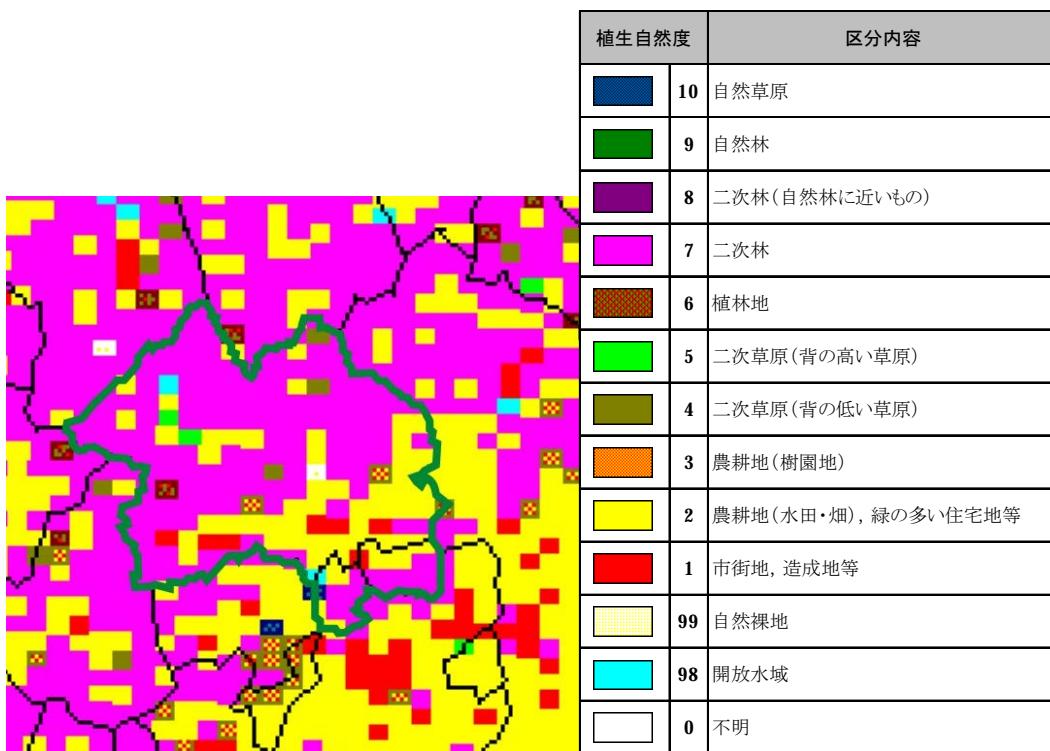


図3-2-2 総社市の自然植生度 (第4回自然環境保全基礎調査)

(2) 植物

総社市の植物は、『総社市植物目録』『旧山手村植物目録』『清音村植物目録』によると、約 1500 種の維管束植物が確認されています。そのうち岡山県版レッドデータブック記載種としては約 90 種確認されています。また、近年は外来植物も増加しています。

環境省の自然環境保全基礎調査の特定植物群落調査では、熊野神社(総社市種井)のタブノキ群落と御前神社(総社市延原)のサカキウラジロガシ群集が確認されています。特に熊野神社のタブノキ群落は、県内での残存地は貴重であるとして、岡山県版レッドデータブックには壊滅状態にランクされています。

表3-2-2 岡山県版レッドデータブック記載種の植物種
(絶滅危惧種・危急種)

種名	RDB カテゴリー	地区				
		旧総社市 東部	旧総社市 西部	旧総社市 南部	旧清音村	旧山手村
ミズニラ	絶滅危惧種	○		○		
マルバノキ	絶滅危惧種	○				
ジョウボウザサ	絶滅危惧種	○				
ムカゴソウ	絶滅危惧種	○				
ヒメモロコシガヤ	絶滅危惧種					○
キビヒトリシズカ	絶滅危惧種					○
オオバシナミズニラ	危急種	○				
ハマハナヤスリ	危急種	○				
ナガサキシダ	危急種	○				
ヘラシダ	危急種	○				
デンジソウ	危急種					○
アゼオトギリ	危急種	○	○	○		
ハマウツボ	危急種	○	○			
ヒメタヌキモ	危急種	○	○		○	
スブタ	危急種		○			
ヤナギスブタ	危急種	○				
ステゴビル	危急種		○			
スズメノコビエ	危急種		○			
ベニカンスゲ	危急種					○
サガミトリゲモ	危急種					○
オグラノフサモ	危急種					○
ヤマトミクリ	危急種		○			
マメヅタラン	危急種	○				
エビネ	危急種	○	○			
セッコク	危急種	○				
サギソウ	危急種	○				○

(3) 動物

環境省の自然環境保全基礎調査や国土交通省の河川水辺の国勢調査などの資料により、総社市の動物では、高梁川水系及び用水路の淡水魚相に特徴があり、種の保存法指定種でもある絶滅危惧種のスイゲンゼニタナゴが確認されていることが特筆されます。

岡山県レッドデータブック記載種としては、鳥類のミサゴ、昆虫類のヒメヒカゲなどが確認されています。その他に哺乳類としてはムササビやテン、両生類ではカジカガエル、鳥類ではフクロウやサシバ、淡水魚としてシロヒレタビラやアカザが確認されています。

表3-2-3 岡山県版レッドデータブック記載種の動物種
(絶滅危惧種・危急種)

分類	種名	RDB カテゴリー
両生類	カスミサンショウウオ	危急種
	カジカガエル	危急種
	ヒキガエル	危急種
鳥類	ハチクマ	絶滅危惧種
	ミサゴ	絶滅危惧種
	フクロウ	絶滅危惧種
	サシバ	危急種
	ツミ	危急種
	ヨタカ	危急種
	アオバズク	危急種
淡水魚類	スイゲンゼニタナゴ	絶滅危惧種
	シロヒレタビラ	危急種
	オヤニラミ	危急種
	アカザ	危急種
	メダカ	危急種
昆虫類	ヒメヒカゲ	絶滅危惧種

(4) 生態系及び生息環境

総社市の生態系及び生息環境としては、豪溪などに代表される花崗岩地帯の植物、また高梁川及び用水路等の植物と淡水魚などが特徴的なものです。里地里山地域及び田園地域における人々の生活ならびに管理等により生息環境が維持されてきたのも大きな特徴です。

①豪溪地域と影谷川～槻谷川古生層地域

豪溪地域には、ホソバコケシノブ、ネズコ、ツメレンゲ、ゲンカイツツジなど貴重な植物が数多く生育しています。貴重な植物種の多くが花崗岩の崖などに着生しています。

影谷川～槻谷川古生層地域では、タカネハンショウヅル、ステゴビル、トウササクサ、ヒメウラジロなど貴重な植物が生育します。花崗岩地帯とは全く異なる植物相を持ち、特に下倉槻地区周辺には岡山県内でも希少な植物が多く生育します。

②高梁川湛井堰～十二ヶ郷用水地域

スイゲンゼニタナゴ、シロヒレタビラなど貴重な淡水魚が生息します。特にスイゲンゼニタナゴは種の保存法指定種で、全国でも岡山平野を中心とした地域だけに生息する淡水魚であり、十二ヶ郷用水周辺はその主な生息地の一つです。また高梁川湛井堰周辺では、かつては国指定天然記念物であるアユモドキが多く生息していたとされますが、高梁川水系では、30年近く確認がありません。

3 自然とのふれあい及び活動状況

総社市は、吉備高原、高梁川、各地域の田園風景など自然に恵まれており、自然とのふれあいに適した場所が多くあります。平成 18 年に中国自然歩道の追加があり、総社市の主な観光地、自然環境関連の地域指定箇所などが多く含まれています。

その他、吉備高原や福山山系の丘陵地における自然とのふれあい活動の場として、総社ふるさと自然のみちや幸福の小径、水辺環境学習の場として高梁川に水辺の楽校が 2 ヶ所あるなど、自然体験活動を実施する場所が整備されています。

表 3-2-4 総社市内の中国自然歩道

コース名	起 終 点		主な見どころ
	起点	終点	
豪溪を訪ねるみち	賀陽インター	JR豪溪駅	豪溪、井風呂谷川砂防公園
秋葉山と井山宝福寺を訪ねるみち	JR豪溪駅	JR総社駅	井山宝福寺、十二ヶ郷用水
ヒイゴ池湿地を訪ねるみち	JR総社駅	JR服部駅	ヒイゴ池湿地
古代山城を訪ねるみち	JR服部駅	JR足守駅	砂川公園、鬼ノ城、岩屋
備中国分寺と古墳を訪ねるみち	JR吉備津駅	サンロード吉備路	備中国分寺、こうもり塚古墳
作山古墳と三輪山の遺跡群を訪ねるみち	サンロード吉備路	JR清音駅	作山古墳、三輪山の遺跡群
福山城跡と安養寺を訪ねるみち	JR清音駅	JR倉敷駅	福山城跡、軽部神社

表 3-2-5 自然とのふれあい活動施設

名称	概要
水辺の楽校	子供たちの水辺での遊びや自然体験をするための場所で、ワンドやデッキ、芝生広場などが整備されています。市内には、「そうじゃ水辺の楽校」と「きよね水辺の楽校」の2ヶ所が高梁川に整備されています。
総社ふるさと自然のみち	鬼城山ビジターセンターを起終点として複数の歩道が整備されています。動植物の生態や自然のしくみなどを観察するための観察施設や休憩施設、案内施設等があります。
幸福の小径	ふるさとふれあい広場を起点に幸山城跡、福山城跡、三因千塚古墳群などを巡る1周約4kmの自然散策コースです。

第3節 社会環境

1 公園・緑地

総社市の都市公園の整備状況は、平成20年4月1日現在で48ヶ所、総面積25.26haです。市民一人当たりの都市公園面積は3.8㎡となりますが、全国平均値は平成18年度末で9.3㎡であり、総社市は全国平均の40%程度となっています。

表3-3-1 都市公園の現況

区分	街区公園	近隣公園	地区公園	運動公園	緑地	総数
公園等の数	43	1	1	1	2	48
面積 (ha)	8.88	1.28	8.20	6.40	0.50	25.26

資料：総社市都市計画事業概要

2 景観・まちの美観

総社市における景観は、高梁川や吉備高原などの自然景観、鬼ノ城や吉備路をはじめとする歴史的景観、平地部に広がる里地里山景観に区分されますが、それらが一体となった景観に特徴があります。

また町並みの景観としては、総社市中心部の総社商店街周辺で総社宮から中央文化筋までの東西約1キロにわたり、格子戸や白壁などの町家風建物が点在しています。旧総社警察署の総社市まちかど郷土館はかつての暮らしなどが展示されています。

- 自然景観：高梁川流域、豪渓などの溪流、福山や吉備高原などの丘陵地 など
- 歴史景観：宝福寺、国分寺や作山古墳など吉備路風土記の丘、鬼ノ城史跡 など
- 里地里山景観：十二ヶ郷用水周辺、新本川流域などの田園地域 など
- 町並み景観：総社商店街周辺、旧山陽道沿道の町並み など

第1節の公害苦情処理件数によれば、平成14～19年度の不法投棄の処理件数が250件となっており、まちの美観として注視する面があります。

まちの美観のうち、美化活動としては、道路や河川など一定区画を、住民や企業などが愛情と責任を持って清掃美化を実施するという「おかやまアダプト事業」を岡山県が実施していますが、そのプログラムに総社市では、21団体が参加しています。

表 3-3-2 おかやまアダプト事業に参加する総社市の団体

参加団体	類型	認定年度
畑ヶ野自治会	道路	13
福谷アダプト	河川	14
金井戸守る会A班	河川	15
金井戸守る会B班	河川	15
金井戸守る会C班	河川	15
マクドナルド総社溝口店	道路	16
古地地区社会福祉推進協議会	花街道	16
山田コミュニティー協議会	道路	17
松熊長砂ハザ谷川清掃団体	河川	17
下倉谷川を守る会	河川	17
血吸川を守る会	河川	17
維新学区コミュニティ協議会	河川	17
高梁川とツルを守る会	河川	17
総社吉備路商工会昭和支所	河川	17
花のボランティア清音コスモス会	花街道	17
東阿曾本村東	河川	18
縄手井出用水組合	道路	19
桃山ワッチ	道路	19
下原美化推進グループ第1班	河川	19
下原美化推進グループ第2班	河川	19
下原美化推進グループ第3班	河川	20

第4節 地球環境

1 地球温暖化

地球温暖化は、その影響が単に気温の上昇にとどまらず、気象災害、食料不足、人の健康と命、自然生態系、産業などほとんどすべての分野に関わることから、最も深刻な環境問題とされています。その主な原因は、化石燃料の大量消費等に伴う二酸化炭素をはじめとした大気中の温室効果ガスの急激な増加であり、温室効果ガスの削減については、国レベルではもちろんのこと、地域レベルにおいても事業者、市民及び行政が一体となって、積極的な対策を講じることが不可欠となっています。

地球温暖化のもたらす影響

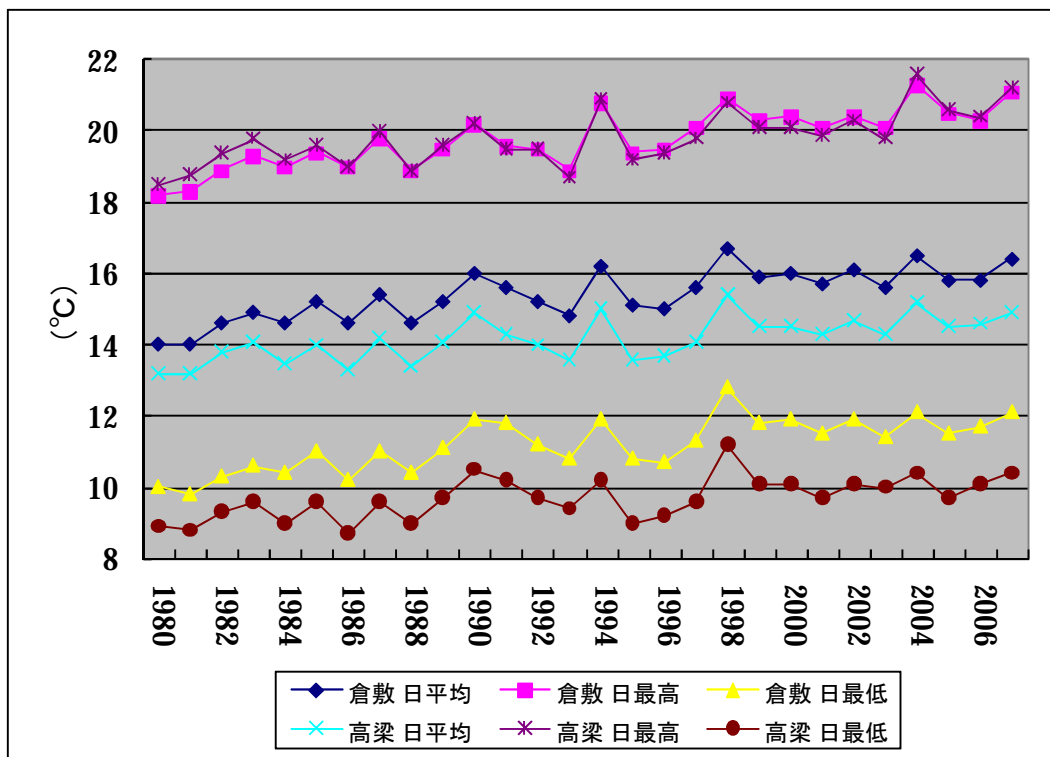
1. **人の健康への影響**：暑熱、熱波の増加 ⇒ 健康被害
媒介動物等の生息域拡大 ⇒ 動物媒介性疾患の増加
2. **気象災害の頻発**：集中豪雨の増加 ⇒ 洪水や土砂災害の増加
干ばつリスクの増加 ⇒ 水不足の頻発
台風の猛烈化 ⇒ 風、雨、波浪、高潮等の被害増加
海面上昇 ⇒ 高潮被害、津波被害のリスク増加
3. **農林水産業への影響**：地球の平均気温が2.5℃程度上がる
⇒ 食料の需要に供給が追いつかない ⇒
食料価格が上がる ⇒ 日本に大きな影響
⇒ サケなどの生息域の南限が北上
4. **自然生態系への影響**：植物や動物への影響、分布域の移動
5. **産業等への影響**：エネルギー需要の増加 ⇒ さらに地球温暖化を加速

「第一次総社市総合計画」においても、「時代の潮流とまちづくりの課題」における6つの必要性の一つとして「地球環境問題・資源循環型社会への取り組みの必要性」があげられており、省資源・省エネルギー、ごみや廃棄物の減量化や発生抑制、再資源化や再利用化など地球環境にやさしい取り組みを進めていくことが必要です。

図3-4-1のとおり、1980～2007年の総社近郊における気象観測所の年平均気温は上昇傾向にあり、地球温暖化の影響が確認できます。そこで、総社広域圏地域新エネルギービジョン（平成17年2月、総社市）から、総社市における1世帯当たりのエネルギー需要量（家庭）を見ると、次の傾向にあります。

- 電 力：1世帯当たりのエネルギー需要量は、全国平均の約1.05倍。
- L Pガス：1世帯当たりのエネルギー需要量は、全国平均の約1.13倍。
- 灯 油：1世帯当たりのエネルギー需要量は、全国平均の約1.14倍。
- 上記3つの合計：1世帯当たりのエネルギー需要量は、全国平均の約1.09倍。

このように、1世帯当たりエネルギー消費量が全国平均を超過している総社市としては、他の自治体以上にエネルギー消費量の削減に取り組んでいく必要があると考えられます。



資料：気象庁（1980～2007年の日平均、日最高、日最低の平均気温）

図3-4-1 総社近郊における年平均気温の推移

2 オゾン層の破壊

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線(UV-B)の大部分を吸収し、私たち生物を守っています。このオゾン層がフロンなどの物質により破壊され、有害紫外線の地上照射量が増大した場合には、皮膚がんや白内障の増加など人の健康への影響のほか、陸生・水生生態系への影響などが懸念されています。

オゾン層の破壊は、熱帯域を除き、ほぼ全地球的に進行しており、特に高緯度地域でオゾンの減少率が高く、日本上空でも那覇を除く国内3地点(札幌、つくば、鹿児島)で減少傾向が見られています。

オゾン層保護対策については、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、国際的な取り組みが進められ、我が国においても「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」を制定し、フロンなどの生産規制等を実施しています。また、冷蔵庫やエアコンなどに冷媒として使用されているフロンについては、自動車販売店や冷凍空調設備業者などの業界団体等による回収が進められています。

なお、冷蔵庫等の廃家電品については、平成13年4月からは家電リサイクル法が施行され、メーカーにフロン回収が義務付けられました。また、平成13年6月には、カーエアコン及び業務用冷凍空調機器のフロン回収の義務付け、フロン類回収業者等の登録、フロン回収破壊費用の負担等を定めた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」が公布され、平成13年12月から順次施行され、平成14年10月に完全施行されました。なお、カーエアコンの冷媒フロン類については、平成17年1月1日からは「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」に基づいて回収・破壊されることとなりました。

岡山県においては、フロン回収破壊法に基づいて県の登録を受けている第一種フロン類回収業者(業務用冷凍空調機器関係)は、平成19年3月末現在で、424事業者(事業所数は479)となっています。また、フロン類の回収量(平成18年度)は表3-4-1のとおりです。

表3-4-1 岡山県におけるフロン類の回収量(平成18年度)

フロン類	業務用冷凍空調機器関係	
	回収台数(台)	回収量(t)
CFC(特定フロン)	1,896	3.6
HCFC(特定フロン)	12,006	24.4
HFC(代替フロン)	2,189	5.9
計	16,091	33.9

3 酸性雨

酸性雨とは、化石燃料の燃焼に伴い、硫酸化物や窒素酸化物が環境大気中に放出され、これが上空で移動する間に酸化されて硫酸や硝酸となり、強い酸性を示す降雨又は乾いた粒子状物質として降下する現象をいいます。酸性の強さを示す尺度としては、通常pHが用いられ、pH7が中性で、数値が低いほど酸性が強くなります。ただし、雨水には空気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、汚染物質が含まれていない場合でもpH5.6程度の酸性を示しています。したがって、一般に酸性雨とはpH5.6以下のものを指しています。

こうした酸性の雨は、大気汚染物質が気流に乗り遠くに運ばれるため、しばしば国境を越えた広い範囲にわたって降っています。酸性雨の原因物質となりうる大気汚染物質の発生源となっている工場のばい煙や自動車排出ガスについては厳しい規制が実施されており、岡山県でも水島工業地帯がある倉敷市や備前市を対象に、硫酸化物の総量規制が実施されています。

我が国においては、現在のところ欧米のような目立った被害は現れていませんが、土壌や水質を酸性化することにより、森林や湖沼の水生生物に悪影響を与えるといわれています。また、歴史的な石造建造物や芸術作品などに対する被害も心配されています。

岡山県は平成2年度から酸性雨調査を行っており、総社市に近い調査地点である岡山県備中県民局で、平成2年度以降の年平均値は4.6～4.8となっています。また、岡山県備中県民局高梁支局の年平均値は4.9～5.4、吉備高原都市の年平均値は4.5～5.0で、平成5年度～9年度に当時の環境庁が実施した全国の調査結果（4.6～5.2）と同じ程度となっています。

第5節 環境意識に関するアンケート調査

1 アンケート調査の目的

環境基本計画の策定に当たっては、市民が総社市の環境をどのように考え、行政に対してどのような取り組みを期待するか等を把握することが重要です。また、策定後の環境基本計画の推進に当たっては、計画の推進主体が策定主体である行政に限定されることなく、市民や事業者の取り組みが不可欠です。市民や事業者は地域づくりの主体として、その行動は大きな意味を持っていることから、計画策定に当たり市民等の環境意識を把握しておくことが重要です。

アンケート調査は、総社市環境基本計画の策定に当たり、以下の目的で実施しました。

- ①市民等に今の環境がどう認識され、どう評価されているか、特に市民等の視点から「総社市における環境の課題」を把握する。
- ②環境行政に対する市民や事業者の要望を把握し、環境施策の方向性を検討する。
- ③今後の環境保全のための取り組みを検討していく上で、市民、事業者それぞれの立場でどのような取り組みが行われているか、又はどのような取り組みが考えられるかを検討する。
- ④アンケート調査票への記入を通じて、環境問題への関心を高める契機とする。

2 アンケート調査の対象者と回収結果

アンケート調査の対象者は、市民、中学生（2年生全員）及び事業者としました。

調査票は平成19年12月中旬に発送・依頼し、平成20年2月8日までに回収された調査票を集計対象としました。中学2年生は、各中学校を通じて配布・回収しました。回収率は市民が45.3%、中学生が94.2%、事業者が57.9%でした。

表3-5-1 アンケート調査票の配布数と回収数

対象	調査票の配布及び回収方法	調査票の配布数	調査票の回収数	調査票の回収率
市民	地区別人口比率で無作為に抽出し、郵送により調査票の配布・回収を行った。	1,500 通	679 通	45.3%
中学2年生	総社東中、総社西中、総社中及び昭和中の各中学校の2年生全員を対象とし、学校を通じて配布・回収を行った。	624 通	588 通	94.2%
事業所	業種を勘案して事業所を抽出し、郵送により調査票の配布・回収を行った。	114 通	66 通	57.9%

3 アンケート調査の結果概要

市民及び中学生のアンケート調査の質問は、「環境の現状の認識⇒環境の現状の評価⇒環境問題への関心⇒環境保全のために取り組んでいること⇒行政に望むこと」という順で構成しました。事業所アンケートについては、「環境保全に係る取り組みに対する、事業所としての考え方」を中心に、質問を構成しました。

アンケート調査結果の概要は、表3-5-2～表3-5-7のとおりです。

表3-5-2 アンケート調査の結果等の概要（市民及び中学生-1）

No.	質問項目	集計結果の概要・抜粋
1	回答者の属性	回答者の割合は、南部地区（総社・常盤・清音）が55%を占める。
2	大気質・悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ■自分の住んでいる地域は空気がきれいな方だという回答が少なくなかったが、市民の22%、中学生の46%が「野焼きなどの煙が気になる」と回答していた。 ■市民の13%、中学生の34%が「車の排気ガスが気になる」と回答していた。 ■自由意見では、野焼き対策が多くなっていた。
3	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ■住んでいる地域は静かな方だという回答が少なくなかったが、市民の16%、中学生の27%が「車の騒音が気になる」と回答していた。 ■自由意見では、車の騒音と近隣の生活騒音に対する意見が多くなっていた。
4	水質	<ul style="list-style-type: none"> ■全市で見ると、市民では「水はきれいな方だと思う」が38%、「水は汚い」が33%であったが、中学生では「汚い（46%）」が、「きれい（33%）」を上回っていた。 ■東部地域の市民及び市の南部に位置する総社西中学校では、「汚い」が「きれい」を大きく上回っていた。 ■「川の水の量が昔より少ないと感じる」と回答した市民は46%で、特に北部地域では61%と高い比率であった。 ■「湧水に不安がある」と回答した市民は16%、中学生は13%であった。 ■自由意見では、汚水の排出、用水路のごみ、生活排水対策、生物に配慮した護岸の環境整備などについての意見があげられた。
5	ごみや廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ■市民、中学生ともに、70%程度が「分別がきちんと守られている」「曜日や時間が守られている」と回答していた。 ■「分別がきちんとされていない」「曜日や時間が守られていない」と回答した市民は10%程度であった。 ■「廃家電やタイヤなどが投棄されている」と回答した市民は10%程度で、中学生は15%程度であった。 ■「資源になるものが燃えるごみに出されている」「ごみの収集頻度を多くしてほしい」と回答した市民は10%程度であった。 ■自由意見では、ごみ袋の有料化、収集や分別に対する意見があげられた。

表 3-5-3 アンケート調査の結果等の概要（市民及び中学生-2）

No.	質問項目	集計結果の概要・抜粋
6	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ■「緑豊かな自然が近くにある」と回答した市民は 67%と比較的高かったが、南部地域では 53%で他地域（いずれも 80%以上）より低かった。 ■「野鳥や昆虫を見ることが多い」と回答した市民は 56%、中学生は 62%であった。 ■「水辺で魚等の生き物を見るが多い」と回答した市民は 27%、中学生は 43%であり、野鳥や昆虫に比べて、水辺の生き物とふれあう機会が相対的に少ないと思われる。 ■自由意見では、公園への要望、水辺とのふれあい等があげられた。
7	景観や文化	<ul style="list-style-type: none"> ■「まち並みや自然景観が良好だと思う」と回答した市民は 22%であったが中学生は 46%であり、市民に比較して満足度が高かった。 ■「道端、河川敷のごみや犬の糞が多い」と回答した市民は 33%、中学生は 39%であり、市民・中学生ともに、道端や河川敷のごみ等に対して不満を持つ比率が少なくなかった。 ■市民の 34%が「寺や神社等歴史的な雰囲気が残っている」、48%が「町内会や祭りなど住民のつながりがある」と回答し、地域のコミュニティが比較的維持されていると考えられる。中学生においても同様の傾向がある。しかし、「昔からの建物がよく保存されている」と回答したのは、市民の 14%にとどまっていた。 ■自由意見では、夜間照明がなく暗すぎる、過疎化によるコミュニティ維持の困難さ、犬の糞等への改善を求める意見等があげられた。
8	環境の現状に対する満足、不満の程度 ※市民への質問	<ul style="list-style-type: none"> ■「空気のきれいさ」「ごみの分別・収集」「緑豊かな山林や水田」「静かさやまわりの音」「におい」などに満足している人の割合が高く、「公共交通の利便性」「適度な夜間照明」「公園の数や広さ」「水辺とのふれあい」などを不満に思う人の割合が高かった。 ■「総合的な満足度」では、65%の市民が「満足」「やや満足」と回答しており、「やや不満」「不満」と回答した市民は 7%にとどまった。
9	将来も残したい自然や大切にしたい場所・文化	<ul style="list-style-type: none"> ■将来も残したい自然 市民では高梁川、福山、豪溪・楨谷川、砂川公園、鬼ノ城、秋葉山等が多くあげられた。中学生でも高梁川、福山、鬼ノ城等が多かった。 ■大切にしたい歴史・文化 市民では、国分寺、宝福寺、総社宮、鬼ノ城が、他のものを引き離していた。中学生でも国分寺、鬼ノ城、宝福寺、総社宮の順に多かった。 ■再生・復元したい自然環境、歴史・文化 自然では、高梁川を筆頭に、足守川、ため池の水質、ホテルや魚が棲める河川等があげられ、歴史・文化では、鬼ノ城を筆頭に、史跡や古墳、昔のアーケード通りのほか、昔から伝えられている歌、手遊び、昔話、祭り等があげられた。なお、安易に建物等を復元しないよう求める意見もあった。

表 3-5-4 アンケート調査の結果等の概要（市民及び中学生-3）

No.	質問項目	集計結果の概要・抜粋
10	今の環境と昔の環境の比較 ※市民への質問	<ul style="list-style-type: none"> ■「昔同様、今も良好」と回答された比率が高かった項目は、「空気のきれいさ」「におい」「静かさやまわりの音」等であったが、これらは「昔より悪くなった」と回答された比率も高かった。 ■「昔より良くなった」と回答された比率が高かった項目は、「ごみの分別・収集」「適度な夜間照明」「ごみや廃棄物の現状」等であった。 ■「昔より悪くなった」と回答された比率が高かった項目は、「水のきれいさ」「緑豊かな山林や水田」「静かさやまわりの音」「空気のきれいさ」「水辺とのふれあい」等であった。 ■「総合的な満足度」では、「昔より良くなった」が 22%で、「昔より悪くなった」の 18%をわずかに上回っていた。
11	公害や自然環境問題への関心	<ul style="list-style-type: none"> ■市民では、「水質汚濁」「大気汚染」「ごみ・廃棄物」「ダイオキシン等の有害化学物質」「騒音」等の関心が高く、「地盤沈下」「日照障害」「電波障害」「振動」「過度な夜間照明」等への関心が低かった。 ■中学生では、「動植物の保護」「ごみ・産業廃棄物」「大気汚染」「有害化学物質」「騒音」「水質汚濁」等の関心が高かった。市民に比較すると、「動植物の保護」についての関心が高くなっていた。
12	地球環境問題への関心	<ul style="list-style-type: none"> ■市民、中学生ともに「地球環境問題」への関心が、「公害や自然環境」への関心より高い傾向にあった。 ■地球環境問題の中でも、市民、中学生ともに、「地球温暖化」と「オゾン層の破壊」についての関心が高くなっていた。 ■「有害廃棄物の国境を越える移動」と「人口爆発」は、市民、中学生ともに、関心が低かった。 ■「食料・水資源問題」は、市民では「地球温暖化」「異常気象」に次いで関心が高かったが、中学生の関心は低い方であった。
13	日常生活において行っている環境保全の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■市民が実行している比率が高い取り組みとしては、ポイ捨て防止、ごみの分別・リサイクル、省資源・省エネ、水質保全に係るものが多く、中学生についても同様な傾向にあった。 ■逆に、環境教育やイベント参加に係るものや公共交通機関の積極的利用が、実行されにくい結果となっていた。 ■犬を飼っている人のうち、市民は 80%が、中学生は 74%がふん尿対策をしているものと考えられた。
14	今後行いたい環境保全の取り組み ※市民への質問	<ul style="list-style-type: none"> ■現在は行っていないものの、今後は行っていきたい取り組みとしては、「レジ袋を受け取らない」「分別し、リサイクルに協力」「ポイ捨てをしない」「待機電力に注意し、節電に努める」などの比率が高く、既に取り組みされているものと同様、「ごみ」や「省資源・省エネルギー」に関するものが多くあげられた。

表 3-5-5 アンケート調査の結果等の概要（市民及び中学生-4）

No.	質問項目	集計結果の概要・抜粋
15	環境保全のために重要と思う市の取り組み ※市民への質問	■緊急あるいは重要な課題として、「廃棄物の不法投棄対策」「ごみの減量・リサイクル」「ごみの散乱防止」「生活排水対策」「有害化学物質対策」等の比率が高くなっていた。
16	興味のある環境学習や環境保全活動について ※中学生への質問	■「動植物、森林、河川などの自然環境の学習」「地球温暖化、酸性雨、食料問題など地球環境問題の学習」をあげた生徒の比率が高くなっていた。
17	総社市の環境保全についての意見や市役所への要望	■市民では約 180 件の回答があり、ごみ、水環境、自然環境、美観・景観、環境学習などについての意見・要望が出された。 ■中学生では約 220 件の回答があり、ごみ、自然環境、エネルギー、環境学習などについての意見・要望が出された。

表 3-5-6 アンケート調査の結果等の概要（事業所-1）

No.	質問項目	集計結果の概要・抜粋
1	業種等	回答事業所のうち、製造業が 50%を占めていた。
2	環境関連の担当部署の設置の有無	■環境関連の部署・担当者を「設置している」と回答した事業所は 41%、「設置する予定がある」とあわせると 56%であった。「設置する予定がない」事業所は全体の 42%であった。 ■ISO14001 を「既に取得している」事業所は、全体の 27%であった。一方「取得を考えていない」事業所は全体の 58%であった。 ■エコアクション 21 を「取得している」のは 1 事業者、「取得したい」と回答したのは 2 事業者で、「取得を考えていない」が全体の 89%であった。エコアクション 21 の認知状況はかなり低いと考えられる。
3	環境対策へ取り組むことの重要性	■環境対策への取り組みについては、経営面からは 88%の事業所が「非常に重要」又は「ある程度重要」と回答し、社会責任面からは 94%の事業所が「非常に重要」又は「ある程度重要」と回答していた。
4	事業活動と関連する環境問題	◆「騒音・振動」と「産業廃棄物の排出」については 70%以上の事業所が、「二酸化炭素の排出」については 60%以上の事業所が、そして「水質汚濁」と「道路交通問題」については 50%以上の事業所が、自社の事業活動がと「関連がある」又は「少しは関連がある」と回答していた。 ◆「関連がない」とした比率が 50%を上回った項目は、「日照阻害・電波障害」「夜間照明(光害)」「自然環境への影響」「地盤沈下」及び「化学物質の排出」であった。

表 3-5-7 アンケート調査の結果等の概要（事業所-2）

No.	質問項目	集計結果の概要・抜粋
5	環境保全に向けた積極的な取り組みについて	<p>■「法令遵守のみならず積極的に環境保全に取り組んでいきたい」と考えている事業所が 61%に達するなど環境保全の意識は低くないが、そのうちの4割は「単独では困難で他とともに取り組みたい」事業所である。また、「法令遵守で手一杯である」事業所も全体の 35%であり、積極的な取り組みまで手が回らない状況がうかがえた。</p>
6	既に行っている環境保全の取り組み	<p>■大部分の事業所が何らかの取り組みを実行していた。中でも「電気をこまめに消すなど、節電に努める」「冷房を高め、暖房を低めにし、省エネルギーに努める」「産業廃棄物をリサイクルや再生利用」「従業員にエコドライブを指導」「設備を替える場合、省エネ製品を選択」は全体の 60%以上の事業所が実行していた。</p> <p>■取り組みの比率が低かったものとしては、「エコアクション 21 の認証取得」「公共交通機関を利用するよう従業員に指導」「環境報告書の作成と公開」等であった。</p>
7	今後行いたい環境保全の取り組み	<p>■現在は行っていないものの、今後は行っていきたい取り組みとしては、「設備を替える場合、省エネ製品を選択」「電気をこまめに消すなど、節電に努める」「従業員にエコドライブを指導」「産業廃棄物をリサイクルや再生利用」「買替えでは、排ガスのクリーンな車等を優先して購入」等の比率が高かった。</p>
8	取り組む上での問題や課題	<p>■取り組みを進める上での問題・課題として、費用的なものが最多で、次に人手や時間をとられることが多くあげられた。</p>
9	取り組む上での行政への要望	<p>■68%の事業所が、環境保全のための助成制度の充実をあげていた。</p> <p>■環境関連情報の提供、環境学習会の開催、技術指導等をあげた事業所も少なくなく、事業活動において環境対応の必要性が増加している背景がうかがわれた。</p>
10	自由な意見	<p>■環境保全に取り組む事業所の優遇措置、中小企業への助成や廃棄物処理における支援措置などの要望等が出された。</p>

第6節 環境課題の抽出

第2章の地域概況、第1節～第4節の環境の現状及び第5節のアンケート調査結果により、総社市の現状からみた環境の課題について、以下のとおり整理しました。

1 大気質及び悪臭

「総社」と「久代」の両大気測定局の値をみる限り、大気質は概ね良好と考えられますが、光化学オキシダントが環境基準値を超過しています。光化学オキシダントは、全国的にみても環境基準値を満足する測定局がほとんどないのが現状であり、現時点で直ちに健康上問題となる濃度ではないと考えられますが、光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物などのさらなる削減に取り組んでいく必要があります。

一方、アンケート調査では「車の排気ガスが気になる」という回答が少なくありませんでした。窒素酸化物の主な排出源は自動車であり、自動車の排ガス対策が課題になると考えられます。また、同じくアンケート調査で多くあげられた「野焼き対策」は、廃棄物の適正処理はもとより、大気汚染防止と悪臭防止の観点からも重要と考えられます。

2 騒音

総社市内で実施された騒音調査結果をみると、国道180号や一般県道清音真金線の沿道では過去に環境基準値を超過したことがあり、平成17年度にはかろうじて基準値に適合する騒音レベルとなっています。アンケート調査でも「車やバイクの騒音が気になる」という回答が多く、大気質同様、自動車対策が課題になると考えられます。

3 水質

市内の公共用水域水質測定結果をみると、高梁川や槇谷川等の測定値が環境基準値以下となっている一方で、十二ヶ郷用水、井手川、前川等では基準値を超過する値がみられています。特に足守川流域の各河川や水路は指定湖沼である児島湖につながっていることから、各河川の水質改善は総社市にとどまらず児島湖の水質改善にも結びついています。これらのことから、下水道の普及及び接続並びに合併浄化槽の普及といった汚濁負荷対策を引き続き進めていく必要があります。また、家庭でできる生活排水対策の励行や、近年課題となっている農地や市街地からの面源負荷対策（雨水による汚濁負荷の流出防止）が課題となります。

なお、アンケート調査では河川の水量が以前より減少しているという意見も多く出されていて、健全な水循環の保全に向けて取り組んでいく必要があります。また、水環境の保全という点から、水質にとどまらず、水域のごみ対策や生物の生息環境に配慮した水辺環境整備に取り組んでいく必要があります。

4 土壌

総社市の土壌ダイオキシン類は環境基準値以下となっており、地下水の汚染も確認されていません。しかし、全国的にみると、工場や事業場の跡地等で地下水及び土壌汚染がしばしば確認されていることから、土壌汚染対策法等に基づく調査など監視体制の充実等を図り、早期に発見することが重要と考えられます。

5 廃棄物

総社市のごみの排出量をみると、資源ごみの収集量増加に合わせて可燃ごみや不燃ごみの量が減少傾向にありますので、引き続きごみの削減、抑制、再利用、再資源化の4Rを推進していくことが重要です。また、アンケート調査でも10%程度の市民、15%程度の中学生が廃棄物の不法投棄を指摘していて、不法投棄対策など廃棄物の適正処理の推進も重要な取り組みとなります。

6 自然環境

総社市には、植物のミズニラ、淡水魚のスイゲンゼニタナゴなど岡山県版レッドデータブックで絶滅危惧種に指定される動植物が生育・生息しています。特にスイゲンゼニタナゴは種の保存法指定種であり、用水路の改修等により生息域が狭められています。こういった稀少な動植物をその生息環境と併せて保全していくことが必要です。

また、かつては里山が人為的な管理により維持され、動植物にとっての重要な生息地でしたが、高度成長期以降の石油燃料への転換以後は管理が放棄され、荒廃している場合が多くなっています。景観面からみても里山は総社市の重要な景観要素「里地里山景観」を構成していることから、森林とともに里山や農地の適切な管理に取り組んでいく必要があります。

外来生物についてみると、総社市内にも、外来生物法による特定外来生物である植物のオオカワヂシャ、動物のヌートリアやウシガエル、オオクチバス、ブルーギルなどが生育・生息していますが、一般に特定外来生物に対する個人の認識は高くありません。外来生物は、その地域で歴史的に維持されてきた動植物の生息環境を脅かしており、地域の生態系を保護する観点から、今後の普及啓発が必要と考えられます。

アンケート調査では、水辺とのふれあいについての満足度が低くなっていますので、生物の生息に配慮し、市民が憩い水辺の生物や水に親しめる環境の整備が必要です。

7 歴史・文化・快適なまちづくり

先人から受け継いだ歴史的・文化的遺産は、総社市のみならず我が国の歴史や文化を考える上でも重要な位置にあり、これらを次世代に継承していかなければなりません。

快適なまちづくりについてみると、総社市は全体として公園・緑地が少ないわけではありませんが、市民一人当たりの都市公園面積が全国平均の 37%程度となっています。アンケート調査でも「公園の数や広さ」の満足度が低く、身近で手軽に憩える公園の整備が必要な状況と考えられます。

一方、アンケート調査で指摘された道路や河川等のごみは、まちの美観を損なう主な原因です。アンケート調査をみると、ごみのポイ捨てや犬のふんの始末に心がけている市民が多い(犬を飼っている人の 80%)ことがわかりますが、残り 20%の行動が快適な環境を損ねる原因となります。いかに多くの人の参加を得てこれらの改善に結びつけていくかが課題となります。

8 地球環境

近年、地球温暖化が顕在化してきたといわれ、京都議定書の削減目標を達成するための取り組みが急務となっていますが、総社市の一世帯当たりのエネルギー需要量(家庭系)は、全国平均値を上回っています。また、アンケート調査では、市民及び中学生の多くが地球温暖化防止に関心があることが示されています。今後は、これらの意識をどう行動に結びつけるかが課題となってきます。

第4章 目指す環境像と基本目標等

総社市環境基本計画策定に当たり、総社市の環境をどのようなものにすべきかを検討して「目指す環境像」を定めるとともに、それぞれの環境分野における基本目標を掲げ、それらを達成していくための施策の方向性を示します。

第1節 目指す環境像

「目指す環境像」は、総社市環境基本計画を定めるに当たって念頭に置く、望ましい環境のイメージであり、これを定める目的は次のとおりです。

- 将来の環境をどのようにすべきかのビジョンとする。
 - 環境保全を進めていくためには、市民や事業者の取り組みが不可欠。市民や事業者に環境基本計画を周知するために、キャッチフレーズの役割を果たすものとして定める。
- また、目指す環境像は、総社市環境基本条例の基本理念を表すものである必要があります。

【総社市環境基本条例における基本理念】

- 第3条 環境の保全は、原因者である私たち全ての市民の責任であり、良好な環境が将来にわたり維持されるように積極的に取り組まなければならない。
- 2 環境の保全は、環境への負荷を減らすとともに、人と自然との共生が確保される持続的発展可能な循環型社会を構築しなければならない。

総社市は、豊かな自然環境と歴史環境に恵まれた都市であり、次の世代にこのすばらしい環境を残していかなければなりません。「目指す環境像」はこの決意を表すものとして、次のように定めます。

豊かな自然とたしかな歴史 いつまでも伝え育むまち

- ◆ 「豊かな自然」は水、生物、土、青空を表します。
- ◆ 「豊かな」は「豊かな心で未来につないでいく」ことも表します。
- ◆ 「たしかな歴史」は「ほこりの持てる伝統」を表します。
- ◆ 「伝え育む」は、「伝えるだけでなく、大切に守り育てていく」ことを表します。

第2節 計画の基本目標

「目指す環境像」の実現に向けて計画を推進していくための基本目標を、総社市環境基本条例を踏まえ、「自然環境」「快適環境」「生活環境」「地球環境」並びに「環境教育及び環境保全活動」のそれぞれについて定めます。

基本目標

1 自然から学び、人を豊かに育む水と緑のまちを築きます（自然環境）

総社市は、山地・丘陵地、平野部、大小の河川や水路・ため池など多様な自然環境を有しており、史跡・名勝、県立自然公園、おかやま自然百選、県郷土記念物に指定されるなど、良好な自然環境に恵まれています。

総社市の良好な自然環境は、それ自体が貴重なものであるとともに、自然とのふれあいを通じて生活にうるおいをもたらしてくれます。私たちも、これらの自然環境の恵みを再度認識し、これらを保全して次の世代に引き継いでいきます。

2 緑とふれあい、歴史と文化を大切にするまちを築きます（社会環境）

総社市では、鬼ノ城、福山城跡、作山古墳等の史跡や、備中国分寺五重塔、宝福寺三重塔等の建造物などの文化財が多数保存されています。また、水辺の楽校、砂川公園、キャンプ場など自然を利用しながら自然と親しむ公園も整備されています。

しかしアンケート調査では、身近な緑である「公園の数や広さ」や「水辺とのふれあい」への市民の満足度は低くなっています。身近な緑の創出、そして、歴史的・文化的遺産を大切にしながらそれらとマッチした美しい景観の保全等に取り組んでいきます。

3 人にやさしくモノにもやさしい、健康と安全・安心なまちを築きます（生活環境）

総社市は著しい公害問題こそ抱えてはいませんが、自動車による排ガスや道路交通騒音を懸念する市民は少なくはなく、児島湖流域の河川や水路・ため池の水質改善は、総社市を含めた岡山県南地域の重要な環境課題の一つとなっています。

良好な大気や水、静穏な環境は、市民が健康で安心して暮らしていく上で基本的な条件であり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止と、モノ（物）を大切にするまち、人を大切にするまちの実現に向けて、努めていきます。

4 地球のことを考え、持続可能な社会づくりに向けて行動します（地球環境）

地球温暖化に代表される地球環境問題は、人類の存在基盤そのものへの脅威となっていますが、その原因の多くは私たち一人ひとりの日常生活や事業活動に起因しています。

アンケート調査では、市民及び中学生の多くが地球温暖化に高い関心を示しています。今後は、市民、事業者、行政が一体となって、関心を行動に移し、地球温暖化防止をはじめとする地球環境の保全に向かって取り組んでいきます。

5 ふるさとから環境を守り行動する人を育てます（環境教育及び環境保全活動）

総社市の環境を良好な状態で次世代に引き継いでいくためには、市民、事業者、行政が一体となって、より一層環境意識を高め、生活環境、自然環境、社会環境、地球環境の保全に向けた取り組みを行っていく必要があります。

そのため、子ども、市民、事業者それぞれの環境意識を高め、地域はもとより地球レベルで環境を考え、今いる場所で行動していく人材を育成します。

第3節 計画の体系

第1節及び第2節で定めた「目指す環境像」及び「計画の基本目標」を達成していくための環境施策の方向を以下のように体系づけ、それに従って第5章で基本施策を掲載します。

目指す環境像

計画の基本目標

施策の方向

豊かな自然とたしかかな歴史
いつまでも伝え育むまち

■自然環境
自然から学び、人を豊かに育む水と緑のまちを築きます

- ◆生物多様性の確保及び自然環境保全
野生動植物の保護、
野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創出、
自然環境の保全に配慮した土地利用、
自然環境の保護・保全
- ◆人と自然とのふれあいの推進
ふれあいの場の創出、
ふれあいの機会の創出

■社会環境
緑とふれあい、歴史と文化を大切にすまを築きます

- ◆歴史的・文化的遺産の保全
文化財の保存と活用
- ◆快適な環境づくり
周辺の環境に配慮した景観保全、
まちの美観の向上、住みよいまちの形成

■生活環境
人にやさしくモノにもやさしい、健康と安全・安心なまちを築きます

- ◆大気質の保全及び悪臭の防止
自動車排出ガス対策、工場・事業場対策、
日常生活における悪臭対策、監視観測体制の充実
- ◆騒音・振動の防止
交通騒音・振動対策、工場・事業場対策、
近隣騒音対策
- ◆水質・水循環の保全
水質汚濁負荷対策、水循環・水辺環境の保全、
水質監視体制の充実
- ◆土壌・地下水の保全及び有害化学物質対策
土壌の保全、地下水の保全、
ダイオキシン類対策、その他の化学物質対策
- ◆廃棄物の発生抑制と再利用等
生ごみ等の排出量削減及び有効利用、
ごみを出さない生活習慣の推進、
ごみを出さない事業活動の推進、
分別・回収の徹底、再生資源の活用
- ◆廃棄物の適正処理
不法投棄・不適正な野外焼却の防止、
廃棄物の適正処理

■地球環境
地球のことを考え、持続可能な社会づくりに向けて行動します

- ◆省資源・省エネルギー等
省資源・省エネルギーの推進、
新エネルギーの導入と活用
- ◆地球環境保全対策の推進
地球温暖化対策の推進、
オゾン層破壊の防止、酸性雨の防止

■環境教育及び環境保全活動
ふるさとから環境を守り行動する人を育てます

- ◆環境教育の推進
学校・社会における環境教育の推進、
環境パートナーシップづくりの推進、
民間事業者との連携による環境保全活動、
環境情報の整備及び提供

第5章 環境施策の展開

第5章では、「目指す環境像」の実現に向け、目標達成のために展開していく基本的な施策を記載します。また、行政の基本施策と併せて、市民や事業者は何をしたらよいかという取り組みを記載します。これら行政・市民・事業者の取り組みを協働で実施していきます。

第1節 自然から学び、人を豊かに育む水と緑のまちを築きます

総社市は、山地・丘陵地、平野部、大小の河川や水路など多様な自然環境を有しており、史跡・名勝、県立自然公園、おかやま自然百選、県郷土記念物等に指定されるなど、良好な自然環境に恵まれています。

総社市の良好な自然環境は、それ自体が貴重なものであるとともに、自然とのふれあいを通じて生活にうおいをもたらしてくれます。私たちも、これらの自然環境の恵みを再度認識し、これらを保全して次の世代に引き継いでいきます。

1 生物多様性の確保及び自然環境保全

総社市は多様な自然環境に恵まれています。アカマツ林の松枯れがみられること、特定植物群落の一部が壊滅状態にあること、種の保存法指定種であり絶滅危惧種のスイゲンゼニタナゴが生息することなど、生物多様性を確保するための課題もあります。

市内に生息する生物についての生息状況を確認し、必要に応じて保護対策を講じるとともに、外来生物による在来種や生態系への影響を防止するよう、施策の展開を図ります。

取り組み課題

- Ⅰ 野生動植物の保護
 - 動植物マップの作成
 - 野外観察会の実施
 - 希少動植物の保護
 - 外来生物の対策
- Ⅰ 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創出
 - ビオトープの整備
- Ⅰ 自然環境との調和に配慮した土地利用
 - 計画的な土地利用の推進
- Ⅰ 自然環境の保護・保全
 - 森林や里山の適正な管理
 - 農地の適正な管理
 - 河川生態系の維持・回復

行政

- Ⅰ 総社市に生育・生息する動植物の現状について市民の関心を高め、理解を深めるため、NPO・大学等と協働で野外観察会等を開催します。
- Ⅰ 各種調査で確認された希少動植物の保護を行うとともに、渓谷や自然を残す樹林など多様な生物の生息・生育域の一体的な保全を図ります。
- Ⅰ 外来生物による在来種や生態系への影響を防止するため、外来生物法等の普及啓発に努めます。
- Ⅰ 外来生物から在来種を保護するため、緊急性が高いと考えられる地域や水域において、外来生物の駆除を実施します。
- Ⅰ 開発事業においてやむをえず生息・生育地が消失する場合の代償措置として、あるいは環境教育の場として、地域の動植物の生息・生育場所となるビオトープを整備します。
- Ⅰ 第1次総社市総合計画における土地利用方針に基づき、保全すべきところと開発・活用すべきところを区分し、計画的な土地利用の推進を図ります。
- Ⅰ 防災、水源涵養、保健・休養等の公益機能に配慮し、開発との調和を保ちながら、森林の保全と活用を図ります。特に里山については、間伐や下草刈などの適切な手入れを指導するとともに、環境教育の場としても活用します。
- Ⅰ 農地の確保及び適切な管理と耕作放棄地の活用を図ります。また、農業後継者や新規就農者の育成と支援に努めます。
- Ⅰ 河川や水路・ため池の整備に当たっては、自然環境の保全、水辺空間における親水性の向上及び生態系の維持に配慮します。

市民

- Ⅰ 総社市の自然環境、動植物、社寺林等に関心を持ち、行政と共に保護・保全します。
- Ⅰ 特定外来生物は飼育しません。
- Ⅰ 既に飼育している外来生物は責任を持って飼育し、逃がしたり放流したりしません。
- Ⅰ 地元産の農産物や林産物を積極的に購入し、地産地消の取り組みを広げます。
- Ⅰ 釣りなどのレクリエーションでは、幼魚や稚魚は逃がすなど、水生生物や水産資源の保護に協力します。また、ごみを持ち帰り、釣り糸や釣り針などの後始末を徹底します。

事業者

- Ⅰ 開発事業においては、土地利用計画などの設計や工事の実施に当たって総社市の関係課の指導に従い、自然環境に十分配慮します。
- Ⅰ 環境保全型農業の取り組みを進めるとともに、後継者の育成に努めます。

2 人と自然とのふれあいの推進

良好な自然環境とのふれあいは、私たちの生活にうるおいをもたらしてくれます。また、総社市の自然が古代からの歴史的・文化的遺産と深く結びついていることから、自然とのふれあいは、自然との共生についての理解に加えて、地域の歴史や文化についての理解を深め、郷土やその環境を大切に思う心を育てるためにも重要です。このため以下の施策により、人と自然とのふれあいの推進を図ります。

取り組み課題

- Ⅰ ふれあいの場の創出
 - 自然とふれあえる水辺環境整備
 - 森林の総合的活用
 - 自然探勝・自然体験ゾーンの設定
 - 農林業の観光化や自然体験
- Ⅱ ふれあいの機会の創出
 - イベント等の開催による市民参加の促進

行政

- Ⅰ 親水性や生態系に配慮した環境護岸やせせらぎ水路、散策路の整備など、市民が憩い、自然とふれあえる水辺環境の整備を推進します。
- Ⅰ 市民が自然とふれあい、憩い、安らぐ場として、森林の総合的な活用を図ります。
- Ⅰ 市内で自然が豊かな各地域の特徴を生かした自然探勝・自然体験ゾーンを設定し、環境整備を行います。
- Ⅰ 農村部の地域活性化を促すため、農林業や農村体験による観光の振興を図るとともに、近隣都市住民や児童生徒の農業・自然体験の場としても活用します。
- Ⅰ 自然資源を活用したイベントや自然観察会を開催するなど、自然とふれあえる環境づくりへの市民参加を促進します。

市民

- Ⅰ 自然体験や自然観察会に積極的に参加し、森林、農地、河川等の自然が環境に果たす役割について学ぶとともに、自然を保護する取り組みに協力します。
- Ⅰ 農業・農村体験（グリーン・ツーリズム）に参加し、農村並びに農業や林業等への関心を高めます。

事業者

- Ⅰ 自然体験や自然観察会に社員が参加したり、事業者自らこのような体験学習を主催することにより、多くの社員が自然とふれあい、自然環境を大切にしていける企業風土づくりに努めます。
- Ⅰ 社員研修の一環として、グリーン・ツーリズムへの参加を検討します。

第2節 緑とふれあい、歴史と文化を大切にするまちを築きます

総社市では、鬼ノ城、福山城跡、作山古墳等の史跡や備中国分寺五重塔等の建造物などの文化財が多数保存されています。また、水辺の楽校、砂川公園、キャンプ場など自然を利用しながら自然と親しむ公園も整備されています。

しかしアンケート調査では、身近な緑である「公園の数や広さ」や「水辺とのふれあい」への市民の満足度は低くなっています。このため、身近な緑の創出、歴史的文化的遺産を大切にしながらそれらとマッチした美しい景観の保全等に取り組んでいきます。

1 歴史的・文化的遺産の保全

鬼ノ城・作山古墳や備中国分寺五重塔・宝福寺三重塔などの建造物をはじめ、総社市の歴史的・文化的遺産は、総社市の自然や市民の生活と調和した良好な景観を形成しています。これらの歴史的・文化的遺産は、それぞれの時代に生きた人と時間とでつくりあげた再生不可能なものであり、これらを保存しながら、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりを進めていきます。

取り組み課題

- Ⅰ 文化財の保存と活用
 - 文化財保護意識の高揚
 - 歴史的文化的遺産を活用したまちづくり
 - 祭りや伝統文化の継承

行政・市民・事業者の施策と取り組み

行政

- Ⅰ 文化財マップやパンフレット等の作成や活用を通じて、文化財保護意識の高揚を図ります。
- Ⅰ 歴史的・文化的遺産を整備し積極的に公開するとともに、それらの周辺も整備して、文化財と一体となった良好な景観のまちづくりを進めます。
- Ⅰ 各地区の伝統的な祭りや伝統文化の保存と継承を図ります。

市民

- Ⅰ 地域の文化財や歴史的な建造物を大切にし、それらの保全に協力します。
- Ⅰ 郷土の歴史的・文化的遺産についての理解を深め、将来の世代に伝えていきます。
- Ⅰ 祭りや伝統文化を大切にし、参加します。

事業者

- Ⅰ 地域の文化財や歴史的な建造物を大切にし、それらの保全に協力します。
- Ⅰ 創業時の建築物や設備など歴史的・文化的遺産があれば、それらの保全に努めます。
- Ⅰ 祭りや伝統文化を大切にし、地域の一員として参加します。

2 快適な環境づくり

総社市における景観は、高梁川や吉備高原などの自然景観、鬼ノ城や吉備路をはじめとする歴史的景観、平地部に広がる里地里山景観が一体となっているところに特徴があります。また、総社宮から中央文化筋までの旧商店街通り約1kmにわたり、格子戸や白壁などの町屋風建物が点在しています。

これらの良好な景観を保全していくとともに、アンケート調査で満足度が低かった「公園の数や広さ」への対応、まちの美観を損なう散乱ごみへの対策に努めます。

取り組み課題

- Ⅰ 周辺の環境に配慮した景観保全
 - 地域の特性を活かした景観保全
 - 公共事業等におけるデザインや色彩の配慮
- Ⅰ まちの美観の向上
 - 環境美化活動の推進
 - ポイ捨て防止等の普及啓発の推進
 - 光害の防止
- Ⅰ 住みよいまちの形成
 - 公園や緑地の整備及び市内の緑化
 - 防災対策の推進
 - 公共施設等のバリアフリー化

行政

- Ⅰ 各地域の特性を活かした景観の保全を図ります。
- Ⅰ 道路、河川、建築物などの公共事業においては、周辺の環境や地域の特性に配慮したデザインや色彩による施工に努めます。
- Ⅰ 公園、道路、河川等の公共施設の美化を図るため、アダプト制度を活用したクリーン作戦など市民一体となった美化運動を推進します。
- Ⅰ ごみのポイ捨てや犬の散歩時のふんの放置を防止するための普及啓発を図ります。
- Ⅰ 屋外照明設備等については、光害の防止に配慮されたものとなるよう、啓発等を推進します。
- Ⅰ 公園については、子どもの遊び場、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として充実を図ります。
- Ⅰ 公園や道路等の公共施設の緑化を推進します。また、事業所、住宅地などの民有地については広報活動等を通じて緑化の促進に努めます。
- Ⅰ 避難地や延焼遮断帯となる幹線道路、公園、緑地、河川などの都市防災空間の整備に努め、災害に強い都市づくりを進めます。
- Ⅰ 高齢者や障害者等が安全に行動し社会参加できるよう、公共施設等にユニバーサルデザインを取り入れるとともに、バリアフリー化を推進します。

市民

- Ⅰ 地域や団体で開催する各種イベントでは、企画の段階からごみの減量や公共交通の利用等、環境に配慮したものになるよう努めます。
- Ⅰ 公園や緑地、道路、学校等の樹木や草花を大切に扱います。
- Ⅰ 公園の設備を大切にし、きれいに使います。
- Ⅰ 公園や緑地を管理するボランティア活動には積極的に参加し、地域の人が気持ち良く利用できるようにします。
- Ⅰ 家の庭やベランダ等を緑化し、生垣を設置するなど、積極的に緑を増やします。
- Ⅰ 地域の美化活動に積極的に参加します。
- Ⅰ 犬の散歩時には、ふんを放置せず、持ち帰って適切に処分します。

事業者

- Ⅰ 建物を建てる時は、周辺の景観と調和するよう配慮します。
- Ⅰ 商品の陳列、立て看板等の設置に当たっては、通行を障害したり美観を損ねることがないように配慮します。
- Ⅰ 事業所内の緑化に努め、積極的に緑を増やします。
- Ⅰ 地域の一員として美化活動に積極的に参加します。
- Ⅰ 公園や緑地を管理するボランティア活動には積極的に参加し、従業員や地域の人が気持ち良く利用できるようにします。

第3節 人にやさしくモノにもやさしい、健康と安全・安心なまちを築きます

有害物質がない良好な大気環境や水環境、静穏な環境等は、市民が健康で安心して暮らしていく上で基本的な条件です。また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、廃棄物処理に伴う環境汚染の原因ともなっており、地球規模での環境問題にも密接に関係しています。

生活環境の保全及び循環型社会の構築に向けて、大気質の保全、水質・土壌の保全、騒音・振動の防止、悪臭の防止、廃棄物の発生抑制と再利用の促進などの施策を推進します。

1 大気質の保全及び悪臭の防止

総社市の大気質は概ね環境基準値以下となっていますが、光化学オキシダントが基準値を超過する値がみられ、その原因物質である窒素酸化物など大気汚染物質のさらなる削減に取り組んでいく必要があります。特に、自動車の排ガス対策が重要です。

悪臭については、野焼きに対する苦情が多く、廃棄物の適正処理とも関連づけながら普及啓発を進めていきます。

取り組み課題

- Ⅰ 自動車排出ガス対策
 - エコドライブの推進
 - 低公害車の普及啓発
 - 公共交通機関の利用促進
 - 自転車利用の促進
 - 交通渋滞の改善や交通安全の確保
 - 道路環境の整備

取り組み課題（続き）

- Ⅰ 工場・事業場の発生源対策
 - 公害防止の指導
 - 野焼きの禁止の徹底
 - アスベスト対策
- Ⅰ 工場・事業場の悪臭対策
 - 工場・事業場に対する悪臭対策
 - 畜産業に対する悪臭対策
- Ⅰ 日常生活における悪臭対策
 - 日常の家庭生活や事業活動に起因する悪臭の防止

行政・市民・事業者の施策と取り組み

行政

- Ⅰ 燃費のよくなる運転（アイドリングストップ、適切な走行速度、急発進・急停車・急加速の抑制、積載物などの注意）を心がけるよう、普及啓発を行います。
- Ⅰ 市の公用車の買替えや新規購入時には、ハイブリッド自動車など、低公害車の導入を促進し、市民・事業者への普及に努めます。
- Ⅰ 路線バスの利用促進を図ります。
- Ⅰ JR吉備線のLRT化等については、引き続き関係機関に働きかけていきます。
- Ⅰ マイカー使用の自粛デーや乗り合わせ出勤デーを設けます。当初は市役所の取り組みとして開始し、徐々に民間に広がっていきます。
- Ⅰ マイカーから自転車への乗り換えを促進するほか、徒歩や自転車で散策が楽しめるような自転車道や歩道の整備、駐輪場等の整備に努めます。
- Ⅰ 道路交通の安全と円滑化を図るため、道路の新設・改良・維持管理に努めます。また、歩道の設置、交通安全施設の整備などに努め、高齢者や障害者にも歩きやすい道路を目指します。
- Ⅰ 潤いのある道路景観の確保及び沿道大気質の保全に資するため、道路の緑化を進めます。
- Ⅰ 工場・事業場から排出される大気汚染物質については、県と協力して各種規制措置を継続して実施します。
- Ⅰ 廃棄物処理法により禁止されている野焼きについては、法の遵守についての指導を強化し、野焼きの禁止を徹底します。
- Ⅰ アスベストについては、公共施設等における使用状況を継続して調査するとともに、市民の健康被害・健康相談に対応します。
- Ⅰ 工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、特定悪臭物質の排出規制などの指導を継続して実施します。

行政（続き）

- Ⅰ 畜舎内での早期の糞尿分離、糞尿の早期の搬出、畜舎の清掃等の悪臭防止対策を指導します。
- Ⅰ ペットの飼育や違法なごみの焼却（野焼き）など、日常の家庭生活や事業活動に起因する悪臭を防止するため、指導と啓発を進めます。

市民

- Ⅰ マイカー使用を控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- Ⅰ 不要なアイドリングを止め、燃費も向上するエコドライブを心がけます。
- Ⅰ マイカーの買い替え時は、ハイブリッド自動車の購入やリースを検討します。
- Ⅰ 家屋の建替えや改修に当たっては、アスベスト使用の有無を確認し、対処方法がわからない場合は市に相談します。
- Ⅰ 家庭ごみの野焼きはしません。
- Ⅰ ペットの飼育に当たっては、飼育場所の清掃を適切に行うとともに、散歩時のふんを持ち帰ります。

事業者

- Ⅰ ばい煙の排出基準など大気汚染防止法を遵守します。また、粉じんの発生防止に努めます。
- Ⅰ 従業員の通勤に当たっては、徒歩・自転車・原動機付自転車による通勤、公共交通機関の利用による通勤を促し、自動車交通量の減少に努めます。
- Ⅰ 不要なアイドリングを止め、エコドライブを心がけるよう、従業員を指導します。
- Ⅰ 社用車の買い替え時は、ハイブリッド自動車の購入やリースを検討します。
- Ⅰ 輸送の効率化や、トラックから鉄道への転換を図るよう努めます。
- Ⅰ 建物の建て替えや改修に当たっては、アスベスト使用の有無を確認し、対処方法がわからない場合は市に相談します。
- Ⅰ 悪臭防止法等を遵守するとともに、自主的な取り組みを促進し、悪臭の発生防止に努めます。
- Ⅰ ごみや産業廃棄物の野焼きはしません。

2 騒音・振動の防止

総社市の騒音をみると、多くの地点で騒音環境基準値以下となっていますが、一部の道路沿道では基準値を超過する騒音レベルが測定されています。アンケート調査でも「車やバイクの騒音が気になる」という声が多いため、大気質と同様、自動車対策にも努めます。

取り組み課題

- Ⅰ 交通騒音・振動対策
 - 自動車騒音や振動の監視
 - 沿道環境対策
 - 運転マナーの向上
- Ⅰ 工場・事業場の騒音・振動対策
 - 工場・事業場の騒音・振動対策
 - 建設工事における騒音・振動対策
- Ⅰ 近隣騒音対策
 - 市民への意識啓発

行政・市民・事業者の施策と取り組み

行政

- Ⅰ 毎年実施している市内の騒音調査を継続して実施し、特に交通量が多い道路については振動調査の実施も検討します。測定地点は、今後の交通量の変化をみながら見直していきます。
- Ⅰ 道路沿道の交通騒音の緩和を図るため、国や県と協力して、遮音壁の設置、低騒音舗装、道路緑化による環境施設帯の整備などに努めます。
- Ⅰ 自動車の安全運転及び静穏な音環境の保全についての普及啓発に努めます。また、暴走族等の騒音については、警察に取締りを要請するなど適切な対応を行います。
- Ⅰ 工場や事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法や振動規制法に基づき、引き続き規制措置を進めます。
- Ⅰ 建設工事に当たっては、低騒音・低振動の建設機械の導入及び作業時間など、環境配慮を徹底するよう指導します。
- Ⅰ 家庭の生活騒音など規制対象とならない日常生活に起因する近隣騒音が多くなっていることをふまえ、地域社会のルールづくりや環境保全意識の向上を図るための啓発に努めます。

市民

- Ⅰ マイカー使用を控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- Ⅰ 不要なアイドリングを止め、エコドライブを心がけて自動車騒音の低減に努めます。
- Ⅰ オーディオの音量、ドアの開閉、階下への足音、駐車場で車のドアの開閉などに気をつけ、不用意な生活騒音を発生させないように気をつけます。

事業者

- Ⅰ 騒音規制法や振動規制法等を遵守します。
- Ⅰ 従業員の通勤に当たっては、徒歩や自転車による通勤、公共交通機関の利用による通勤を指導し、自動車交通量の減少に努めます。
- Ⅰ 不要なアイドリングを止め、エコドライブを心がけるよう、従業員を指導します。
- Ⅰ 輸送の効率化やトラックから鉄道への転換を図るよう努めます。
- Ⅰ 建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮するなど、騒音・振動の発生防止に配慮します。

3 水質・水循環の保全

総社市の河川や農業用水路の水質は、近年は改善傾向にあるとはいえ、依然として環境基準値を超過しており、特に児島湖流域の河川や水路の汚濁の改善が課題となっています。

市民アンケート結果をみても、生活排水対策は重要視されている項目であるため、下水道や合併浄化槽の普及といった水質汚濁対策や河川の水量不足への対策に取り組めます。

取り組み課題

- Ⅰ 下水道等の整備
 - 下水道・農業集落排水の整備
 - 水洗化の促進
 - し尿処理施設の適切な維持管理
- Ⅰ 生活排水対策
 - 合併処理浄化槽の普及
 - 家庭における生活排水対策の普及
- Ⅰ 事業所等の排水対策
 - 公害防止の指導
- Ⅰ 農業排水対策
 - 環境保全型農業の推進
 - 畜産事業場の指導
- Ⅰ 水循環・水辺環境の保全
 - 水の有効利用の促進
 - 水辺環境の整備
- Ⅰ 水質監視体制の充実
 - 河川の水質調査・監視体制の充実
 - 水生生物調査等の充実

行政

- Ⅰ 下水道整備計画に基づき、汚水管渠など施設の整備を進め、面的整備の拡大を図ります。
- Ⅰ 農業集落排水施設や合併処理浄化槽の普及を促進します。
- Ⅰ 下水道や農業集落排水施設の整備に合わせ、水洗化を促進します。
- Ⅰ 総社市下水処理場及び農業集落排水各浄化センターについては、適正な放流水質を維持するよう管理に努めます。
- Ⅰ し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、アクアセンター吉備路の適切な維持管理に努めます。
- Ⅰ 廃食油を流さない、食べ残しをそのまま流さない、水切りネットを使用するなど、家庭でできる浄化対策の普及促進を図ります。
- Ⅰ 特定施設を設置する工場・事業場に対しては、県に協力して、排水基準の遵守の徹底を図ります。小規模又は未規制事業場については、汚濁負荷の削減指導を実施します。
- Ⅰ 各種団体等と連携し、農薬・化学肥料の適正使用、除草剤の軽減及び有機・減農薬栽培の研究と実践など、環境負荷の少ない農業を推進します。
- Ⅰ 畜産事業者には、家畜排せつ物法の遵守を徹底します。
- Ⅰ 水の有効利用に関する意識の高揚、雨水貯留施設の設置促進等により、水の有効利用を促進します。
- Ⅰ 山林の保全と育成に努め、水循環の適正化を図ります。
- Ⅰ 河川改修に当たっては、自然環境に配慮し、市民が憩い、水に親しめる、潤いとやすらぎのある水辺空間として整備に努めます。
- Ⅰ 地域住民や河川環境保全の各種団体などの協力のもとに、市民一体となった河川の美化・浄化を促進します。
- Ⅰ 市内の河川を全体的に網羅する水質監視体制を構築します。
- Ⅰ 自然環境への普及啓発を兼ね、多くの児童生徒や市民が参加できる水生生物調査や簡易水質調査の実施を検討します。

市 民

- Ⅰ 下水道や農業集落排水の処理区域では、速やかに接続します。
- Ⅰ 下水道や農業集落排水の処理区域以外の地域では、合併浄化槽を設置し、定期的に維持管理を行います。
- Ⅰ 廃食油は流しに流さず、古新聞等に吸ってごみとして出します。また、食べ残しを流さない、水切りネットを使用するなど、生活排水対策を励行します。
- Ⅰ 環境や人体にやさしい石鹼洗剤の利用に努めます。
- Ⅰ 節水に努め、風呂の残り湯などを雑用水に、また、雨水を貯留して雑用水に使用するなど、水の有効利用に努めます。
- Ⅰ 河川の美化運動や自然観察会等には積極的に参加します。
- Ⅰ 水辺とふれあい、水環境を大切にすることを育てます。

事 業 者

- Ⅰ 水質汚濁防止法の排水基準を遵守します。また、規制対象外の事業者も、汚濁負荷量の削減に取り組みます。
- Ⅰ 建設工事に当たっては濁水の発生や油の流出などが起こらないように十分注意します。
- Ⅰ 農業者は、農薬・肥料の低減や有機・低農薬栽培など、環境保全型農業に取り組みます。
- Ⅰ 節水、事業所内での水の有効利用や水の再利用に努めるとともに、雨水を貯留して雑用水に使用するなど、水の有効利用に努めます。
- Ⅰ 河川の美化運動には積極的に参加します。

4 土壌・地下水の保全及び有害化学物質対策

総社市内においては年当たり数ヶ所の地下水調査や土壌のダイオキシン類調査が行われており、有害物質等はいずれも地下水の環境基準値や土壌ダイオキシン類の環境基準値を大きく下回っています。しかしながら全国的にみると土壌や地下水の汚染がしばしば確認されていることから、総社市において土壌や地下水を保全していくためにも、これらの適切な監視を行っていくとともに、汚染が確認された場合の適切な対応に努めます。

取り組み課題

- Ⅰ 土壌保全対策
 - 有害物質の適正処理の指導
 - 土地所有者による調査
 - 農薬・肥料の適正使用
- Ⅰ 地下水保全対策
 - 地下水調査
- Ⅰ ダイオキシン類対策
 - 定期的な環境調査
 - 特定施設等の監視
- Ⅰ その他の化学物質対策
 - P R T R（環境汚染物質排出・移動登録）制度の普及

行政・市民・事業者の施策と取り組み

行政

- Ⅰ 県と協力して、有害物質を使用する工場・事業場に対し、有害物質の適正処理の指導を継続して行っています。
- Ⅰ 工場や事業場の跡地では、土地所有者が土壌汚染調査を実施し、適切な措置をとるよう指導に努めます。
- Ⅰ 農産物に対する「健康・安全・安心」への関心の高まりを受け、各種団体等と協力して、農薬・肥料の軽減や有機栽培を進めます。
- Ⅰ 地下水（井戸水）調査を継続して実施します。
- Ⅰ ダイオキシン類については、県や周辺自治体と協力し、大気、水質、土壌等におけるダイオキシン類の実態把握に努めます。
- Ⅰ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく焼却炉等の特定施設については、適切な維持管理を指導するとともに、排ガス、排出水、焼却灰等のダイオキシン類について監視に努めます。
- Ⅰ P R T R（環境汚染物質排出・移動登録）制度の普及に努めるとともに、必要に応じて市民に情報提供を行います。

市民

- Ⅰ 土壌汚染の原因となる違法な野焼きはしません。
- Ⅰ 家庭菜園やガーデニングでは、農薬・肥料の軽減や有機・低農薬栽培に努めます。

事業者

- Ⅰ 農業者は、農薬・肥料の低減や有機・低農薬栽培など、環境保全型農業に取り組みます。
- Ⅰ 有害物質が地下浸透しないように、保管等には十分注意します。また、敷地内の土壌汚染や地下水の状況を把握するよう努めます。
- Ⅰ P R T R法に基づき、製造工程で使用する有害化学物質を適正に管理し、廃棄する時には適正に処理します。

5 廃棄物の発生抑制と再利用等

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、廃棄物処理に伴うさまざまな社会問題を引き起こし、地球規模での環境問題にも密接に関係しています。総社市でも、循環型社会の構築に向けて、ごみの排出量削減及びリサイクル推進など、さらに4Rの取り組みを進めます。

取り組み課題

- Ⅰ 生ごみ等の排出量削減及び有効利用
 - 生ごみの堆肥化の推進
 - 堆肥の利用先の確保
- Ⅰ ごみを出さない生活習慣の推進
 - リユースシステム構築
 - ごみを出さないライフスタイルの啓発
- Ⅰ ごみを出さない事業活動の推進
 - 事業活動における廃棄物減量化の推進
- Ⅰ 分別・回収の徹底
 - 資源回収活動への支援
 - 分別方法の周知徹底及び普及啓発
 - 分別回収品目の追加
- Ⅰ 再生資源の活用
 - グリーン購入の推進
 - 公共事業での再生資源の活用

行政

- Ⅰ ごみの減量化を図るため、生ごみの堆肥化を推進するとともに、剪定樹枝や河川堤防の雑草など公共ごみの堆肥化について検討します。
- Ⅰ 公園や学校等の公共施設、農家、事業所等における堆肥の利用について検討し、需要を勘案した施設整備を検討します。
- Ⅰ 市民が気軽に利用できるリユースプラザを設置し、再使用品・再生品の販売や修理による活用・普及啓発を通じて、リサイクルシステムの構築を図ります。
- Ⅰ 広報などにより、マイバッグ運動、エコマーク商品の購入、リターナブルびんの使用、グリーン購入など、ごみの減量やリサイクル促進の取り組みを周知・推進します。
- Ⅰ リサイクル可能な材料・原料の使用促進、製造・販売過程で発生した廃棄物の分別・再資源化の徹底、過剰包装の抑制等により、事業活動における廃棄物の減量化を促進します。
- Ⅰ 各種団体の資源回収活動への支援により、再資源化を推進します。
- Ⅰ わかりやすいごみの分別表の作成、分別状況の公表、リサイクル情報のPR等により、分別の必要性を市民に周知するとともに、より徹底した分別の協力を依頼します。
- Ⅰ 財政負担、再生利用の効果、分別の確実性等を勘案しながら、分別回収品目の追加について検討します。
- Ⅰ グリーン購入に関する法律、グリーン製品や認定制度に関する情報提供、エコ製品の紹介により、環境に配慮した製品の購入を促進します。
- Ⅰ 公共工事においては、埋戻し材や骨材として建設廃棄物等から製造した再生品を積極的に利用します。
- Ⅰ 下水汚泥等については、堆肥化の検討及び建設資材としての活用方法の検討を行うなど、公共事業において積極的に活用します。

市民

- Ⅰ 生ごみの堆肥化など、手軽にごみを減らせる取り組みを進めます。
- Ⅰ 食品は、必要なものを必要なだけ購入し、食べ残しや賞味期限切れで食品を捨てることのないようにします。
- Ⅰ 家電製品、車、家具等を修理しながら長く使用します。
- Ⅰ 不用になったものは、譲渡やフリーマーケットなどを活用して、再利用に努めます。
- Ⅰ マイバッグ運動、リターナブル容器の使用など、ごみの減量に向けた取り組みを積極的に進めます。
- Ⅰ 定められた分別方法を遵守し、ごみの資源化に協力します。

事業者

- Ⅰ 事業活動における紙使用量の削減、製造・販売過程で生じる廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用等により、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進を図ります。
- Ⅰ 販売活動においては、マイバッグ運動の推進、ばら売りや量り売り、リターナブル容器での販売、過剰包装の抑制、エコマーク商品の積極的な販売など、ごみ減量化やリサイクルに寄与する取り組みを進めます。

6 廃棄物の適正処理

アンケート調査結果では、市の取り組むべき「緊急の課題」として「廃棄物の不法投棄対策」や「ごみの散乱防止」をあげる市民が多くなっています。廃棄物の不法投棄対策及びこれに関連する適正処理を、総社市の主要な環境施策の一つとして進めます。

取り組み課題

- Ⅰ 不法投棄・不適正な野外焼却の防止
 - 不法投棄の防止
 - 野焼き禁止の徹底
- Ⅰ 廃棄物の適正処理
 - 廃棄物の適正処理の推進

行政

- Ⅰ 不法投棄禁止の看板設置、監視パトロール活動の実施、また、監視カメラの設置などを検討し、不法投棄の防止に努めます。
- Ⅰ 不法投棄を発見した場合は県、警察など関係機関と連携して原因者の究明を行い、原因者に対して原状回復を強く指導します。
- Ⅰ 廃棄物処理法により禁止されている野焼きについては、法を遵守するよう指導を強化し、禁止を徹底します。
- Ⅰ 吉備路クリーンセンターにおいて、安全で衛生的なごみ処理を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。一般廃棄物最終処分場においても、安全で衛生的な処理と適正な維持管理に努め、施設の延命化を図ります。
- Ⅰ 必要に応じてクリーンセンターや最終処分場周辺の環境モニタリングを行います。
- Ⅰ 産業廃棄物の処理については、事業者の自己処理責任の原則を徹底し、県及び関係機関と連携を図り、不適正処分、不法投棄の防止に努めます。

市民

- Ⅰ ごみのポイ捨て、廃家電や廃タイヤ等の不法投棄をしません。
- Ⅰ 不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理します。
- Ⅰ 家庭ごみの野焼きはしません。
- Ⅰ ごみを出す曜日や時刻、ごみ出しの方法など、ごみ出しのマナーを遵守します。
- Ⅰ ごみステーションの清掃と管理に努めます。

事業者

- Ⅰ 廃棄物の不法投棄をしません。
- Ⅰ 社有地等を適正に管理し、不法投棄が行われないようにします。
- Ⅰ ごみや産業廃棄物の野焼きはしません。
- Ⅰ 廃棄物処理法を遵守し、事業系一般廃棄物や産業廃棄物を適正に処理します。

第4節 地球のことを考え、持続可能な社会づくりに向けて行動します

地球温暖化に代表される地球環境問題は、人類の存在基盤そのものへの脅威となっていますが、その原因の多くは私たち一人ひとりの日常生活や事業活動に起因しています。私たちは、遠い世界のことと考えずに地球環境の現状を認識し、自分が現在生活している身近な場所から、持続可能な社会づくりを目指して行動します。また、オゾン層を破壊するフロン類回収、そして酸性雨対策としての化石燃料の消費削減等にも取り組みます。

1 省資源・省エネルギー及び新エネルギー導入の推進

地球温暖化の主要な原因は、石油など化石燃料の消費に伴う温室効果ガスの排出とされています。市民一人ひとりの省資源・省エネルギーの励行とともに、省エネルギー機器の使用拡大、化石燃料から新エネルギーへの転換等による温室効果ガス削減施策の推進に努めます。

取り組み課題

- Ⅰ 省資源・省エネルギーの推進
 - 省エネルギー機器の導入と啓発
 - 住宅・建築物の省エネルギー化の促進
 - 省資源・省エネルギー運動の推進
 - 環境に配慮した自動車の利用の促進
- Ⅱ 新エネルギーの導入と活用
 - 新エネルギーの導入と活用

行政

- 自動車や家電製品等の買い替え時には、省エネルギーに配慮した製品を積極的に導入するよう、市民や事業者に対し情報提供します。
- 住宅の新築や増改築に当たって、断熱材の使用、自然通風の活用、敷地やベランダの緑化等、省エネルギー住宅づくりを行うよう情報提供を行います。工場や事業場については、省エネルギー診断やエスコ事業などを活用して省エネルギーを図るよう、情報提供を行います。
- 環境家計簿の活用による、節電、燃料の節約、節水など省資源・省エネルギー活動の実践を普及促進します。
- 「自動車排出ガス対策」で掲げた各施策を実施することにより、大気質の保全と併せて省エネルギーを図ります。
- 総社広域圏地域新エネルギービジョンに基づき、公共施設等において積極的に新エネルギーを導入します。併せて、これらの導入に伴う温室効果ガス削減効果について公表することにより、地球環境保全意識の高揚を図ります。
- 食料生産と競合しない形での、バイオディーゼル燃料などのバイオマス燃料の普及促進に努めます。

市民

- 家電製品などの買い替え時には、省エネルギーに配慮した製品を選択して購入します。
- 自宅の新築や増築に当たっては、断熱や採光など省エネルギーに配慮したプランニングを行うとともに、太陽光発電システム・太陽熱温水器など、再生可能な自然エネルギーの導入を検討します。
- 環境家計簿等を活用して、省エネルギーに取り組みます。
- マイカーの購入時や買い替え時は、ハイブリッド自動車の購入やリースを検討します。

事業者

- 省エネルギーに取り組むとともに、省エネ改修を検討します。
- 再生可能な自然エネルギーの導入を検討します。
- 社用車の買い替え時は、ハイブリッド自動車など、化石燃料消費量が少ない車両の購入やリースを検討します。また、工場での場内使用や広報活動など、場所や目的によって電気自動車の使用を検討します。

2 地球環境保全対策の推進

温室効果ガスの排出量をみると、一般家庭や自動車から排出される量の増加が顕著です。前項で記載した設備や機器の変更等による省エネルギー対策と併せて、総合的に地球温暖化対策を進めます。

また、オゾン層を破壊する特定フロンやその他のフロンの回収を進めるとともに、酸性雨対策としても、化石燃料の使用量削減を推進します。

取り組み課題

- Ⅰ 地球温暖化対策の推進
 - 地球温暖化対策の推進
 - 二酸化炭素排出抑制対策の推進
- Ⅰ オゾン層破壊の防止
 - フロン回収の徹底
 - オゾン層・紫外線に関する情報提供
- Ⅰ 酸性雨の防止
 - 排出ガス対策の推進

行政・市民・事業者の施策と取り組み

行政

- Ⅰ 総社市役所地球温暖化対策実行計画に従い、市が率先して温室効果ガスの排出量を削減します。
- Ⅰ 省資源・省エネルギー対策、新エネルギー導入、ごみの発生抑制・減量化等の発生源対策及び森林整備・都市緑化による吸収源対策、並びに地産地消等を総合的に推進し、二酸化炭素の排出抑制を図ります。
- Ⅰ 県や回収業者と連携し、オゾン層を破壊するフロン回収を徹底します。
- Ⅰ オゾン層・紫外線に関する情報を提供するとともに、特に年少の児童や保護者に対して、有害紫外線対策の啓発に努めます。
- Ⅰ 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出を抑制するため、自動車や工場・事業場の排出ガス対策を推進します。
- Ⅰ 地球環境保全に係る関係団体等との連携を進めます。

市民

- Ⅰ マイカー使用を控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- Ⅰ 不要なアイドリングを止め、燃費も向上するエコドライブを心がけます。
- Ⅰ 温室効果ガスを削減する意味でも、ごみの排出量抑制に努めます。
- Ⅰ 家の庭やベランダ等を緑化し、生垣を設置するなど、積極的に緑を増やします。
- Ⅰ 地元産の農産物や林産物を積極的に購入し、地産地消の取り組みを広げます。
- Ⅰ フロン回収・破壊法を遵守し、フロン回収を徹底します。

事業者

- Ⅰ 原料の採取から製品の廃棄までを通じて、温室効果ガス排出量が少ない商品の製造・流通・販売に努めます。
- Ⅰ 従業員の通勤に当たっては、徒歩や自転車による通勤、公共交通機関の利用による通勤を指導し、自動車交通量の低減に努めます。
- Ⅰ 不要なアイドリングを止め、エコドライブを心がけるよう、従業員を指導します。
- Ⅰ トラックから鉄道等への転換など、輸送手段の効率化を図るよう努めます。
- Ⅰ 産業廃棄物の減量化や再利用に努めます。
- Ⅰ 事業所内の緑化に努め、積極的に緑を増やします。
- Ⅰ 小売店や卸売店では、地元産の産物を積極的に取り扱います。
- Ⅰ フロン回収・破壊法を遵守し、フロン回収を徹底します。

第5節 ふるさとから環境を守り行動する人を育てます

地域の良好な環境を将来にわたって保全し、持続可能な社会を構築していくためには、市民一人ひとりが環境について学び理解を深めるとともに、将来、環境に配慮した行動のできる人材の育成が重要です。

学校や地域社会の様々な場において、環境学習、環境教育の機会を設け、市民一人ひとりの環境保全活動を促進するとともに、様々な主体と協働するシステムづくりを進めます。

1 環境教育の推進

多くの人が環境意識を高め、日々の暮らしや仕事の中で環境保全の取り組みを行っていくために、学校、家庭、地域社会、職場などあらゆる場面において環境教育を推進します。

取り組み課題

- Ⅰ 学校における環境教育の推進
 - 自然と親しみ学ぶ自然体験・観察などの環境教育の実施
 - 学校給食における地産地消の推進
- Ⅰ 社会における環境教育の推進
 - 地域において環境保全を推進する人材の育成
 - 教育機会の提供
- Ⅰ 環境パートナーシップづくりの推進
 - 「エコパートナーシップおかやま」の活動等による、市民・事業者・行政の環境パートナーシップづくりの推進
- Ⅰ 民間事業者との連携による環境保全活動
 - 職場における環境教育の推進
 - 地域の環境保全活動への参加
- Ⅰ 環境情報の整備及び提供
 - 環境情報の収集整理及びホームページ等による情報の提供

行政・市民・事業者の施策と取り組み

行政

- Ⅰ 各学校にこどもエコクラブへの加入を呼びかけるとともに、水辺の学習、農業体験、林業体験など自然に学ぶ環境教育の機会をつくることにより、環境教育の推進を図ります。
- Ⅰ 「環境を守り安全で健康に生活していくための大切なしくみ」地産地消の取り組みを、学校給食からスタートさせながら推進していきます。

行政（続き）

- Ⅰ 学校や地域における環境教育を充実させるため、さまざまな環境分野の指導者を登録するリーダーバンクを設け、人材の確保と活用を図ります。
- Ⅰ 公民館、自治会、婦人会などで環境学習に取り組むための体制づくり及び講師派遣や施設見学などの環境学習の機会づくりに努めます。
- Ⅰ 岡山県が設置する「環境学習協働推進広場（かんきょうひろば）」への参加、同じく岡山県が推進する「エコパートナーシップおかやま」の活動等により、市民、市民団体、事業者及び行政の環境パートナーシップづくりを進めます。
- Ⅰ 持続可能な社会の達成を目指す教育「E S D」を、岡山E S D推進協議会等と連携して推進します。
- Ⅰ 従業員が、自社の事業活動と環境との関わりについて理解することにより、事業活動における環境配慮が促進されるよう、事業者の環境学習を支援します。
- Ⅰ 多くの事業者が地域の一員として、市民・市民団体・NPOなどと連携を密にし、地域の環境保全活動へ積極的に参加することを呼びかけます。
- Ⅰ 国、県、市の測定や環境アセスメントによる環境データ、環境保全に係る情報等を、ホームページ等で公開していきます。

市民

- Ⅰ 休日には自然にふれあうなど、子どもの自然体験の機会を作ります。
- Ⅰ 家庭でも、地産地消に積極的に取り組みます。
- Ⅰ 可能な場合は、それぞれの専門や経験を生かして、学校や地域の環境教育・環境保全活動の指導者に登録し、それらの推進に寄与するよう努めます。
- Ⅰ 自治会や町内会で実施する地域の環境保全活動には、積極的に参加します。

事業者

- Ⅰ 従業員が、自社の事業活動と環境との関わりについて理解することにより、事業活動における環境配慮及び環境保全活動が促進されるよう、職場における環境教育を推進します。
- Ⅰ ISO14001 やエコアクション21など環境マネジメントシステムの認証取得を検討します。
- Ⅰ 従業員の中から、それぞれの専門や経験を生かして、学校や地域の環境教育・環境保全活動の指導者に登録し、それらの推進に寄与するよう努めます。
- Ⅰ 自治会や行政等と協働し、地域の一員として環境保全活動を推進します。

第6章 リーディングプロジェクト

環境基本計画は、基本目標を達成するための施策を体系的に整理した計画ですが、これらの施策をすべて同じような優先度及び人的・費用的コストをかけて取り組んでいくことは現実的ではありません。そこで、目指す環境像「豊かな自然とたしかな歴史 いつまでも伝え育むまち」の実現に向けて計画を推進していくために、その先導役として効果的な取り組みを、「リーディングプロジェクト」として実施していくこととします。

リーディングプロジェクトの条件は、

- 総社市の、又は総社市が無関係ではいられない重要な課題に取り組むものであること
- 大人も子どもも、多くの市民の参画・参加が期待できるものであること
- 波及効果を狙うので、速やかにスタートでき、効果がわかりやすいものであること

とします。リーディングプロジェクトは、計画を先導（リード）し、そのプロジェクトが波及効果となって他の取り組みが続いていくような役割を担います。

第1節 リーディングプロジェクトの選定

第3章で記載した「総社市の環境の課題」及び「環境意識に関するアンケート調査結果」の中で市民からあげられた「残したい自然や大切にしたい場所・文化」等を整理し、「市民・事業者・行政の協働で実施する」リーディングプロジェクトの候補となりうるものを表6-1-1のように整理しました。重要な施策であっても、その主体がほぼ行政に限定されると考えられるものは、リーディングプロジェクトの候補からは除外しました。

表6-1-1 リーディングプロジェクトの候補

分類	環境要素	リーディングプロジェクトの候補となりうるもの
生活環境	ごみ・廃棄物	ごみの4Rの推進
生活環境 自然環境 快適環境	水環境、緑地等	家庭でできる雑排水対策、水辺とのふれあいの推進
自然環境	動植物・生態系、 景観等	生物の生息域の保全、外来生物対策
		山林や農地の保全による里山景観の保全、生物生息域の保全
快適環境	景観、まちの美観	散乱ごみ（不法投棄含む）、犬の糞等の対策
	歴史・文化	歴史的・文化的環境の保全
地球環境	地球温暖化	省エネルギー活動の推進、緑化活動（吸収源対策）の推進
環境教育	環境保全活動	上欄に係る取り組みに参加すること。市民や中学生の関心からいえば水質、大気、ごみ、自然環境等の分野。
残したい、再生したい自然、 大切にしたい歴史・文化		高梁川水系の河川、十二ヶ郷用水、 福山・鬼ノ城周辺の自然環境や文化財

第2節 リーディングプロジェクトの内容

表6-1-1の各内容を検討するとともに、上述のリーディングプロジェクトの条件を勘案し、総社市環境基本計画において重点的に取り組むプロジェクトとして、次の4つを選定します。

- ① ごみの4Rに係るプロジェクト
- ② 総社の環境（水環境、自然環境、歴史的・文化的環境）に対する知見を深めるプロジェクト
- ③ 環境美化に係るプロジェクト
- ④ 地球温暖化防止に係るプロジェクト

リーディングプロジェクト1（ごみ・廃棄物）	
概要	消費活動を通じて、ごみの減量化に結び付ける。
実施主体 参加者等	市民、商店・飲食店、事務局（行政・NPO）
実施手順	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政とNPOで事務局を設置し、先進事例について研究する。 2. 事務局はエコショップ制度の内容を検討し、市内の商店や飲食店からエコショップを募集して認定する。 3. 事務局はエコショップガイドを作成し、広報そうじややホームページなどで公表して、市民に紹介する。 4. エコショップは、簡易包装、レジ袋削減、マイ箸運動など、ごみの減量に取り組む。また、エコショップを利用する人にはポイント制により割引や特典を与え、継続してエコショップを利用してもらう。

リーディングプロジェクト2（水、自然環境、歴史・文化）	
概要	<p>様々な環境を訪ねて総社市の環境についての知見を深めるとともに、簡易環境調査、観察、自然体験等を行い、環境保全意識を高める。このプロジェクトは下の①～③の3コースに分け、3コースとも年1～2回、それぞれ別の日に実施する。</p> <p>①（仮称）水環境コース 高梁川から児島湖に至る河川や水路をたどり、総社市の水環境及び代表的な樋門・水門などの歴史遺産についての知見を深める。</p> <p>②（仮称）自然環境コース 森林、里山、農地、河川など総社市の多様な自然を訪ねるとともに、林業体験や農業体験により、自然環境についての知見を深める。</p> <p>③（仮称）歴史・文化コース 鬼ノ城や福山周辺の自然や歴史遺産を訪ねて、総社市の自然と調和しながら保全されてきた代表的な歴史遺産に対する知見を深める。</p>
実施主体参加者等	市民、児童・生徒、事務局（行政・NPO）、関係団体
実施手順	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政とNPOで事務局を設置し、必要に応じて関係団体等にヒアリングを行って、各コースで訪ねる環境資源をマップにまとめる。 2. 事務局は、市民や児童・生徒に総社市の環境を知ってもらうための、見学会や日帰りツアーの内容を検討する。 3. 事務局は見学会や日帰りツアーの参加者を広報そうじやホームページなどで募集するとともに、講師を確保する。 4. 日帰りツアーでは以下のことを行う。 <ol style="list-style-type: none"> ①環境の現状についての説明 ②関連施設や史跡等の見学 ③簡易環境調査、観察、森林体験、農業体験などの「実習」 ④締めくくりとして見学場所・実習場所等の清掃

リーディングプロジェクト3（散乱ごみの一斉清掃）	
概要	リーディングプロジェクト2と類似する取り組みであるが、プロジェクト2が水環境、自然環境、歴史環境に対する意識高揚を目的とするのに対し、このプロジェクトは、市内の数ヶ所で一斉清掃を行い、市民の環境意識を高めるとともに、ごみのないまちづくりを目的とするものである。
実施主体参加者等	市民、児童・生徒、事務局（行政・NPO）、関係団体等
実施手順	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政とNPOとで事務局を設置し、必要に応じて関係団体等にヒアリングを行って、一斉清掃の内容や実施する地点（市内数箇所）を検討する。 2. 事務局は、自治会、事業者団体、学校、各種団体等に連絡し、一斉清掃への参加者を募る。 3. 一斉清掃の回数は年1回からスタートし、一斉清掃の終了時に参加者に感想を書いてもらうなど様子を見て、回数を増やしていく。

リーディングプロジェクト4（地球環境）	
概要	地球温暖化防止に係る子どもの環境教育プログラムとして全国的な展開を見せている「Kids' IS014000プログラム」を市内の小学校に導入し、児童をリーダーとして、各家庭で省エネ・節水・ごみの減量に取り組む。
主催者	「Kids' IS014000プログラム」は、日本のNGOである「国際芸術技術協力機構（アーテック）」が開発したもので、国際連合大学や国連環境計画とともに進めている。電気・ガス・水道・ごみの管理により家庭から出る温室効果ガス量を削減しようというものであり、学校を通じて児童が教材の受取や成果の提出を行う。入門編、初級編、中級編、上級編と進級するシステムであり、成果に応じて「国際認定証」が渡されるなど、継続性が評価されている。自治体は全参加校の窓口としてアーテックと連絡調整を行うことが多い。
実施主体参加者等	国際芸術技術協力機構（アーテック）、児童（高学年）と家族、学校、事務局（総社市）
実施手順	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総社市はアーテックにプログラムの導入や推進の方法についてヒアリングを行い、教育委員会と連携して参加校を募る。 2. 学校単位で誰（学年、クラブ等）が、どういう形（授業、クラブ活動、夏休みの課題等）で取り組むかを決定し、参加者を募集する。 3. 総社市は全学校の教材配布や成果提出などの窓口となる。 4. 参加児童は教材（ワークブック）に従って活動し、その成果をアーテックに提出し、評価表や国際認定証を受領する。

第7章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

環境基本計画は、その策定後に、市民や事業者の参加の下でどれだけ計画内容を推進できるかが問われます。多くの市民の日常生活等に起因する現代の環境問題は、法的な規制措置によって改善することが困難であるため、それらの改善は市民の取り組みにかかっているとされます。

総社市環境基本計画は、総社市の環境行政の基本的な方針や考え方を定めるものですが、同時に、市民や事業者が行政とともに協力して環境保全に取り組んでいくため、「市民参加の仕組みをつくる」ことが、策定目的の大きな柱となります。

このため、計画策定の体制をベースに、行政・市民・事業者・NPO・各種団体の各主体がともに協働しながら行動する体制を構築します。

①事務局

進行管理や各会議等の事務作業を行います。環境課が事務局となります。

②（仮称）環境基本計画庁内推進委員会

庁内の各部局の担当で構成される庁内推進委員会を設置し、計画の推進に当たって全庁的な総合調整を行います。

③総社市環境審議会

環境基本計画の策定後には年次報告を受け、環境基本計画の進捗状況や目標達成状況に意見を述べます。

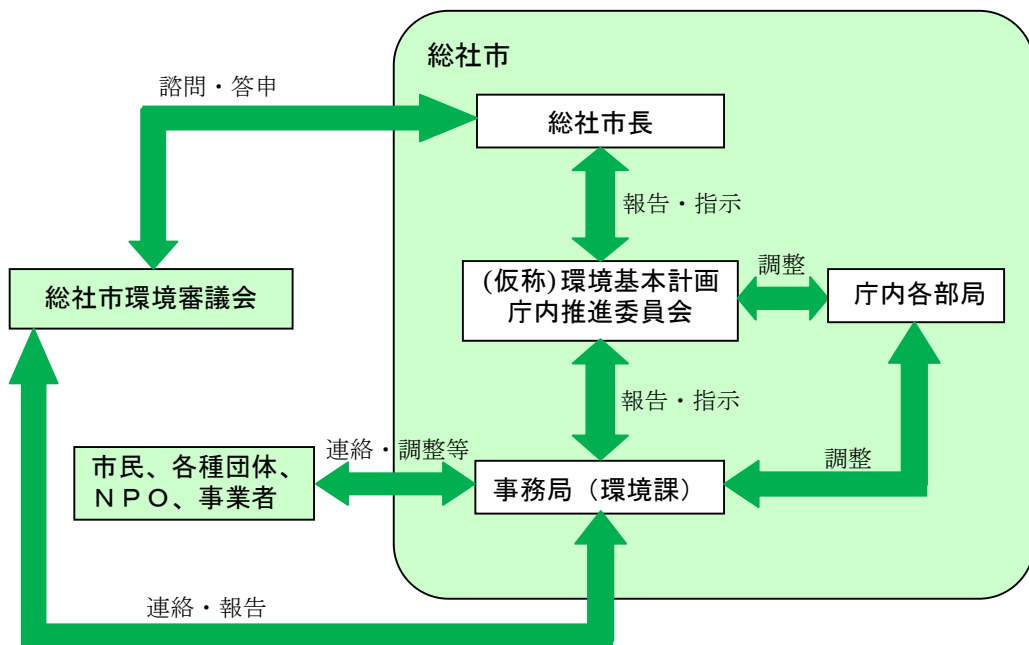


図7-1-1 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れて、「PDCAサイクル」を繰り返していくことにより行います。

PDCAとは、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のことで、計画に基づいて施策や取り組みを実施し、それらの実施状況や目標達成状況をチェックし、必要に応じて施策や取り組みの内容を、場合によっては社会情勢等を踏まえて計画や目標を見直していくというものです。

このPDCAサイクルを繰り返し行っていくことで、環境の課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

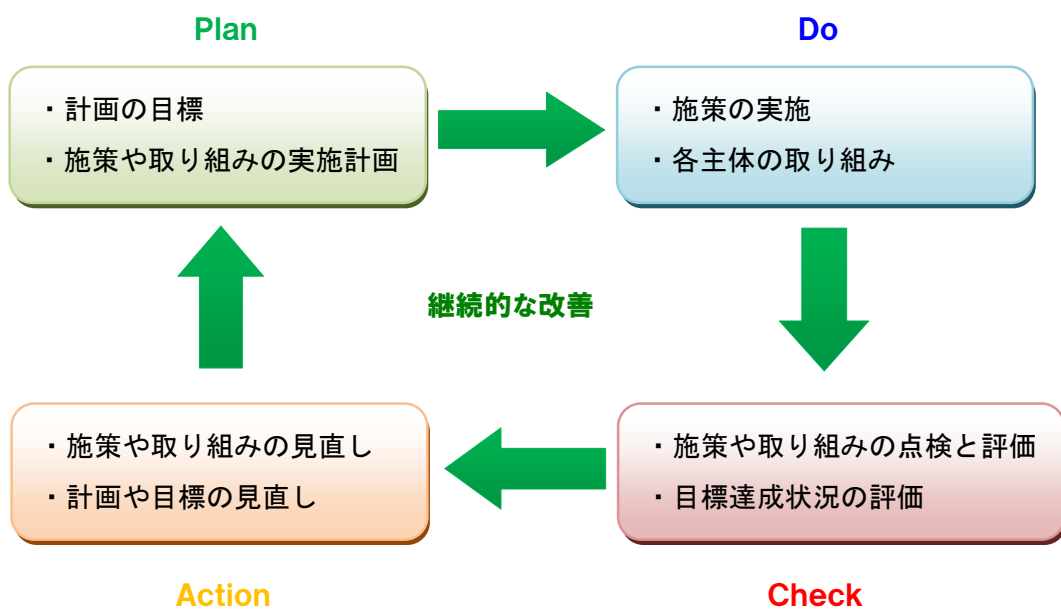


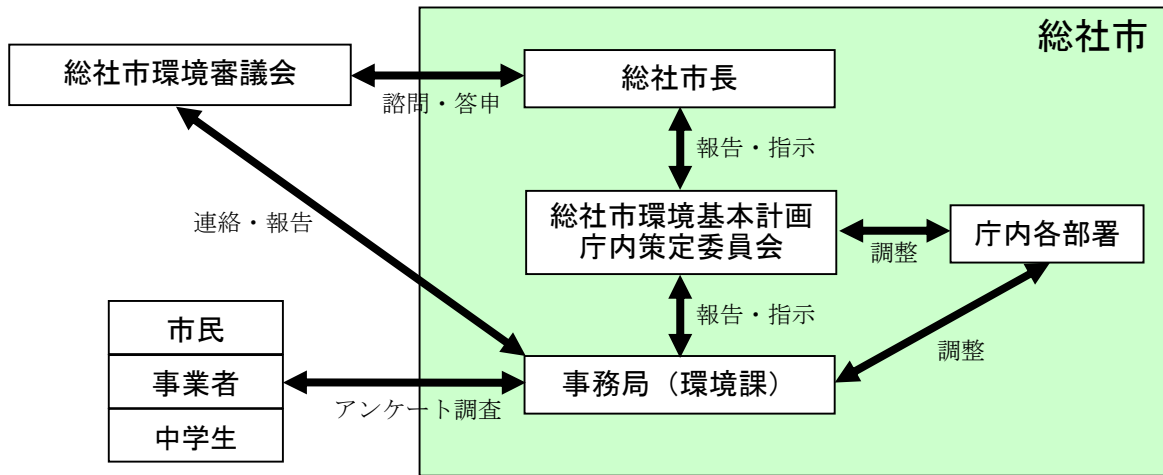
図7-2-1 計画の進行管理

資料編

資料 1 計画策定体制と策定経過

1 計画策定体制

総社市環境基本計画の策定体制は次のとおりです。



【総社市環境審議会】

環境基本法第 44 条の規定により、総社市の環境保全に関する基本的事項を調査審議する等のために設置された審議会です。計画策定に当たっては、市長の諮問に応じて計画内容を審議するとともに、よりよい計画策定のため、内容について指導・助言する役割も担いました。

【総社市環境基本計画庁内策定委員会】

環境基本計画の策定に当たり、庁内各部署の担当で構成される庁内策定委員会を設置し、計画の策定に当たって全庁的な総合調整を行いました。

【事務局】

生活環境部環境課が事務局となり、策定作業全般の進行管理を行いました。

2 総社市環境審議会委員名簿

No.	所属団体等名・職名	委員名
1	岡山大学研究推進産官学連携機構 研究推進本部副本部長 (岡山大学資源生物科学研究所 教授)	青山 勲 ※会長
2	岡山大学資源生物科学研究所 准教授	榎本 敬
3	岡山県立大学情報工学部 准教授	尾崎 公一
4	川崎医科大学 准教授	益田 芳樹
5	総社市ごみ減量化作戦連合協議会 会長	水野 三重子
6	山手環境保全協議会	小原 眞理子
7	清音環境衛生委員会	近藤 宏平
8	総社商工会議所 青年部直前会長	坪井 祥隆
9	総社市消費生活問題研究会 会長	服部 泰子
10	総社市コミュニティ連絡協議会 会長	平松 秀昭
11	グローバルネット吉備 代表	日野 進一郎
12	三須ふれあい学習同好会 代表	矢吹 愛子
13	環境を考える会「そらまめ」	吉澤 光子
14	総社市校長会 代表	片山 敏之 (池田 賢二)
15	総社市PTA連合会 代表	山上 憲一郎 (難波 誠)
16	鬼城山ビジターセンター指導員	脇本 浩
17	北国府自治会 会長	国府 建一
18	槻地区自治会 会長	新山 亀一
19	総社市街地町内会 代表	樺野 潤
20	倉敷水辺の環境を考える会 代表	青江 洋

〔注〕平成20年度の名簿であり、()内は平成19年度の委員及び所属団体名・職名である。

3 計画策定経過

総社市環境基本計画の策定経過は次のとおりです。

年	月 日	内 容
平成 19 年 度	11月29日	総社市環境審議会 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 環境基本計画策定の基本的事項及び今後のスケジュールについて (3) 総社市の地域概況及び環境現況調査結果について (4) 環境意識に関するアンケート調査の調査項目について
	12月中旬	アンケート用紙の配布 ※平成20年2月8日（金）回収分までを集計対象とした。
	2月28日	総社市環境審議会 (1) 環境意識に関するアンケート調査結果について (2) 今後のスケジュールについて
平成 20 年 度	5月23日	総社市環境基本計画庁内策定委員会 (1) 環境基本計画とは (2) 策定のスケジュールについて (3) 平成19年度事業の概要について
	7月8日	環境審議会委員・庁内策定委員を対象にアンケートを実施 ※平成20年7月17日（木）回収分までを検討対象とした。 (1) 将来の環境像について (2) 計画の基本目標について (3) 計画で定める環境施策や取り組みについて (4) 計画の進行管理体制について
	10月28日	総社市環境基本計画庁内策定委員会 (1) 総社市環境基本計画（素案）について
	11月13日	総社市環境審議会 (1) 総社市環境基本計画（素案）について
	1月26日 ～2月6日	総社市環境基本計画パブリックコメントの実施 ※計画（素案）の公表及び市民等の意見募集
	2月27日	総社市環境審議会 (1) 総社市環境基本計画策定の経過と今後の予定について (2) パブリックコメントの結果について (3) 総社市環境審議会答申について

資料2 総社市環境基本条例

○総社市環境基本条例

平成17年11月28日

条例第231号

(目的)

第1条 この条例は、私たちの郷土の素晴らしい環境を守るため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、現在及び将来の市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの
- (2) 生活型公害 日常生活に起因する公害によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、原因者である私たち全ての市民の責任であり、良好な環境が将来にわたり維持されるように積極的に取り組まなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷を減らすとともに、人と自然との共生が確保される持続的発展可能な循環型社会を構築しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、生活型公害の防止、資源及びエネルギーの消費抑制、廃棄物の発生抑制等により、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係る廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴

う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市、市民及び事業者の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、パートナーシップの下で協働して環境の保全に関する施策及び環境活動を推進しなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第8条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 目標を実現するための方策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第15条に規定する総社市環境審議会の意見を聴かななければならない。

6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保するとともに、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(市が講ずる施策)

第11条 市は、自然との共生を確保するとともに、環境への負荷を減らし持続的発展可能な循環型社会の構築を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民等による環境保全活動を促進する施策)

第12条 市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が環境の保全に関する理解を深め、自発的に取り組む活動を促進するため、市は、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民等の参加、協力及び連携により環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市は、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施策を推進するための体制)

第13条 市は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するため

に必要な体制を整備するものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境審議会)

第 15 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、総社市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全に関する基本的事項

(審議会の組織及び委員等)

第 16 条 審議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議等)

第 17 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に係る者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第 16 条第 3 項の規定にかかわらず, 最初に委嘱する委員の任期は平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(会議招集の特例)

- 3 第 17 条第 1 項の規定にかかわらず, 会長及び副会長ともに欠けているときの審議会の会議は, 市長が招集する。

(総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年総社市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

資料3 総社市環境保全条例

○総社市環境保全条例

平成19年3月29日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、総社市環境基本条例(平成17年総社市条例第231号)第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、法令及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例(平成13年岡山県条例第76号)、岡山県自然保護条例(昭和46年岡山県条例第63号)に特別の定めがあるもののほか、公害の防止、自然環境の保護その他環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で快適な生活を確保するとともに、生活環境を保全し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものとする。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生動植物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

4 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

(1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

(2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

(3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうちカドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第1号に掲げるものを除く。)であって規則で定めるもの

5 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

6 この条例において「汚染質」とは、工場又は事業所(以下「工場等」という。)又はその施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙、粉じん、汚水(温水及び廃液を含む。以下同じ。)、騒音、振動及び悪臭をいう。

(基本方針)

第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号の基本方針を定める。

- (1) 公害の防止は、すべての者が環境への負荷の原因者であることを認識し、健全で快適な生活が確保されるよう積極的に取り組まなければならない。
- (2) 自然環境の保護は、健全で恵み豊かな郷土の自然を残し、自然と人とが共生し、後世にこの自然を継承できるよう積極的に取り組まなければならない。
- (3) 環境の保全は、環境への負荷を減らすとともに、地球環境の保全を確保するため持続的発展可能な循環型社会が構築されるよう積極的に取り組まなければならない。
- (4) 前3号の事項は、市、市民及び事業者(以下「市民等」という。)が協働し行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の健康を保護し生活環境を保全するため、自然的・社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、人の健康又は生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認められるときは、必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、豊かな自然環境を保護するために必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 4 市は、すべての日常生活及び事業活動において、地球環境の保全が積極的に推進されるよう必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、互いに自然環境の保護に努めるとともに、市が実施する自然環境の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、地球環境の保全に努めるとともに、市が実施する地球環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 4 市民は、その所有又は管理する土地等を適正に管理することによる清潔の保持及び雑草の除去並びに日常生活に伴い排出される家庭ごみの適正な処理その他の地域の環境の保全に資するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、公害を防止するため自らの責任において、その事業活動に伴って生ずる汚染物質の処理等その他必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動による自然の破壊の防止に努め、植生の回復、緑地の造成その他の自然環境の保護に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する自然環境の保護に関する施策に

協力しなければならない。

3 事業者は、地球環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する地球環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、その所有又は管理する土地等について、適正な管理を行うことにより、清潔の保持、雑草の除去、植樹の促進、その他地域の環境保全に資するよう努めなければならない。

(自然保護協定の締結)

第7条 市長は、別に定める自然環境の保護に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者との間に自然環境の保護に関する協定を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずることができる。

(公害防止協定の締結)

第8条 市長は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため、工場等又は当該工場等に設置する施設から発生し、排出し、又は飛散する汚染質によって、人の健康又は生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該汚染質を発生し、排出し、又は飛散させる施設を設置している者又は設置しようとする者との間に公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずることができる。

(工場等に設置されている施設の規制)

第9条 市長は、工場等から発生し、排出し、又は飛散する汚染質によって、人の健康又は生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該汚染質を発生させ、排出し、又は飛散させている者に対し、期限を定めて、当該施設の構造若しくは使用の方法又は汚染質の処理の方法の改善を指導することができる。

(緊急時の措置)

第10条 市長は、濃霧の発生、濁水等の異常な気象条件その他特別な事情の発生により、汚染質の発生、排出、又は飛散が、人の健康又は生活環境を著しく損ない、又は損なうおそれがあると認めるときは、その事態を一般に周知させるとともに、汚染質を発生させ、排出し、又は飛散させる者(以下「汚染質排出者」という。)に対し、その発生し、排出し、又は飛散する汚染質の量等の減少又はその発生、排出、又は飛散の一時停止の措置を講ずるよう協力を求めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によってはその事態を改善することが困難であると認めるときは、当該汚染質排出者に対し、その発生し、排出し、又は飛散する汚染質の量等の減少又はその発生、排出、又は飛散の一時停止の措置を講ずるよう指導することができる。

(事故時の措置)

第11条 汚染質排出者は、工場等に設置されている施設について、故障、破損その他の事故が発生し、汚染質が発生し、排出され、飛散し、又は浸透したときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならない。

- 2 汚染質排出者は、前項に規定する事故が発生したときは、直ちに市に通報するとともに、その事故の状況及び原因並びにその事故についての応急措置の内容及び復旧工事の計画を速やかに市に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る復旧工事を完了したときは、15日以内にその旨を市に届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する事故が発生した場合において、人の健康又は生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該汚染質排出者に対し、その事故の拡大若しくは再発の防止又は被害の防止のために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(地盤沈下に対する措置)

第12条 市長は、地下水の採取による地盤が沈下している地域において、地盤の沈下により人の生活環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該地域において工場等における事業の用に供するため地下水を採取する者(以下「地下水採取者」という。)に対し、地下水の採取の制限その他必要な措置を講ずるよう協力を求めなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によってはその事態を改善することが困難であると認めるときは、当該地下水採取者に対し、相当の期間を定めて地下水の採取の制限その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(報告及び検査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、汚染質排出者その他の関係者から施設の状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該関係者の工場その他の場所に立ち入り、その者の帳簿書類、施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(騒音等の発生の低減)

第14条 市民等は、日常生活における行為に伴い発生する騒音、振動又は悪臭(以下「騒音等」という。)により、人の健康又は生活環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認められるときは、騒音等の発生の低減に努めなければならない。

(生活排水対策)

第15条 市民等は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第8項に規定する生活排水をいう。)の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等を心がけるとともに、市の生活排水に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(地球環境の保全)

第16条 市民等は、地球環境の保全を図るため、次に掲げる各号について努めなければならな

い。

- (1) 自動車の効率的な利用及び公共交通機関の利用等による自動車の利用に伴う環境負荷の低減
- (2) 省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入
- (3) 資源の循環的利用
- (4) その他地球環境の保全を図るために必要な取組
(環境の保全に関する教育及び学習)

第 17 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るとともに、市民及び事業者が環境の保全に関する活動を積極的に実施できるための必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境保全地区の指定)

第 18 条 市長は、自然環境及びそれらが形成する自然景観(以下「自然環境等」という。)の保全を図るため必要があると認めるときは、自然環境等を保全する地区(以下「自然環境保全地区」という。)を指定することができる。

- 2 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 2 条第 1 号に規定する自然公園の区域、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第 22 条第 1 項に規定する自然環境保全地域の区域、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区並びに岡山県自然保護条例(昭和 46 年岡山県条例第 63 号)第 7 条第 1 項に規定する岡山県自然環境保全地域及び同条例第 8 条第 1 項に規定する環境緑地保護地域等の区域は、前項の規定により指定する自然環境保全地区には含まれないものとする。
- 3 市長は、自然環境保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、総社市環境基本条例(平成 17 年総社市条例第 231 号)第 15 条に規定する総社市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則の定めるところにより、その旨を告示し、その案をその告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供さなければならない。
- 5 前項の規定による告示があったときは、その区域の住民及び利害関係者は、同項の縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 6 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又はその自然環境保全地区の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、その旨を審議会に諮るものとする。
- 7 市長は、自然環境保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 8 自然環境保全地区の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。
- 9 第 3 項の規定は自然環境保全地区の指定の解除及びその区域の変更について、第 4 項から第 6 項までの規定は自然環境保全地区の区域の拡張について、前 2 項の規定は、自然環境保全地区の指定の解除及びその区域の変更について、それぞれ準用する。

(自然環境保全地区内における行為の届出)

第 19 条 自然環境保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長へその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、その他土地の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立てること。
 - (5) 河川等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 立木の伐採をすること。
 - (7) 市長が指定する湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において、その湿原又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 2 自然環境保全地区に指定され、又はその区域が拡張された際、既に着手している前項の行為については、その指定又は区域の拡張の日から起算して 30 日以内に届け出なければならない。
- 3 次に掲げる行為については、前 2 項の規定は適用しない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が別に定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
(貴重野生動植物種の指定)

第 20 条 市長は、自然環境保全地区内に生息し、又は生育する野生動植物の種のうち、特に保護する必要があると認める種を貴重野生動植物種(ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)第 4 条第 3 項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第 5 条第 1 項に規定する緊急指定種並びに岡山県希少野生動植物保護条例(平成 15 年岡山県条例第 64 号)第 8 条第 1 項に規定する指定希少野生動植物を除く。)として指定することができる。

- 2 市長は、貴重野生動植物種を指定し、又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、貴重野生動植物種を指定し、又は指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(貴重野生動植物種の保護)

第 21 条 市民等は、前条で指定された貴重野生動植物種の保護に積極的に取り組まなければならない。

(助言又は指導)

第 22 条 市長は、自然環境等を保全するため、又は貴重野生動植物種を保護するために必要があると認めるときは、行為をしようとする者その他の関係者に対して必要な助言又は計画の変更を指導することができる。

(国等に関する特例)

第 23 条 国又は地方公共団体(以下「国等」という。)の行為については第 19 条第 1 項の規定による届出は必要としない。この場合において、当該国等はその行為をしようとするときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の通知があった場合において、当該地区の環境を保全するため必要があると認めるときは、当該国等に対し環境の保全のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

(標識の設置)

第 24 条 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、その地域内に当該地域である旨を表示した標識を設置するものとする。

(その他)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(総社市公害防止条例の廃止)

2 総社市公害防止条例(平成 17 年総社市条例第 156 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際附則第 2 項の規定による廃止前の総社市公害防止条例の規定により処分、手続きその他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の相当規定によってした処分、手続きその他の行為とみなす。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年総社市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

資料4 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る「環境基準」が定められています。また、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準が定められています。

1 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があり、前者はすべての公共用水域に基準値が適用されますが、後者は水域ごとに類型が指定された上で基準値が適用されます。また、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）及び海域の別に、基準値が設定されています。ここでは、河川と湖沼の基準値を記載します。

なお、地下水については「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が設定されていて、基準値は「人の健康の保護に関する環境基準」と同じです。

1 人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	人の健康の保護に関する環境基準値	地下水の水質汚濁に係る環境基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下

2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100m ℓ以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/100m ℓ以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ 以上	—

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマ、イワ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下

2 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼：天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ以下	15 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ以上	—

[注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用並びに水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下

3 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。

4 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準には、「一般地域」「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」にそれぞれ適用される基準値があり、その場所の用途地域の指定状況に応じた基準値が適用されます。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は道路端から20mの範囲を指します。

なお、環境基準値は「等価騒音レベル（変動騒音を、ある一定時間のエネルギー的な平均値として表した騒音レベル）」としての値で、「デシベル」は「dB」とも表示されます。

ア) 一般地域

地域の 類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A	55デシベル以下	45デシベル以下
B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

イ) 道路に面する地域

地域の 類型	車線	基準値	
		昼間	夜間
A	2車線以上	60デシベル以下	55デシベル以下
B	2車線以上	65デシベル以下	60デシベル以下
C	1車線以上		

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用する。

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下）にすることができる。	

5 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

項目	大気	水質及び水底の底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	水質：1pg-TEQ/l以下 底質：150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下
備考	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

あ 行

■悪臭防止法

都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。

悪臭の原因となる典型的な化学物質を『特定悪臭物質』として規制する方法、及び、種々の悪臭物質の複合状態が想定されることから物質を特定しないで『臭気指数』を規制する方法の2通りの方法がある。それらが悪臭として環境に支障を与えない程度となるよう事業場の敷地境界、排出口からの排出量、排出水中の濃度・臭気指数を規制している。違反があれば改善勧告、改善命令を受け、従わない場合には罰則が適用される。

■アスベスト

アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。

しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発がん物質と断定。日本でも、大気汚染防止法により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになり、石綿による健康被害の救済に関する法律が、2006年2月に制定された。

■アダプト制度

1985年にアメリカで導入された清掃美化活動が始まり。直訳すると「養子縁組をする」という意味で、自治体が管理する公園、道路、河川等の公共の場所を「子ども」に見立て、「里親」になってもらうボランティアとの間で「養子縁組」をし、自主的な美化活動を行う制度。

■ESD (Education for Sustainable Development)

環境悪化や貧困の増大などの弊害を招いた開発を反省し、将来にわたって、また地球規模の視点においても、あらゆる人々が自然環境などと共生できる持続可能な社会の達成を目指す教育をいう。「持続可能な開発のための教育」を表す英語の頭文字をとってイー・エス・ディーと呼ぶ。

環境・社会・経済のバランスのとれた社会を実現するため、環境教育だけでなく、人権・平和・貧困撲滅、健康・男女間の公平、異文化理解などの広い概念を含んでいる。

また、ESDに関する地域の拠点をRCE (Regional Centers of Expertise on Education for Sustainable Development) といい、要件を満たした地域について国連大学が認定する。岡山地域（現在は岡山市域）は、2005年6月29日に、世界6地域（国内では仙台広域圏）とともに世界で最初に認定されたRCEである。

■硫黄酸化物

硫黄と酸素の化合物をいう。主なものは二酸化硫黄（ SO_2 ）と三酸化硫黄（ SO_3 ）があり、重油等硫黄分を含む燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は、刺激性の強いガスで、臭いを感じ

じ、目に刺激を与え、呼吸機能に影響を及ぼす。

■一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。現行の廃棄物処理法の下では、地方自治体が収集・処理・処分の責任を負う。発生源別に、生活系と事業系の2つに区分される。

■エコアクション 21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度である。

■オゾン層

地上から 10～50km の高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少しているオゾンホールが観測され、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

か 行

■化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を化学薬品で分解する時に消費される酸素の量で、海域や湖沼の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。CODが高いほど有機物が多い。

■家電リサイクル法

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電 4 品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。

■環境家計簿

日常の生活で消費するエネルギーや缶、ペットボトルを二酸化炭素の量に置き換えて計算する、環境負荷の管理表である。

■環境基準

環境基本法第 16 条に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

また、これら基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠

として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

■環境基本法

それまでの公害対策基本法、自然環境保全体法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、**1993**年に制定された。

基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、**6月5日**を環境の日とすることも定められている。

■環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

■環境保全型農業

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。

有機農業や自然農法、代替農業、低投入持続型農業などが含まれるが、化学資材の使用はまったく認めない無農薬・無化学肥料栽培という最も厳格な立場から、多少の使用は認めるという減農薬・減化学肥料という立場まで幅がある。

■環境マネジメントシステム（環境管理システム）

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。**1992**年の「地球サミット」を契機に、国際標準化機構本部に環境管理に関する専門委員会が設置され、**1996**年9月に環境マネジメントの国際規格「**ISO14001**」等が定められた。

環境マネジメントシステムの内容としては、(1)環境マネジメントに関する方針の作成、(2)環境に関する目的・計画の作成、(3)実施・運営（体制整備、従業員の訓練、文書管理等）、(4)点検・是正（記録、環境マネジメントシステムの監査等）、(5)経営者による環境マネジメントシステムの見直しといった組織内の一定の手続きを規定し、システム自体の改善を目的とする。

■グリーン購入

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。製品やサービスの選択に当たっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により製造、販売されること、などを重視する必要がある。

平成**12**年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課され、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。

■グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の動き、特に、都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として、農林水産省が主導。

■健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、鉛、クロム(6価)、ヒ素、水銀、アルキル水銀と化学技術の進歩で人工的に作り出されたPCBのほかトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物など26項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質である。日ざしの強い夏季に高濃度になりやすく、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。光化学スモッグの原因物質の一つ。光化学オキシダント注意報は、1時間値が0.12ppm以上で、気象条件からみて、汚染の状態が継続すると認められる時発令される。

■こどもエコクラブ

次代を担う子どもたちが、地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、1995年に当時の環境庁が主体となり発足した事業。(財)日本環境協会に全国事務局を置き、市区町村の環境担当課がコーディネーターとして登録などの役割を担う。小・中学生数人～20人程度でグループをつくり、大人の連絡係(サポーター)を加えて年度ごとに登録し、活動する。

さ 行

■3R(サンアール)

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「循環型社会形成推進基本法」は、この考え方に基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクル、(4)熱回収(サーマルリサイクル)、(5)適正処分と定めている。3Rに「リフューズ(Refuse=ごみになるものを買わない)」を加えて「4R」、さらに「リペア(Repair=修理して使う)」を加えて「5R」という場合もある。総社市では4Rとして取り組みを推進している。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリなど廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいう。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければならない。

■自然環境保全基礎調査

自然環境保全法に基づき、環境省が実施する日本の自然環境全般に関する調査。自然環境保全施策を推進するための基礎資料を得ることが主な目的。概ね5年ごとに調査を行い、「緑の国勢調査」とも言われている。調査項目は、植生、野生動植物、地形地質、陸水域、海域、生態系など多岐にわたっている。

■自然公園

すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいう。国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

■持続可能な社会

人類が生存する基盤の環境と社会経済活動が両立した社会。

■循環型社会

地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会を、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

■植生

ある地域における植物体の集まりの総称。

■新エネルギー

「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。新エネルギーには、太陽光発電・太陽熱利用・風力発電・バイオマス燃料製造等の自然エネルギーや、ハイブリッド自動車・電気自動車等のクリーンエネルギー自動車などがある。

■振動規制法

この法律では、都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい振動を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。

一方、指定地域内で著しい振動を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出すること等の措置が定められている。また、市町村長は、道路沿道において道路交通振動が一定の限度（「要請限度」という）を超えて周辺的生活環境が著しく損なわれていると認める時には、都道府県公安委員会に対して交通規制を行うよう要請することができ、道路管理者に対して道路の改善等について要請できることになっている。

■水質汚濁防止法

水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透を

規制。さらに生活排水対策の実施を推進。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。

また、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液により人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしている。なお、同法で規制される「排水」は、特定事業場から公共用水域に排出される水。

■水洗化率

下水処理人口（下水道を使用することができる区域の人口）に対する水洗化人口（実際に下水道に接続している人口）の割合をいう。

■生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛の10項目あり、基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に適用した類型によって項目ごとに定められている。

■生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。BODが高いほど有機物が多く、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、水生生物の生息環境が悪化しやすい。

■騒音規制法

この法律では、都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内であって著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずることになる。

一方、指定地域内で著しい騒音を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出する等の措置が定められている。

また、自動車騒音については、環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定めることになっている。さらに、市町村長は、道路沿道において自動車騒音が一定の限度（「要請限度」という）を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、都道府県公安委員会に対して交通規制を行うよう要請することができ、また道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を表明することができることになっている。

た 行

■ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾジオキシンの通称であり、ダイオキシン類対策特別措置法では、これにポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを加えてダイオキシン類としている。

ダイオキシン類は、廃棄物焼却等の過程で生成される有機塩素系化合物であり、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。また、ダイオキシン類は、分解されにくいいため、環境中に広く存在するといわれているが、量は非常にわずかである。

■大気汚染防止法

この法律は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、(1) 工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2) 有害大気汚染物質対策の推進、(3) 自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。また、無過失であっても健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任（無過失責任）を定めることにより被害者の保護を図ることも規定している。

■大腸菌群数

大腸菌とは、乳糖を分解し、酸とガスを形成する好気性又は嫌気性の菌をいう。大腸菌が水中に存在するという事は、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものである。

■地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線の形で放射された熱が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約 15℃ に保たれている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温は-18℃になってしまうといわれている。

ところが、近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

■地産地消

地域で生産された食べ物（農林水産物）を、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。食べ物以外の生産物についていう場合も多い。

■窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）などをいう。主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生し、発生源は自動車、ボイラー、家庭暖房など広範囲にわたっている。

■TEQ

Toxic Equivalent の略。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なる。異性体の中でも最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により換算した量。各異性体ごとに濃度と TEF の積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度の TEQ 換算値という。

■特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

外来生物（移入種）による生態系等への影響を防止するための法律。一般に、外来生物法と略称される。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼育、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。生態系等への被害が認められる生物は、特定外来生物として指定され、飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などが規制される。これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられる。

■特定植物群落調査

「自然環境保全基礎調査」（環境省）の一環として、(1) 原生林またはそれに近い自然林、(2) 稀な植物群落又は個体群など、8項目の基準によって学術上重要な群落、保護を要する群落等をリストアップする調査。

■土壤汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壤中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健康を損ない又は人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されることを土壤の汚染という。

土壤汚染の原因となる物質は、カドミウム等の重金属やテトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物、ダイオキシン類などであり、28項目について環境基準が定められている。

■土壤汚染対策法

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

同法第3条又は第4条に基づく土壤汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示されるとともに、指定区域台帳に記帳して公衆に閲覧される。また、当該指定区域の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者、汚染原因者が不明等の場合は土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置が命令される。さらに、当該指定区域においては土地の形質の変更が制限される。

な 行

■二酸化硫黄（SO₂）

不純物として石炭中に最大2.5%程度、原油中に最大3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。

二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961年頃より発生した四日市ぜんそくがあげられる。

■二酸化窒素（NO₂）

一酸化窒素（NO）と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺

激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

は 行

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。近年ではハイブリッド自動車の販売台数が増加し、このタイプの乗用車を見かけることも多くなっている。

■バイオディーゼル燃料

植物性廃食用油の資源化技術のひとつ。不純物除去の前処理をした廃食用油を原料として製造し、軽油代替燃料として使う。大規模なプラントを必要としないこと、業者や市民による地域の廃食用油回収運動と結びついていることに特徴がある。

■バリアフリー化

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

■ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、特に開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間づくりが行われる。

■浮遊物質（SS）

水中を浮遊する物質の量。1リットルの水をろ過して残る物質の量で水の濁りの程度を表す。

■浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$ （10 マイクロメートル＝10 万分の 1m）以下の粒子をいう。 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。

■フロン回収破壊法

正式名称は「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」。

モントリオール議定書（オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、該当する物質の生産、消費及び貿易を規制することをねらいとする）による国際的な約束に基づき、オゾン層破壊物質の生産量及び消費量の削減や全廃が進められているが、フロン使用機器の廃棄に伴って使用されていたフロン等が大気中に放出されないようにすることが必要であり、それを確実に進めていくことを目的とした法律である。

■フロンガス

炭化水素の水素原子のいくつかが、塩素原子やフッ素原子で置き換ったものの総称。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもっており、クーラーや冷蔵庫等のほか、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、成層圏のオゾン層を破壊し、その結果地表の紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして一部を除いて生産が中止された。

■文化財

文化活動の結果として生み出されたもので文化的価値を持つもの。文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群の5分野が文化財として定義されている。

有形文化財：建造物・絵画・彫刻・古文書・考古資料などの歴史上、芸術上、学術上価値の高い有形の文化財。

無形文化財：歌舞伎・能楽・文楽等の芸能、陶芸・染色等の工芸技術などの歴史上、芸術上価値の高い無形の文化財。

民俗文化財：風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋など国民生活の推移の理解に不可欠なもの。

記念物：貝塚・古墳・城跡等の遺跡、庭園・峡谷・海浜等の名勝地及び動物・植物・地質・鉱物等のうち、歴史上、学術上、芸術上又は鑑賞上価値の高いものの総称。

伝統的建造物群：宿場町・城下町・農漁村等周囲の環境と一体となって歴史的趣きを形成している集落や町並みで価値の高いもの。

や 行

■有害化学物質

有害化学物質は、環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

■有機塩素系化合物

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等の塩素系の化合物をいう。一部には発がん性もある。洗浄剤、溶剤等としてすぐれた特性を持つ反面、環境に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質であり、人の健康の保護に関する環境基準項目である。

■ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人が快適に利用できる製品、建物、空間をデザインすること。例をあげると、高齢者でも歩きやすい舗装、車イスでも通行できるスロープの設置、文字が読めなくても場所がわかる案内板、文字が読めなくても利用できるトイレ設備など。

■溶存酸素（DO）

水の自浄作用（有機物を酸化し、安定な形とすること等）や水生生物の生存に必要とされる酸素が水中に溶けている量である。一般に数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

■4R（ヨンアール）

3R（サンアール）参照

ら 行

■リターナブルびん

一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用されるガラスびんのこと。小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカーで洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売される。

■類型指定（類型あてはめ）

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては水域の利用目的、現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な水域や地域を当てはめ、指定することをいう。

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行したもの。IUCNから発行された初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、もっとも危機的なランク（Endangered）に選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていた。日本でも、1991年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁（現・環境省）がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されているかあるいは作成準備中である。英語の頭文字をとってRDBと略称される。また、作成者を表すため環境省版RDB、都道府県版RDBなどと言われることが多い。

■レッドデータブックカテゴリー

絶滅のおそれのある種のリスト（レッドリスト）あるいはそれを掲載した「レッドデータブック」を作成する際に、種ごとの危険性のランクづけに採用される基準。絶滅危惧種カテゴリーともいわれる。各カテゴリーの名称は、

- ・絶滅（Extinct; EX）
- ・野生絶滅（Extinct in the Wild; EW）
- ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）
- ・絶滅危惧ⅠA類（Critically Endangered; CR）
- ・絶滅危惧ⅠB類（Endangered; EN）
- ・絶滅危惧Ⅱ類（Vulnerable; VU）
- ・準絶滅危惧（Near Threatened; NT）

- ・情報不足 (**Data Deficient; DD**)

- ・附属資料：絶滅のおそれのある地域個体群 (**Local Population; LP**)

なお、絶滅危惧 I 類のうち、数値基準によりさらに評価が可能な種については絶滅危惧 IA 類 (**CR**) 及び IB 類 (**EN**) に区分することとしている。また、上記のうち **CR**、**EN**、**VU** を“絶滅のおそれのある種”としている。

総社市環境基本計画

発行日 平成21年3月

発行者 総社市

編集 総社市生活環境部環境課

〒719-1192

総社市中央一丁目1番1号

TEL 0866-92-8256

URL <http://www.city.soj.a.okayama.jp/>